

三原市長期総合計画

基本構想 令和7(2025)年度～令和32(2050)年度

基本計画 令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

すごいぞ三原!!
～ 幸せのまちづくり大作戦～

令和7(2025)年 3月



はじめに

私たちが住む三原市が市制施行 20 周年を迎えた今年、2050 年までのまちづくりの指針の総合計画を策定しました。「自然が豊か」、「日常生活が便利」、「価値観を認め合える」、「出産・子育てがしやすい」、「やりがいをもって仕事ができる」、「市内に活気があふれている」など、市民アンケートやワークショップ、団体へのヒアリングでいただいたたくさんの想いを踏まえて、市民の皆さまが思い描く理想の三原市の姿を描き、その実現のために今から取り組むべきことを示しています。

人口減少と少子・高齢化、気候変動と頻発化・激甚化する自然災害、不安定な国際情勢など、私たちをとり巻く状況は変化し続けています。2050 年までにも様々な変化が予想されますが、この計画に示す方向性を見失うことなく、変化する社会や経済に柔軟に対応しながら、進歩する技術の活用、創意工夫、事業や投資の選択と集中を行うことにより、市民の皆さまの穏やかな日常を守り、持続可能なまちづくりを進める所存です。

この計画を、市民、事業者、団体、行政、三原市に関わる全員で共有し、安心と幸せを感じながら自分らしく生活できるまちを、力を合わせて一緒に創りましょう。

令和 7 (2025) 年 3 月

三原市長

岡田 吉弘



目次

基本構想

第1章 長期総合計画の概要	2
1 策定の背景と目的	
2 構成と期間	
第2章 三原市の現況	3
1 三原市の状況	
2 現行長期総合計画の総括	
3 市民の想い	
第3章 令和32(2050)年に向けて	9
1 令和32(2050)年の将来予想	
2 令和32(2050)年を見据えた三原市の重要課題	
第4章 基本構想	32
1 令和32(2050)年の“めざすべきまちの姿”（将来像と基本目標）	
2 “めざすべきまちの姿”の実現に向けて	

基本計画

第1章 基本計画の概要	36
1 策定の趣旨	
2 施策の体系	
第2章 施策の内容	38
基本目標1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち	38
政策1-1 人権、男女共同参画	38
施策1-1-1 人権教育・啓発の推進	
施策1-1-2 男女共同参画社会の形成	
政策1-2 市民活動	42
施策1-2-1 地域づくり活動の活性化	
施策1-2-2 市民協働のまちづくりの推進	
政策1-3 国際化・多文化共生	46
施策1-3-1 国際化・多文化共生の推進	
基本目標2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち	48
政策2-1 子ども・子育て	48
施策2-1-1 子ども・子育て支援の充実	
政策2-2 学校・就学前教育	50
施策2-2-1 学校教育・就学前教育の充実	
施策2-2-2 教育環境の整備・充実	

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ	56
施策 2-3-1 生涯学習の振興	
施策 2-3-2 青少年の健全育成	
施策 2-3-3 文化・芸術の振興	
施策 2-3-4 スポーツの推進	
基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち	64
政策 3-1 健康、医療	64
施策 3-1-1 健康づくりの推進	
施策 3-1-2 医療体制の維持	
政策 3-2 福祉、介護	68
施策 3-2-1 地域共生社会の推進	
施策 3-2-2 長寿社会対策の推進	
施策 3-2-3 障害者福祉の充実	
施策 3-2-4 社会保障制度の適正な運営	
政策 3-3 防災・減災	78
施策 3-3-1 災害対応力の強化	
施策 3-3-2 災害に強いまちの構築	
政策 3-4 生活の安全安心	84
施策 3-4-1 消防・救急体制の整備	
施策 3-4-2 防犯活動・交通安全対策の推進	
施策 3-4-3 消費者・生活者の安心の確保	
政策 3-5 環境	92
施策 3-5-1 環境保全と脱炭素の推進	
施策 3-5-2 循環型社会の形成	
政策 3-6 生活基盤	96
施策 3-6-1 計画的なまちづくりの推進	
施策 3-6-2 快適で安全な道路網の形成	
施策 3-6-3 都市基盤の保全・整備	
施策 3-6-4 安全・安心な水の安定供給	
施策 3-6-5 汚水の適正処理	
施策 3-6-6 快適で安全な住まいづくり	
施策 3-6-7 持続可能な地域公共交通網の形成	
基本目標 4 多彩な産業が活力を生むまち	110
政策 4-1 起業	110
施策 4-1-1 起業の支援	
政策 4-2 商工業、サービス業	112
施策 4-2-1 商工業・サービス業の振興	

政策 4-3 農林水産業	114
施策 4-3-1 農林水産業の担い手育成と生産振興	
施策 4-3-2 農林水産基盤の保全と長寿命化	
基本目標 5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち	118
政策 5-1 移住・関係人口	118
施策 5-1-1 移住の促進、関係人口の創出	
政策 5-2 観光	120
施策 5-2-1 観光の振興	
政策 5-3 歴史、文化財	122
施策 5-3-1 歴史・文化財の保存・活用	
政策 5-4 空港、港湾	124
施策 5-4-1 空港・港湾の活用	
政策 5-5 中心市街地	126
施策 5-5-1 中心市街地の活性化	
計画の実現に向けて	128
政策 6-1 行財政運営	128
施策 6-1-1 適正・効果的な行政運営の推進	
施策 6-1-2 適正な財政運営の推進	
政策 6-2 デジタル化	132
施策 6-2-1 デジタル化の推進	
政策 6-3 情報発信	134
施策 6-3-1 戦略的・効果的な情報発信	

参考資料

1 用語解説	138
2 市民アンケート調査結果概要	151
3 策定経過	158
4 諮問書	159
5 答申書	160
6 三原市長期総合計画策定条例	162
7 市長の附属機関に関する条例	164
8 三原市基本構想策定審議会委員名簿	166
9 三原市長期総合計画策定委員会設置要綱	167

基本構想

第1章 長期総合計画の概要

第2章 三原市の現況

第3章 令和32(2050)年に向けて

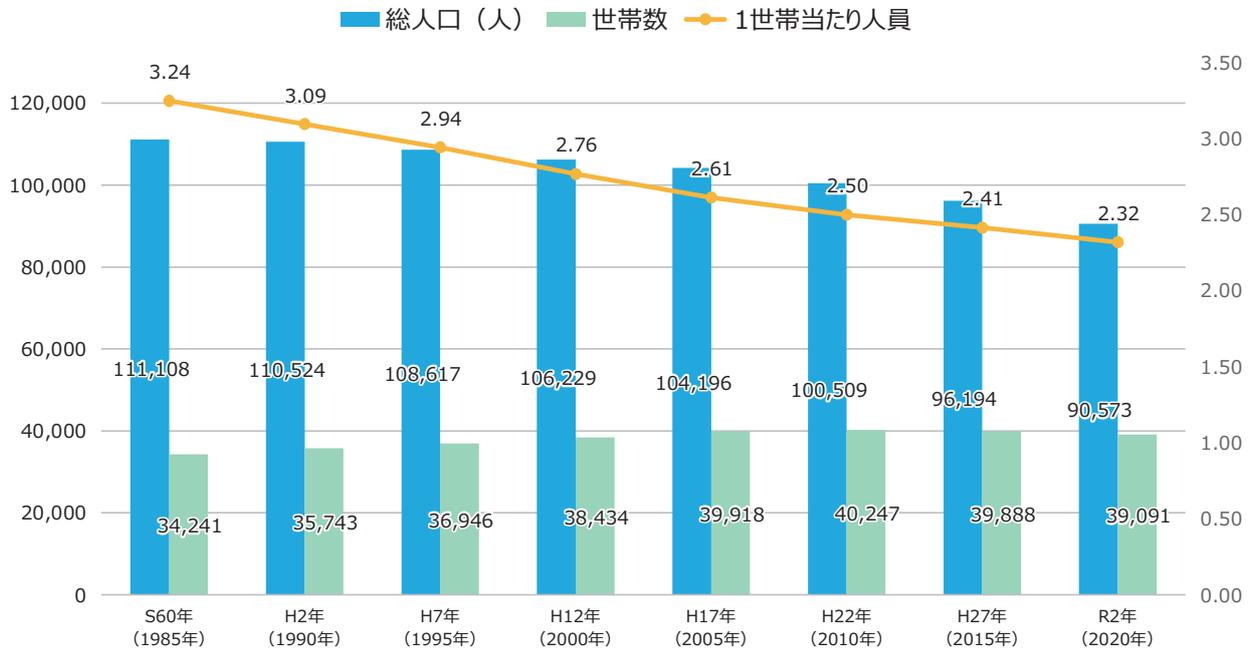
第4章 基本構想



(3) 人口

令和2(2020)年10月1日時点で、三原市の総人口は90,573人です。昭和60(1985)年以降、減少が続いています。一方、世帯数は増加傾向にあり、昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較では、4,850世帯増加しています。

図表 ■三原市の総人口・世帯数■

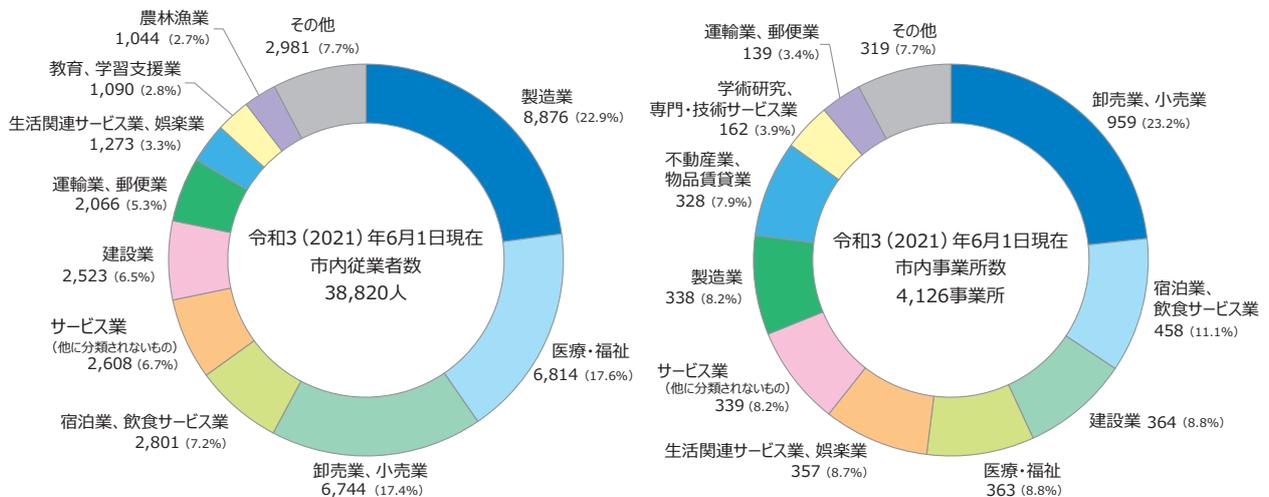


出典：「国勢調査結果（各年10月1日）」総務省統計局

(4) 経済・産業・暮らし

工業団地や産業団地に主に製造業の企業が立地し、経済と産業、産業活動に伴う雇用をリードしています。交通面では、空港や新幹線の駅、港の交通拠点を持っています。

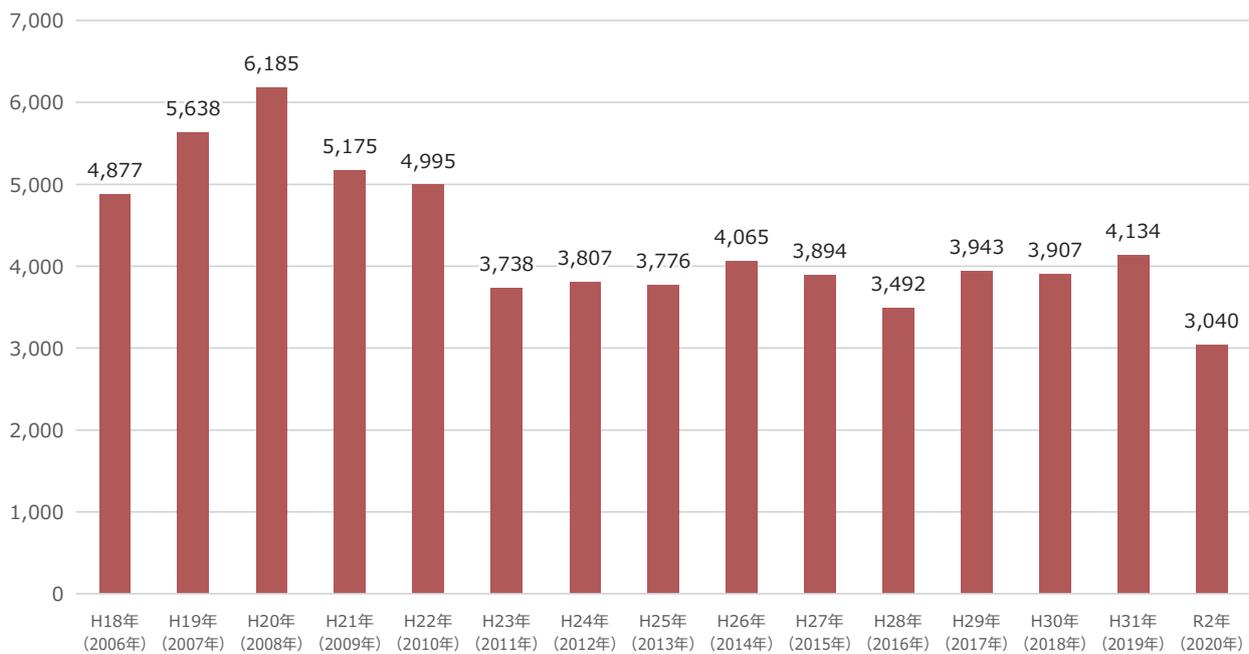
図表 ■三原市の産業別従業者数 (人)・事業所数 (事業所)■



出典：「令和3(2021)年経済センサス活動調査結果」総務省・経済産業省

※構成比の数値は、百分率の小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。

図表 ■三原市の製造品出荷額* (億円) ■



出典：「工業統計調査結果」広島県

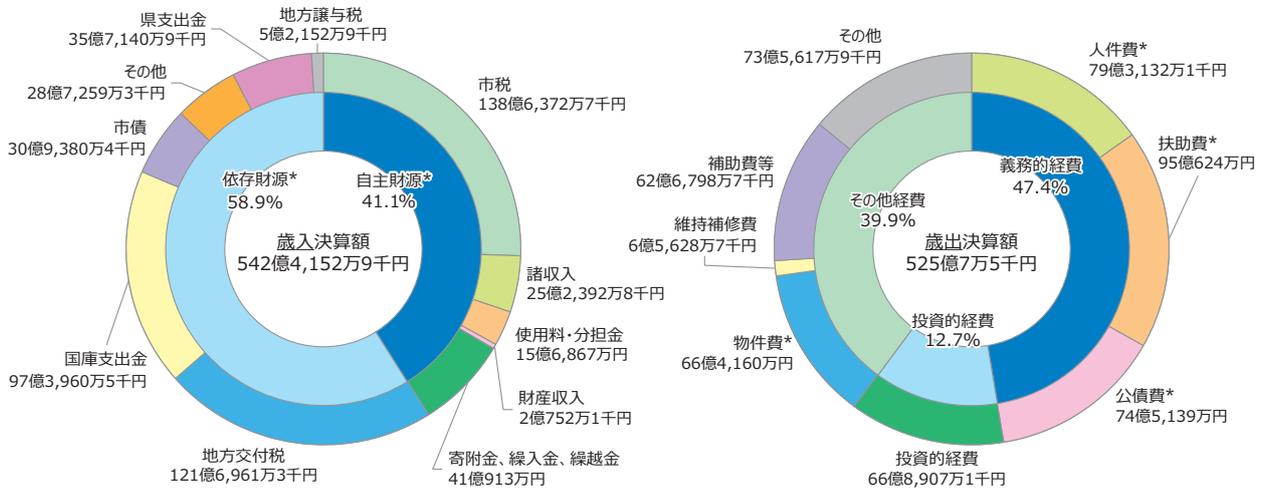


出典：「三原市シティプロモーションホームページ」

(5) 財政

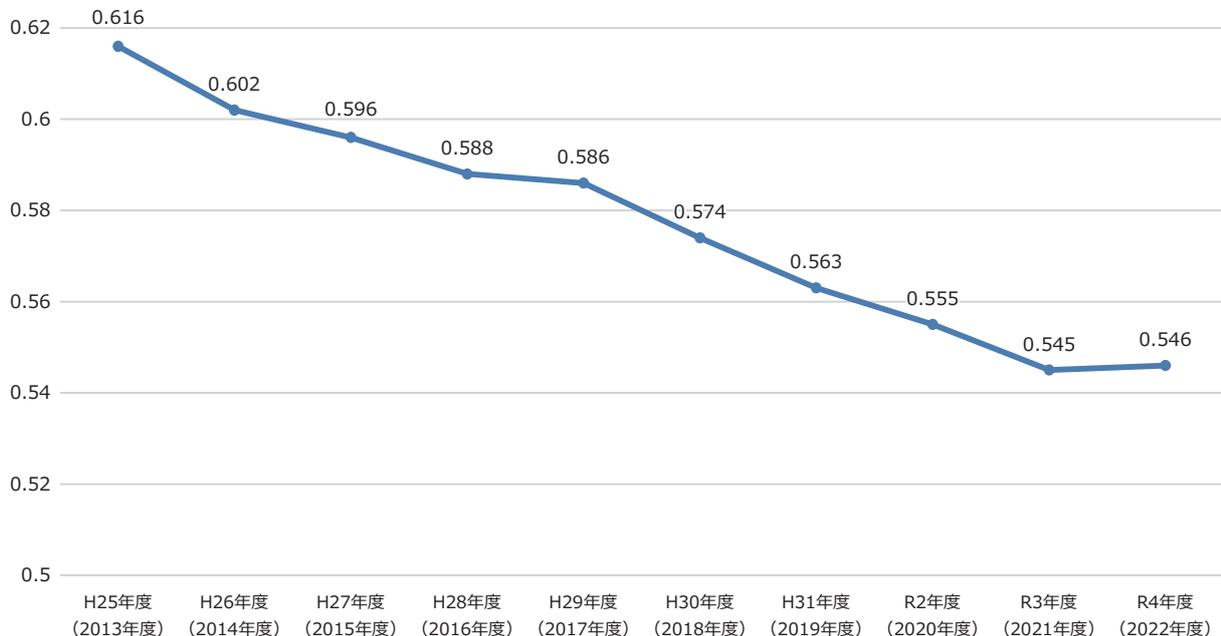
歳入決算額のうち、約6割は地方交付税などの依存財源*であり、自治体が自主的に収入できる財源である市税などの自主財源*の比率は、約4割となっています。また、財源に余裕があるかどうかを示す財政力指数*は、おおむね減少が続いています。

図表 ■三原市の令和4(2022)年度普通会計歳入歳出決算の状況■



出典：「令和4年度市町村普通会計決算カード」三原市

図表 ■三原市の財政力指数*■



出典：「市町村普通会計決算カード (各年度)」三原市

2 現行長期総合計画の総括

現行の長期総合計画の期間である平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの間の、本市のめざす方向についての状況は次のとおりです。

(1) 「令和 7(2025)年時点で、人口 9 万人を維持する」の状況

令和 4(2022)年 2 月に、維持の目標値としていた 9 万人を割りました。転出超過と出生数の減少が続いたことが要因です。その要因の理由として、若い世代の人口の流出傾向を改善できなかったことや、子を産み育てることに対する価値観の多様化などが挙げられ、平成 17(2005)年度から平成 26(2014)年度の 10 年間と比較して、減少のスピードが速まっています。これらのことは全国的な動向ではありながらも、次期計画においても人口減少の緩和について、分野を横断して対策を実行していく必要があります。

(2) 「令和 7(2025)年時点の市民満足度を災害前の水準である 85% 以上に上昇させる」の状況 (令和 7(2025)年度に実施予定の市民アンケート調査における「住み続けたいと感じる市民の割合」で計測)

住み続けたいと感じる市民の割合については、平成 30(2018)年の豪雨災害の直後に実施した市民アンケート調査では 71.7%、令和 3(2021)年度調査では 77.9%、直近の令和 5(2023)年度調査では 79.1% と上昇傾向ではありますが、若い世代ほど住み続けたいと感じる意向の数値が低い結果になっています。その理由として挙がる「生活環境がよくない」「娯楽施設が少ない」「進学・転勤・就労のため」に対して、可能な限り有効な対策を実行していく必要があります。

(3) めざすまちの方向に対する取組についての振り返り

基本目標として掲げるまちの状態を実現するために、各分野における施策を体系化し、それに基づく事業や取組を実施してきました。個々の事業や取組においては、設定した達成度を測る指標を満たし、着実な成果が見られるものもあります。一方で、それらの事業や取組は、差し迫った課題に対するアクションの側面が大きく、その成果が基本目標として掲げるまちの状態にどのように寄与したのかという評価が十分でなかった部分があります。今後は、人口減少や少子高齢化、技術革新、持続可能性など、三原市を取り巻く時代の動向も踏まえながら、将来の“めざすべきまちの姿”をイメージした上で、先を見据えた施策の立案が求められるとともに、その評価についても、直接的なアウトプットを指標として測るだけでなく、“めざすべきまちの姿”への貢献を意識した指標の設定が重要となります。

3 市民の想い

長期総合計画策定のために実施した市民アンケート調査（選択式）から見て取れる市民の想いです。

（１）活力あるまち、安心して暮らせるまちへの期待

市民アンケート調査による「自身の幸福感」では、約7割の人が幸せを感じ、「住みやすさ」では、約8割の人が住みやすさを感じていて、三原市での暮らしに対して一定程度の満足が見て取れます。その一方で、「幸せでないと感じる理由」には「自身や家族の健康に不安を感じる」や「若い人たちが住み続けたいと思えるような活気がまちにない」という回答が多くありました。また、「住みやすさ」を感じるどころとして、ほぼ全ての世代で「住み慣れている」の回答が多く、そのほかには「静か、閑静、のどか、穏やか」「自然が豊か、海・山がある」「買物の場所があり、日常生活が便利」の回答が多く見られました。反対に「住みにくさ」を感じるどころとしては、ほぼ全ての世代で「娯楽やレジャーが少ない」の回答が多く、次いで「公共交通機関が不便」の回答が多い結果となりました。「活力」と「安心」につながる取組が期待されています。

（２）将来の三原市のイメージ、大切にしてほしいこと

市民アンケート調査による「将来の望ましい三原市のイメージ」では、ほぼ全ての世代で「高齢者・子ども・障害者などが快適に安心して暮らせる福祉都市」の回答が最も多い結果となりました。また、「三原市がめざすべきまちの姿を表す言葉（キーワード）」や「大切にしてほしいこと」では、「支え合い」が最も多い結果となりました。人口減少が予測される中、お互いに助け合える人や場所が必要とされています。

第3章 令和32(2050)年に向けて

1 令和32(2050)年の将来予想

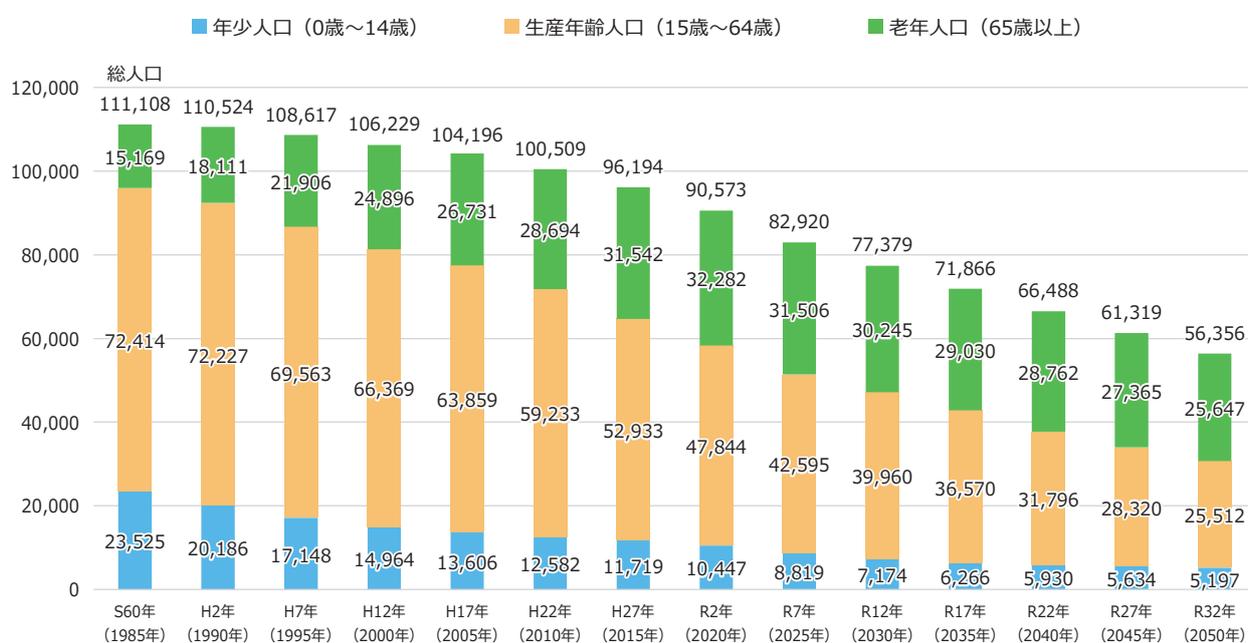
(1) 時代の動向

基本構想の策定に当たり、令和32(2050)年の重要課題や将来像を検討する上で必要な視点となる時代の動向を見ていきます。

ア 人口

昭和60(1985)年をピークに減少が続いています。推計では、総人口は令和12(2030)年に7万人台となり、令和22(2040)年に6万人台、令和32(2050)年には5万人台となります。昭和60(1985)年と令和32(2050)年の比較では、年少人口(0歳～14歳)は約8割減少、生産年齢人口(15歳～64歳)は約6割減少、老年人口(65歳以上)は約7割増加しています。人口減少により税収が減り、市の行政サービスや社会構造の維持が困難な状況が予想されます。各地域においても、人口減少は続き、令和7(2025)年と令和32(2050)年の比較では、三原地域と本郷地域は約3割が減少、久井地域と大和地域は約4割が減少する推計となっています。

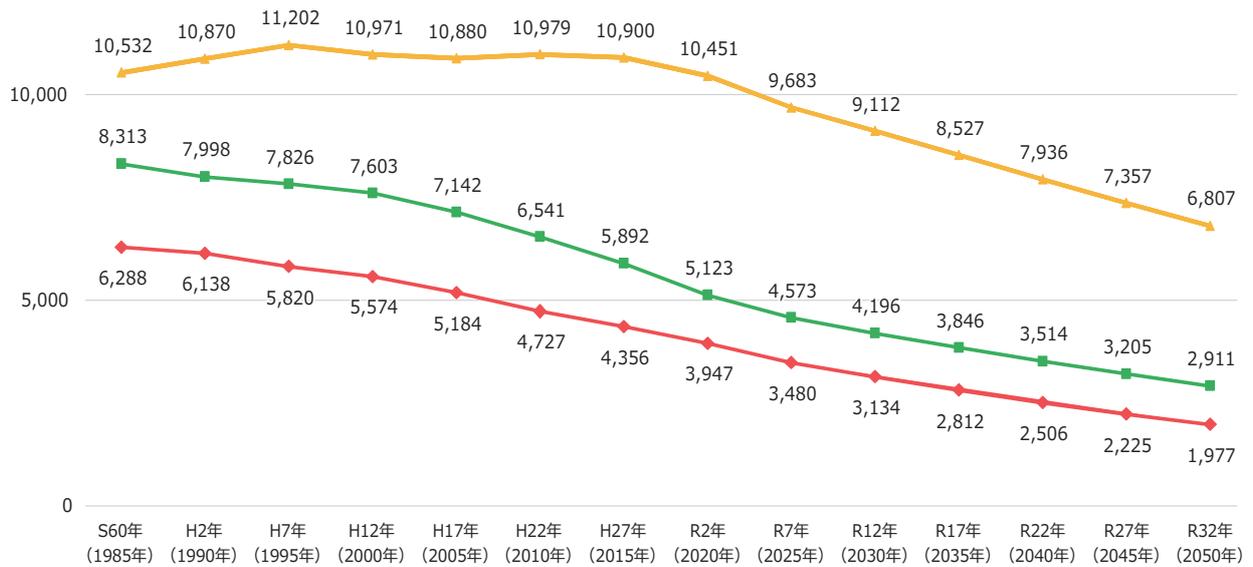
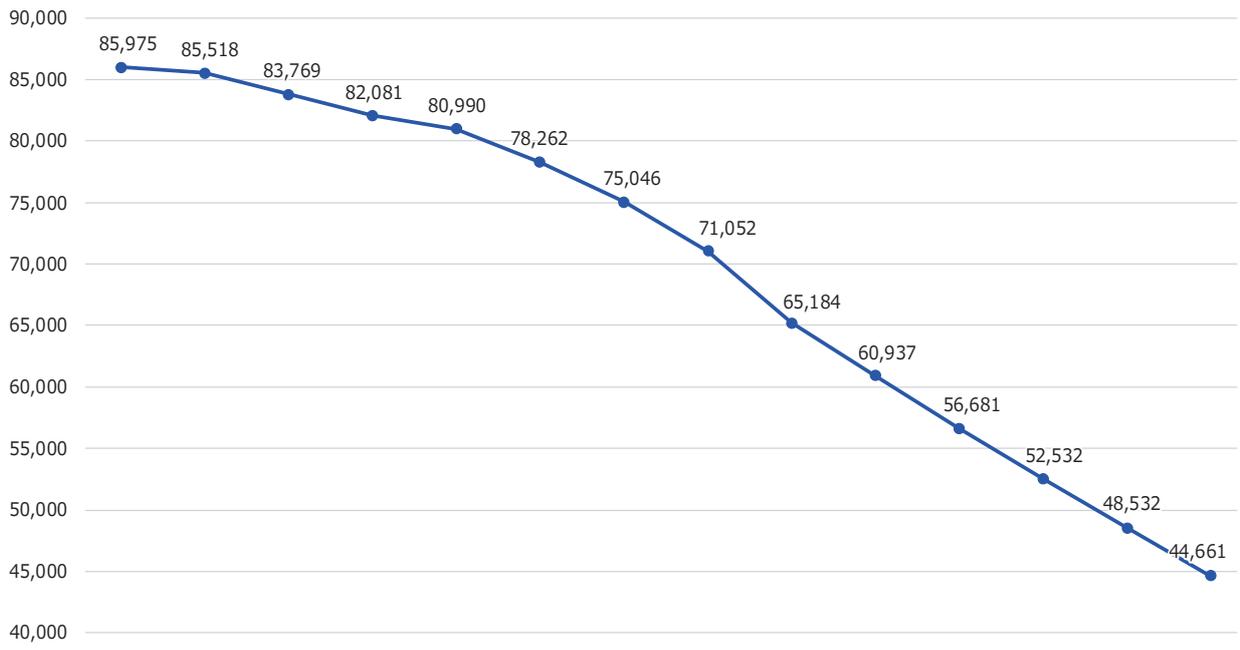
図表(1) - ア - 1 ■三原市の人口推計(人)■



出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果(各年10月1日)」総務省統計局
R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所

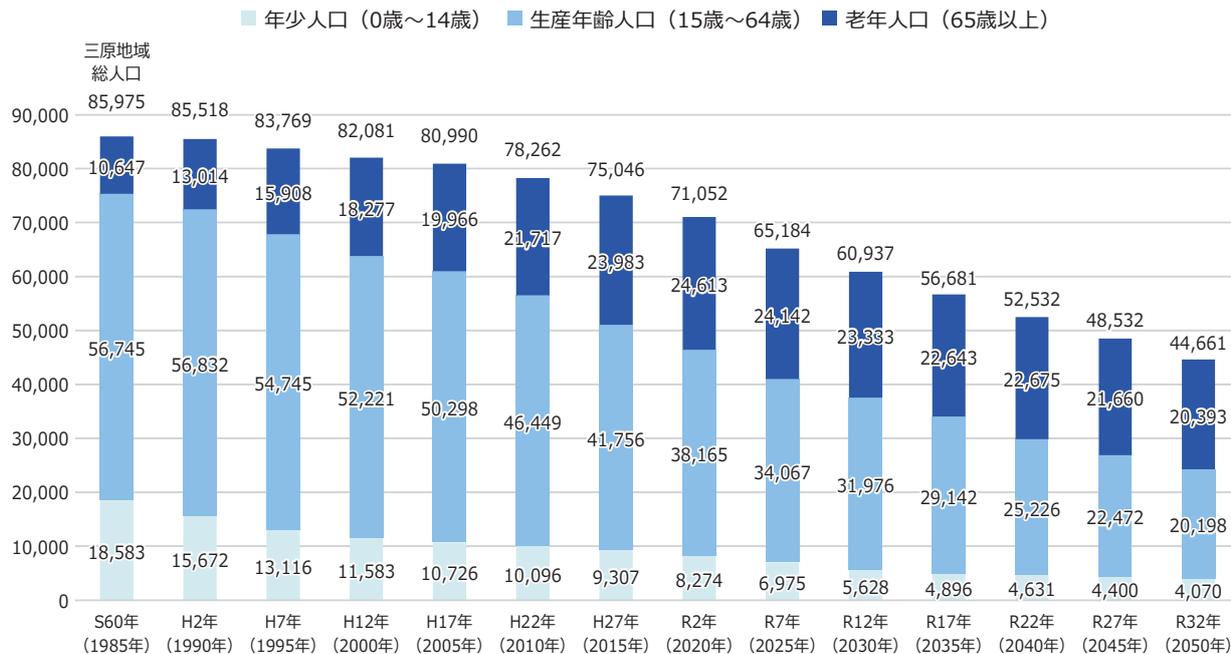
図表(1) -ア- 2 ■地域別の人口推計(人) ■

●三原地域 ●本郷地域 ●久井地域 ●大和地域



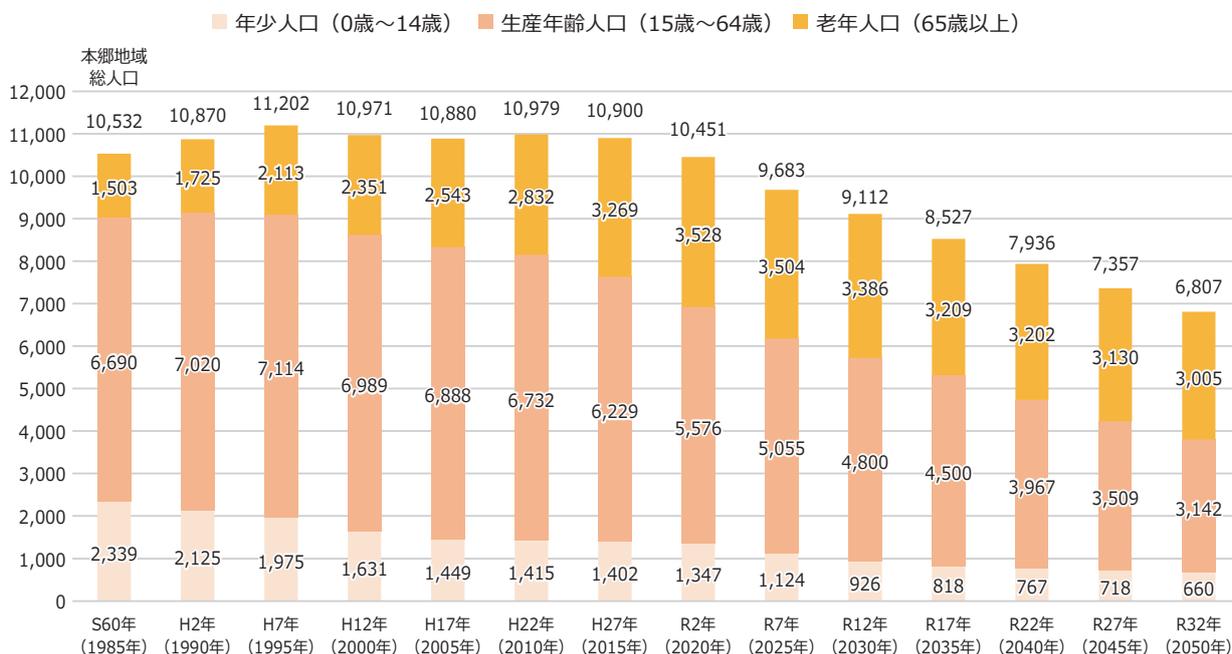
出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果(各年10月1日)」総務省統計局
 R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所に基づく独自推計

図表(1)-ア-3 ■三原地域の人口推計(人)



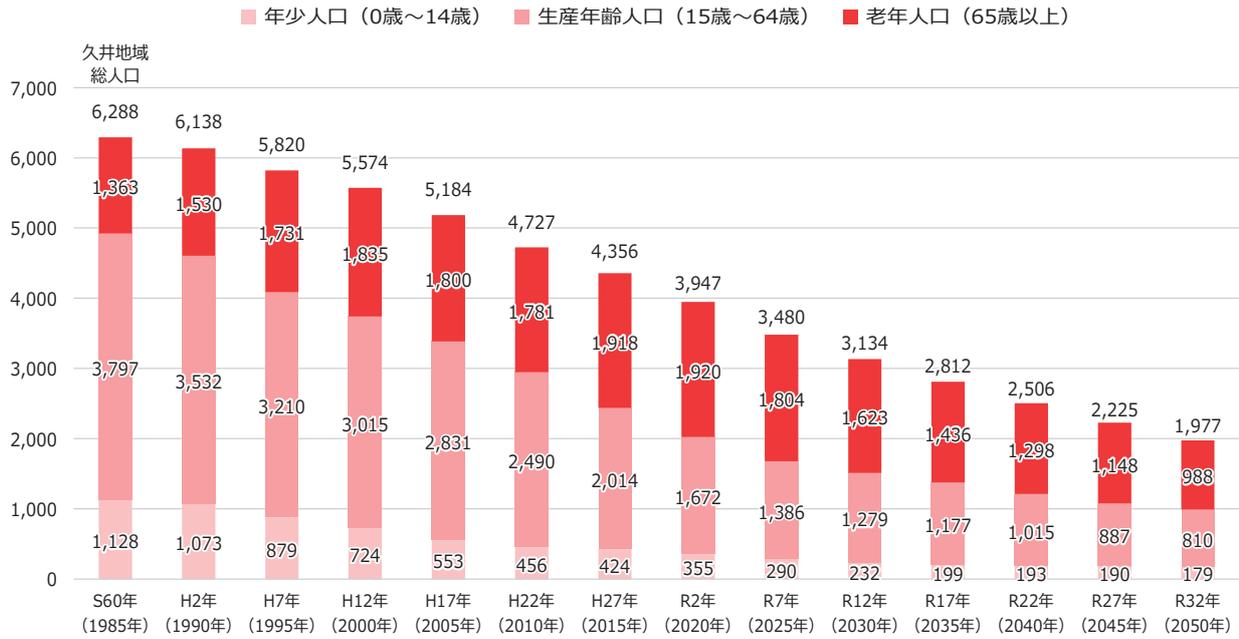
出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果(各年10月1日)」総務省統計局
 R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所に基づく独自推計

図表(1)-ア-4 ■本郷地域の人口推計(人)



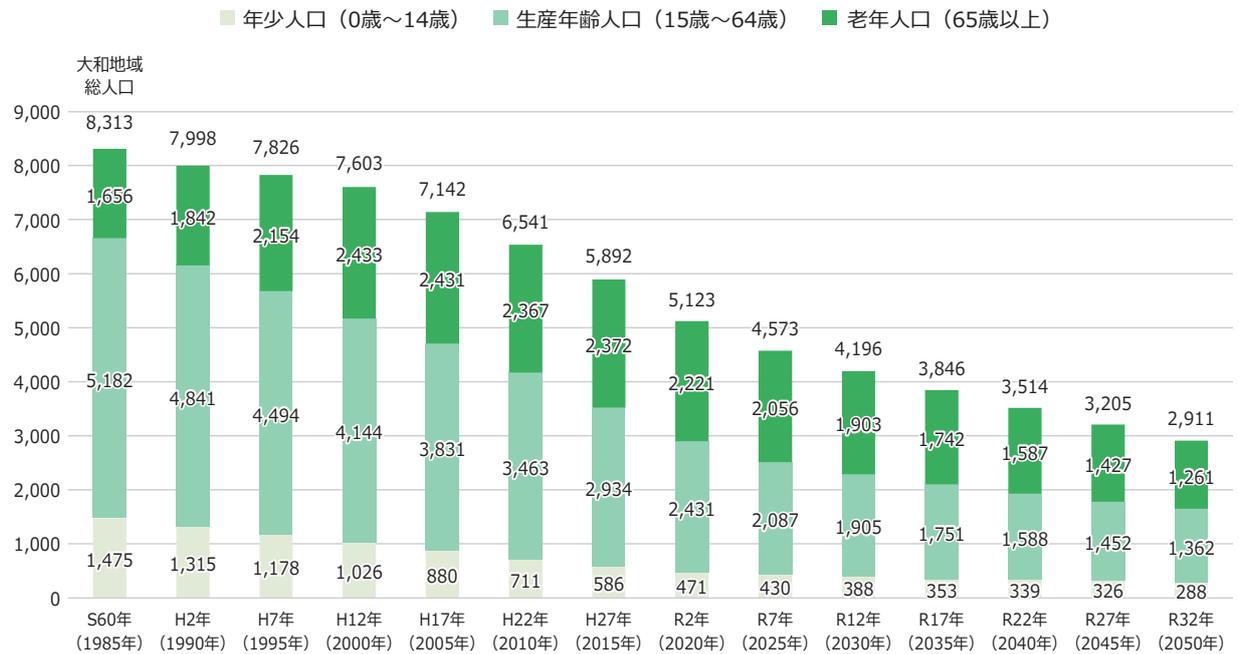
出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果(各年10月1日)」総務省統計局
 R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所に基づく独自推計

図表（１）－ア－５ ■久井地域の人口推計（人）■



出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果（各年10月1日）」総務省統計局
 R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」国立社会保障・人口問題研究所に基づく独自推計

図表（１）－ア－６ ■大和地域の人口推計（人）■



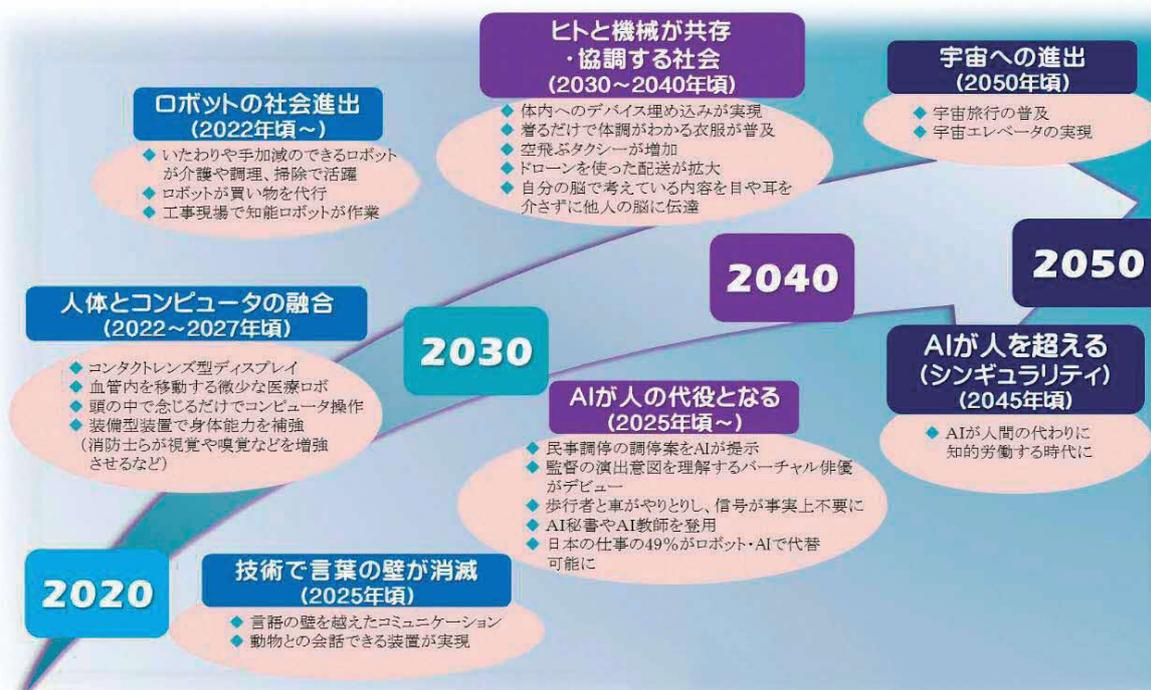
出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果（各年10月1日）」総務省統計局
 R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」国立社会保障・人口問題研究所に基づく独自推計

イ 技術革新

1990年代後半から現在に至るまで、コンピュータによる情報処理技術の発展やインターネットの普及により、ヒト・モノ・カネに加え、「情報」が重要な資源として存在感を高め続けています。それに伴い、ICT*に関連する産業が急速に成長し、経済の中心が製造業からサービス業へとシフトしてきました。そして、令和32(2050)年に向けては、国が掲げる「Society 5.0*」や「ムーンショット目標*」に向かい、AI（人工知能）やVR（仮想現実）、IoT（モノのインターネット）などのテクノロジーが目まぐるしいスピードで日々進歩を続けています。令和32(2050)年には、これまでの常識では全く想像もつかないライフスタイルになっている可能性があります。

より豊かで便利な生活の実現が想像される反面、令和27(2045)年頃には、AIが人の知能を超え、人間の労働を奪うといったネガティブな将来予想も聞こえてきます。また、公的サービスにおける活用においても、個人情報取り扱いなどに関するリスクも懸念されています。そのような中ですが、労働力や担い手の減少が懸念される人口減少社会においては、社会機能の維持や様々なサービスの提供において、これまで主であった人手の代替として、テクノロジーの活用を推進していく必要があります。また、人間が主体となり活用していくことで、より豊かな暮らしが実現することが重要です。

図表(1) -イ- 1 ■テクノロジーの今後の見通し■



出典：「未来をつかむ TECH 戦略」総務省

図表 (1) -イ- 2 ■仮想空間と現実空間の高度な融合■

Society 5.0
仮想空間と現実空間の高度な融合 → 人間中心の社会

Society 1.0 狩猟社会
Society 2.0 農耕社会
Society 3.0 工業社会
Society 4.0 情報社会

この絵の解説動画を見よう!
Society 5.0動画

一つの絵にストーリーがあります。詳細は文部科学省のホームページでご覧いただけます。
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpsa202101/detail/1421221_00030.html

文部科学省

出典：「令和3年版科学技術・イノベーション白書」文部科学省

図表（1）－イ－3 ■ムーンショット目標*（人々の幸福のために令和32(2050)年までに実現をめざす目標）■



<ムーンショット目標10> 2050年までに、フュージョンエネルギーの多面的な活用により、地球環境と調和し、資源制約から解放された活力ある社会を実現



出典：「内閣府ホームページ」

ウ 持続可能性

平成 27(2015) 年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な世界の実現をめざす国際目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」が採択されました。17 のゴール・169 のターゲットは、全ての国が取り組むべき普遍的な目標であり、世界で起きている社会問題に対する取組は、全て SDGs のめざすべきゴールに向かっていきます。SDGs は、令和 12(2030) 年までの達成をめざす目標であり、令和 32(2050) 年に向けた重要課題を検討する上では、通過点となります。

市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人が、自身の行動の指針として持ち合わせ続けなければなりません。

図表 (1) -ウー 1 ■ SDGs ポスター■



出典：「国際連合広報センター ホームページ」

(2) 三原市の令和32(2050)年の将来予想と市民が思い描く理想のまち

人口減少などを踏まえた市民生活の各分野における理想的なまちの状態を検討するために、市民ワークショップ、市内団体（各種団体、組合、協会、機関など）の代表者へのインタビュー（以下「団体インタビュー」という。）、職員ワークショップを実施しました。分野ごとの将来予想とともに、ワークショップでの検討結果や団体インタビューで出された意見を「市民が思い描く理想のまち」として示していきます。

ア 子育て・教育

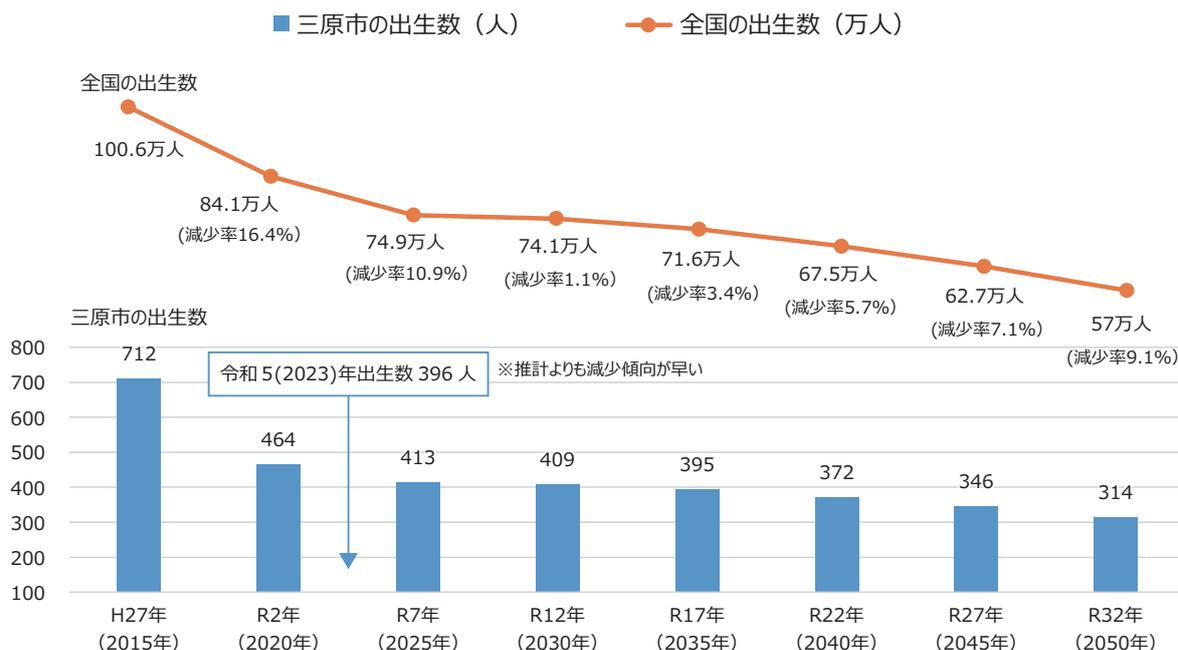
○ 将来予想

現在、三原市内で分娩を取り扱う医療機関は1つです。近隣市では、医師の高齢化や不足などの原因により、分娩取扱医療機関の閉院などの状況が見られます。将来にわたって、市内での分娩機能の維持は、まち全体の課題といえます。出生数については、令和5(2023)年は年間で400人を割り、国の推計値を参考にした推計を大幅に超えるペースで減少しています。子どもの数が減ることにより、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校などの小規模化の進行や、施設の減少が予想されます。

○ 市民が思い描く理想のまち

希望する人々が安心して子どもを産み育てることができるまちになっています。また、子ども、親、地域の人々がともに支え合い、成長をしています。全ての子どもたちが、学びたいことを自由に学ぶ場があり、子どもの頃から将来の自分の姿をイメージし、将来にわたって幸せな状態で生活しています。

図表(2)ーアー1 ■出生数の推計■



出典：全国の出生数「将来推計人口（令和5年推計）の概要」厚生労働省 ※ H27(2015)年・R2(2020)年は実数
三原市の出生数 H27(2015)年～R5(2023)年 …「住民基本台帳」三原市
R7(2025)年～R32(2050)年 …「将来推計人口（令和5年推計）の概要」の推計値の減少率を適用した場合の独自推計

イ 健康・福祉

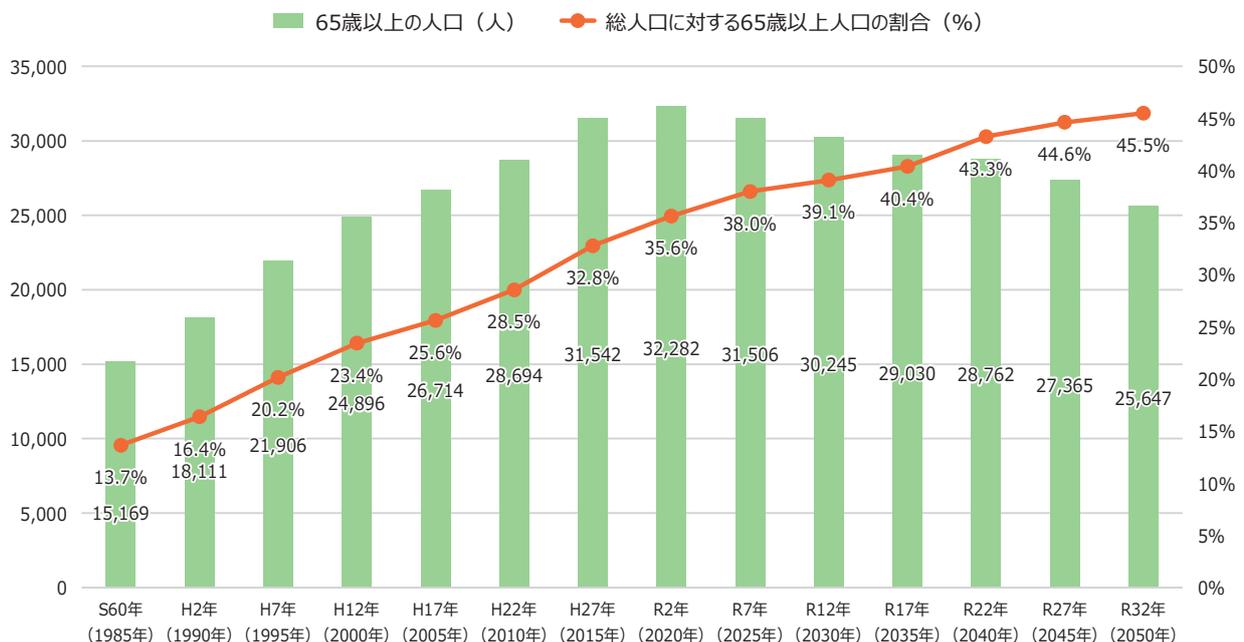
○ 将来予想

厚生労働省の「健康寿命*の令和元年値について（令和3(2021)年12月発表）」によると、令和元(2019)年の健康寿命*は、男性が72.68歳（平成22(2010)年の数値に対して+2.26歳）、女性が75.38歳（同+1.76歳）です。医療技術の進歩などにより、平均寿命の延伸が予想されます。令和2(2020)年以降、老年人口は減少傾向となりますが、総人口に対する高齢化率は上昇を続けます。高齢化と密接に関係する医療・介護の需要は、推計上は令和7(2025)年以降の老年人口のピークアウトに合わせ、減少していくものと考えられます。

○ 市民が思い描く理想のまち

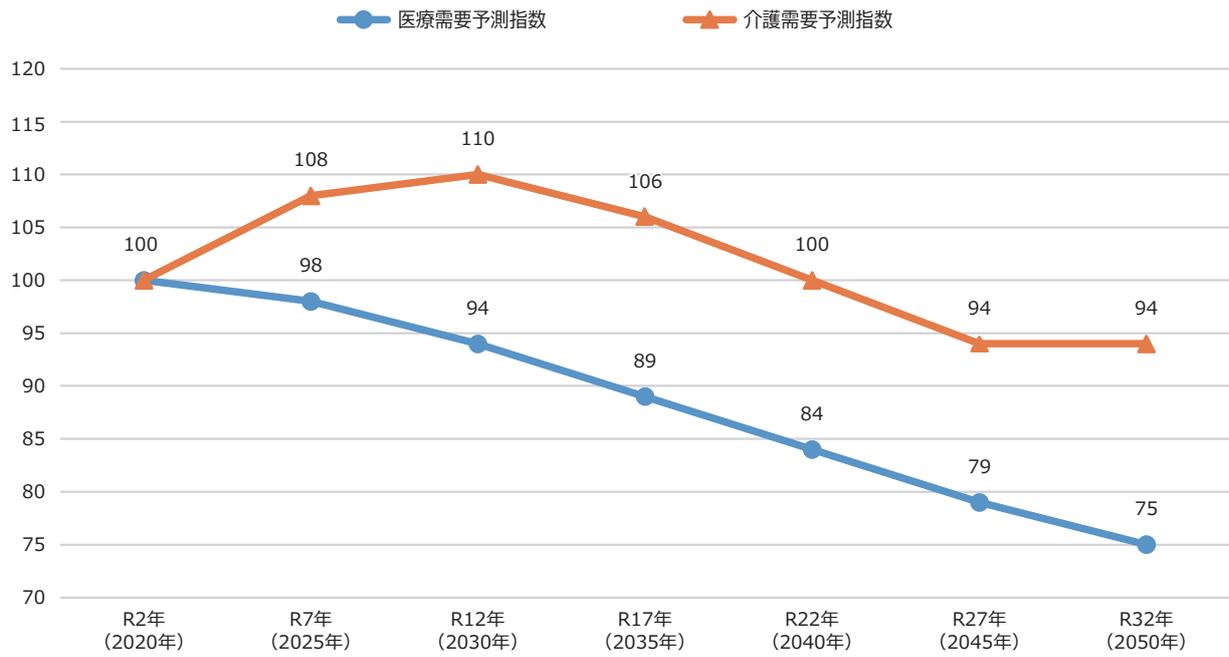
全ての市民が生涯自立してやりたいことをやることができる健康状態を維持し、必要なときに住み慣れた地域で医療・介護などの支援を受けることができるまちになっています。病気や障害などがある人も含め、全ての市民が心豊かに充実した人生を過ごすことができます。その前提として、困ったときにお互いに支え合える人や場所、ネットワークが確立されています。また、若い世代がそうした様子を見て、安心して三原に住み続けたいと思えることにもつながっています。

図表(2)-イ-1 ■三原市の高齢化率(65歳以上人口の割合)の推計■



出典：S60(1985)年～R2(2020)年…「国勢調査結果(各年10月1日)」総務省統計局
R7(2025)年～R32(2050)年…「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所

図表 (2) -イ- 2 ■三原市の医療需要・介護需要の推計■
 ※令和2(2020)年の需要を100とした場合の値



出典：「地域医療情報システム」日本医師会 (<https://jmap.jp/cities/detail/city/34204>)

ウ 産業・就業

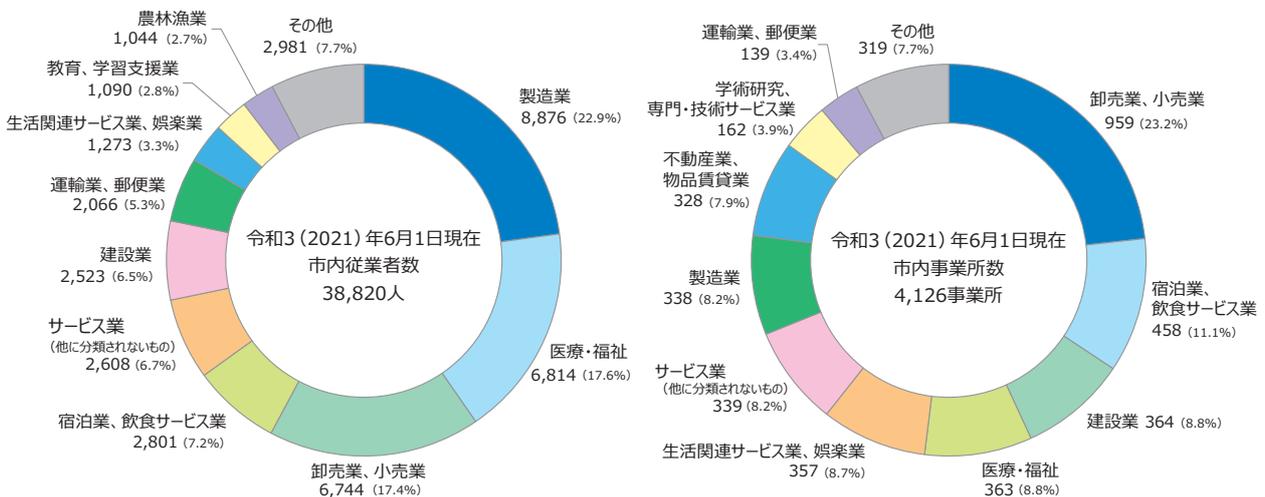
○ 将来予想

令和3(2021)年6月1日時点では、「製造業」の従業者数が最も多く(8,876人・構成比22.9%)、次いで「医療・福祉(6,814人・構成比17.6%)」、「卸売業、小売業(6,744人・構成比17.4%)」です。業種などのターゲットを絞った行政の企業誘致活動や規制緩和がなければ、将来的にも構造に大きな変化はないと予想されます。また、人口減少に伴う市場規模の縮小により、生産性の向上や新事業の創出にデジタル技術の活用が必要とされる中、令和3(2021)年に広島県が実施した調査によると、広島県内企業のデジタル技術の活用について、「必要性を感じているが、まだ取り組んでいない」「必要性を感じていない」と回答した企業は、従業員100人以上の企業で約50%、従業員100人未満の企業では70%台でした。将来的にも、従業員100人未満の中小企業ほど遅れが生じるものと予想されます。

○ 市民が思い描く理想のまち

様々な業種の企業や起業家が市内で事業を展開していて、働く選択肢がたくさんあるまちになっています。規模や業種にかかわらず、AI(人工知能)やVR(仮想現実)、ロボットなどのデジタル技術を活用し、活発な産業活動が展開されています。「ここで働きたい」と思える働く場が増えていて、Uターン・Iターン・Jターンの若い世代の転入者が増えています。さらに、性別、年齢、国籍などにかかわらず、人々が働くことにやりがいをもって活躍しています。これらの結果として、まちの経済が活性化しています。

※再掲 図表(2)-ウ-1 ■三原市の産業別従業者数(人)・事業所数(事業所) ■

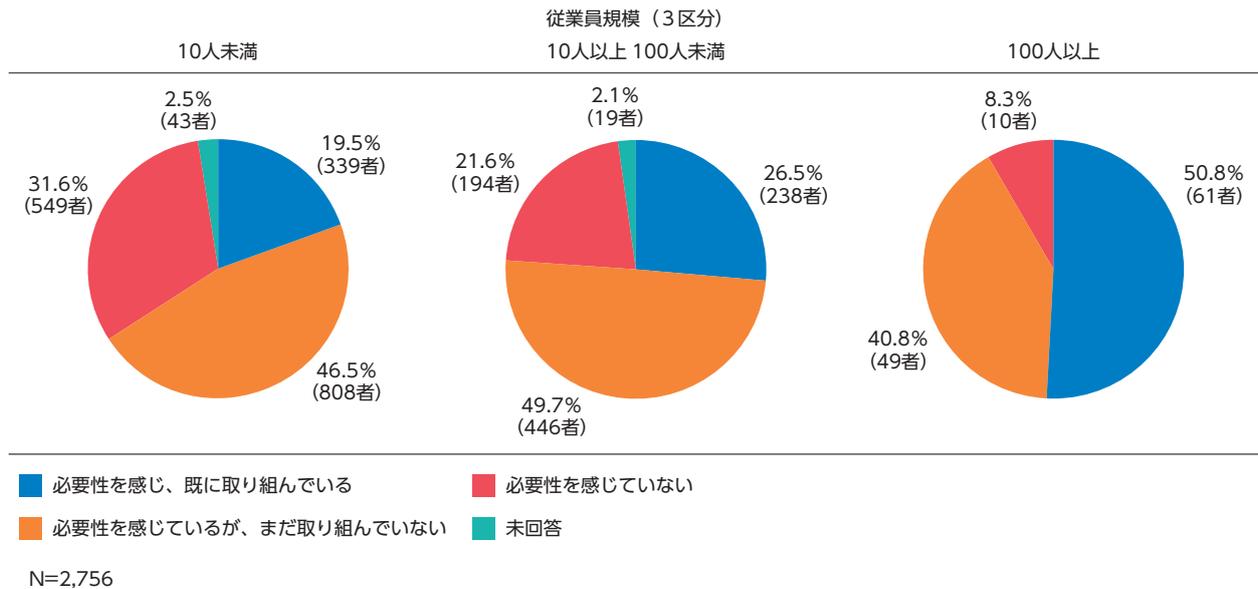


出典：「令和3(2021)年経済センサス活動調査結果」総務省・経済産業省

※構成比の数値は、百分率の小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。

図表（2）－ウー 2 ■広島県内企業のデジタル技術活用を含むビジネス変革の必要性・取組の意識■

デジタル技術活用を含むビジネス変革の必要性・取組



出典：「デジタル社会における県内企業等の経営課題及び人材確保に関する実態調査」広島県

※構成比の数値は、百分率の小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。

工 交通（移手段）

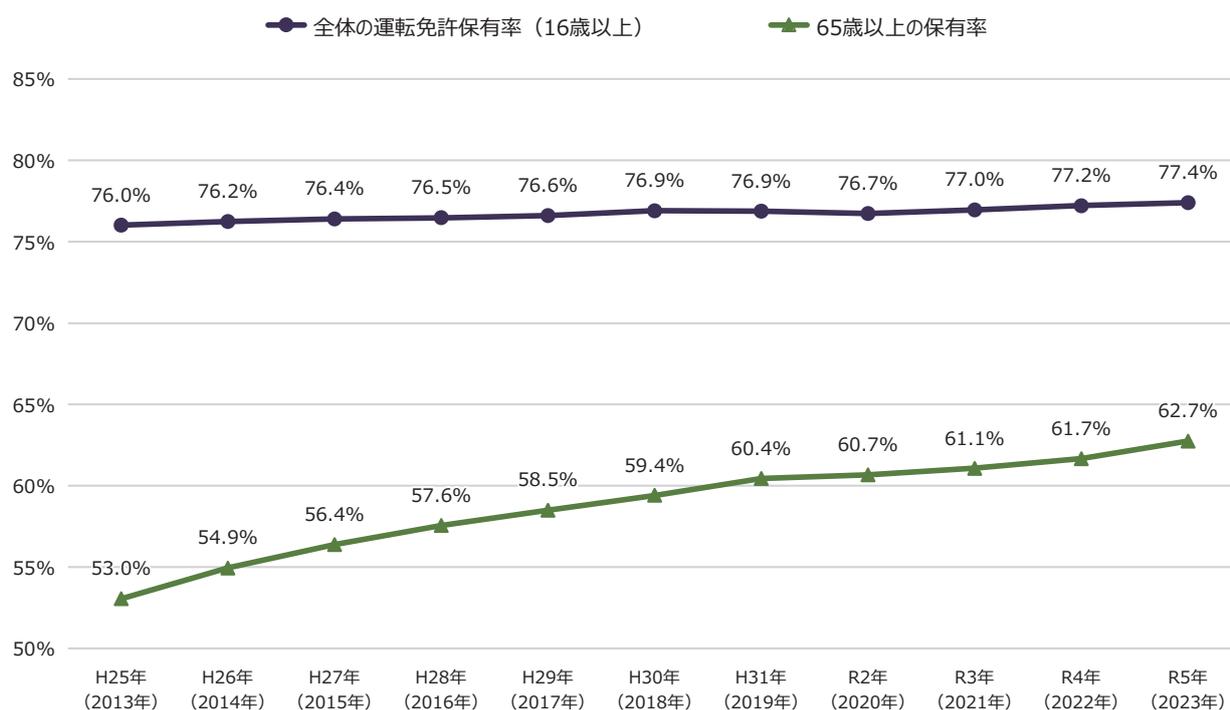
○ 将来予想

三原市では、16歳以上の市民の約8割が自動車などの運転免許を保有しており、市民生活においてマイカーが日常的に利用されています。全体の運転免許保有率は平成25(2013)年からほぼ横ばいであるのに対し、65歳以上の運転免許保有率は上昇傾向にあります。運転免許保有者の高齢化などが考えられますが、今後、高齢化の更なる進行や、運転免許証の自主返納の機運が高まった場合、移動に対する公的支援の需要が高まると予想されます。また、現状の地域公共交通*による移手段が少ない地域においては、自動車などの自動運転の技術革新に対する動向も注目されます。

○ 市民が思い描く理想のまち

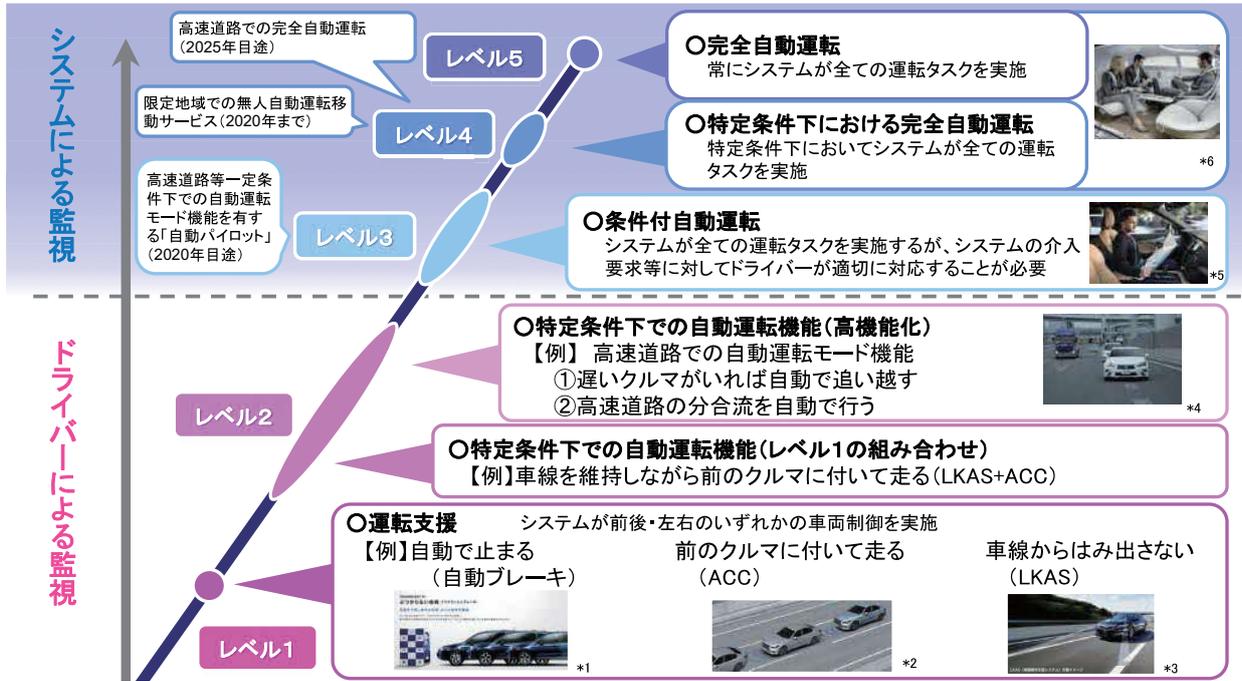
事業者と利用者の双方にとって、効率性・利便性の高い地域公共交通*のネットワークが構築されたまちになっています。地域の実態に応じて、地域公共交通*が広いエリアにおいて市民生活を支えるとともに、自動車や船舶の自動運転やライドシェア（自家用車を利用した運送）が普及し、どこに住んでいても移動に困らない環境です。

図表（2）－エ－1 ■三原市の運転免許保有率■



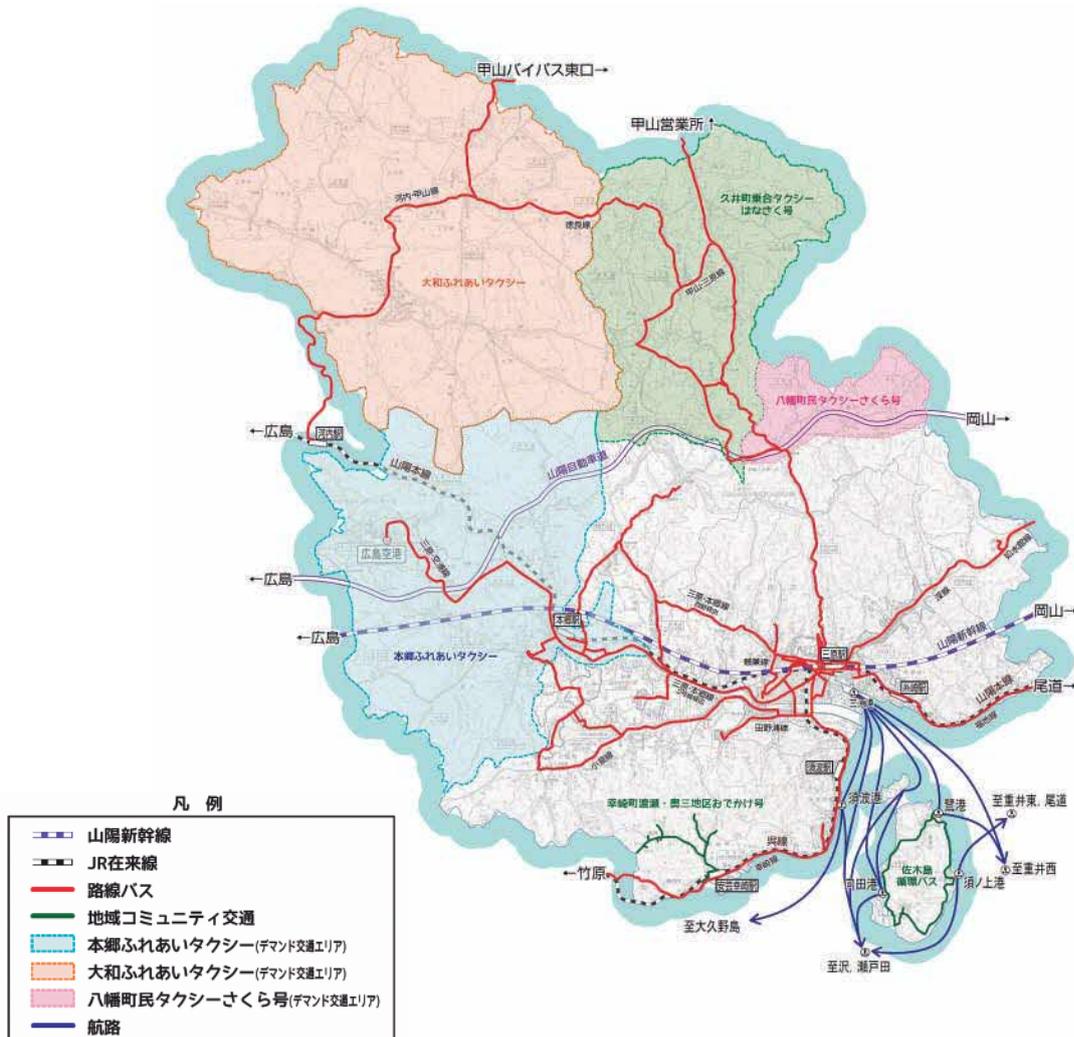
出典：「住民基本台帳（各年6月末日）」三原市
「市区町別運転免許保有者数（各年6月末日）」広島県

図表 (2) - エ - 2 ■国土交通省の自動運転の実現に向けた取組■



出典：「自動運転の実現に向けた国土交通省の取り組み」国土交通省

図表 (2) - エ - 3 ■三原市の主な地域公共交通*



出典：「第2期三原市地域公共交通網形成計画」三原市

オ 社会インフラ

○ 将来予想

令和 32(2050)年には、市が管理する橋やトンネル、下水道設備などの多くが整備後 50 年を経過します。耐用年数を超えた社会インフラ（社会基盤施設）のメンテナンスや更新に要する費用の増大が予想されます。また、三原市が保有する公共施設（建物施設）については、平成 27(2015)年 3 月末時点で、築後 20 年以上の施設が約 70% を占めていて、一定条件の試算*によると、令和 32(2050)年頃に更新費用のピークが見込まれています。

○ 市民が思い描く理想のまち

市民の生活を支える社会インフラが適切に整備・管理されているまちになっています。道路は、周辺都市や市内にある広島空港、JR 三原駅、三原港などの交通拠点間、各地域の生活拠点間のアクセスがスムーズになり、快適な道路ネットワークでつながっています。ライフラインである上水は安定して供給され、下水はきれいに処理され、水の循環が衛生的に保たれています。また、土地や公共施設が学習、市民の憩いの場、レクリエーションの場として積極的に活用され、暮らしの質が高まっています。

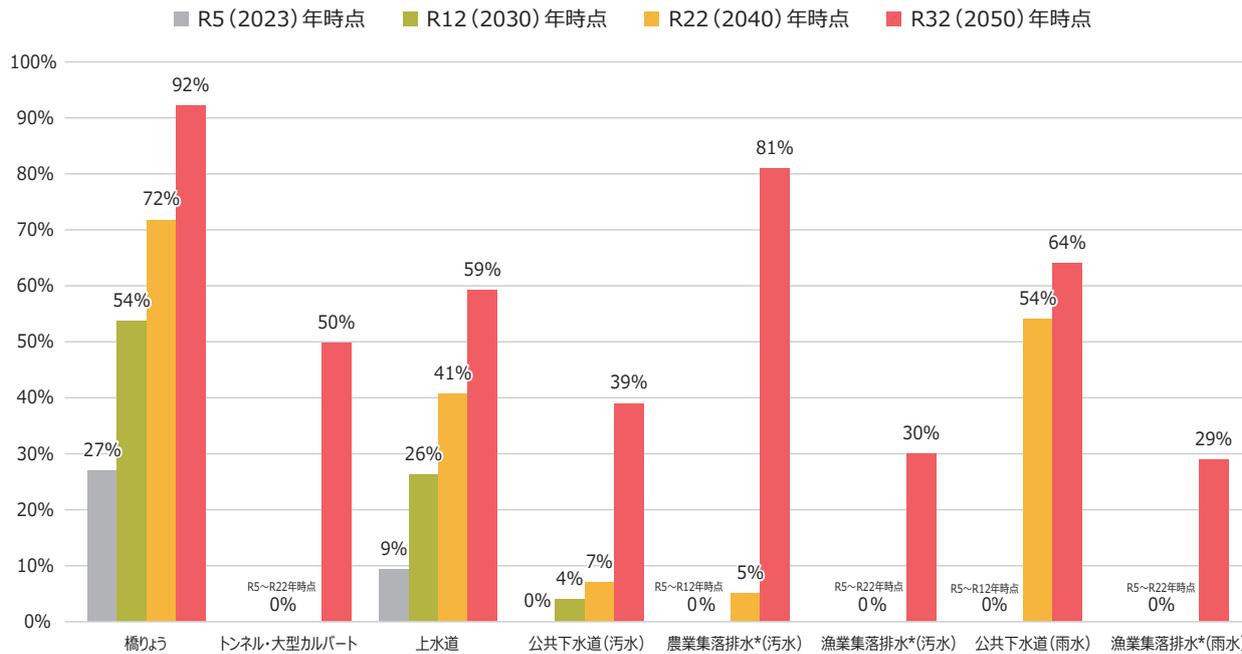
図表（2）－オ－ 1 ■三原市が管理する主な社会インフラの状況■（令和 5(2023)年時点）

種別		数量	
道路	市道	1,439,266 m	
	農道	337,091 m	
	林道	114,513 m	
橋りょう		1,191 橋	
トンネル・大型カルバート		4 箇所	
河川		242,700 m	
上水道*		923,225 m	
下水道	汚水	公共（汚水）	278,885 m
		農業集落排水*（汚水）	31,049 m
		漁業集落排水*（汚水）	3,971 m
	雨水	公共（雨水）	63,698 m
		漁業集落排水*（雨水）	960 m
公園	都市公園	95 箇所	
	児童遊園	94 箇所	

出典：「各施設台帳」三原市

*令和 5(2023)年 4 月 1 日から、三原市水道事業は広島県水道広域連合企業団へ移行し、三原市の上水道の施設や設備などの管理は、全て広島県水道広域連合企業団三原事務所が行っています。

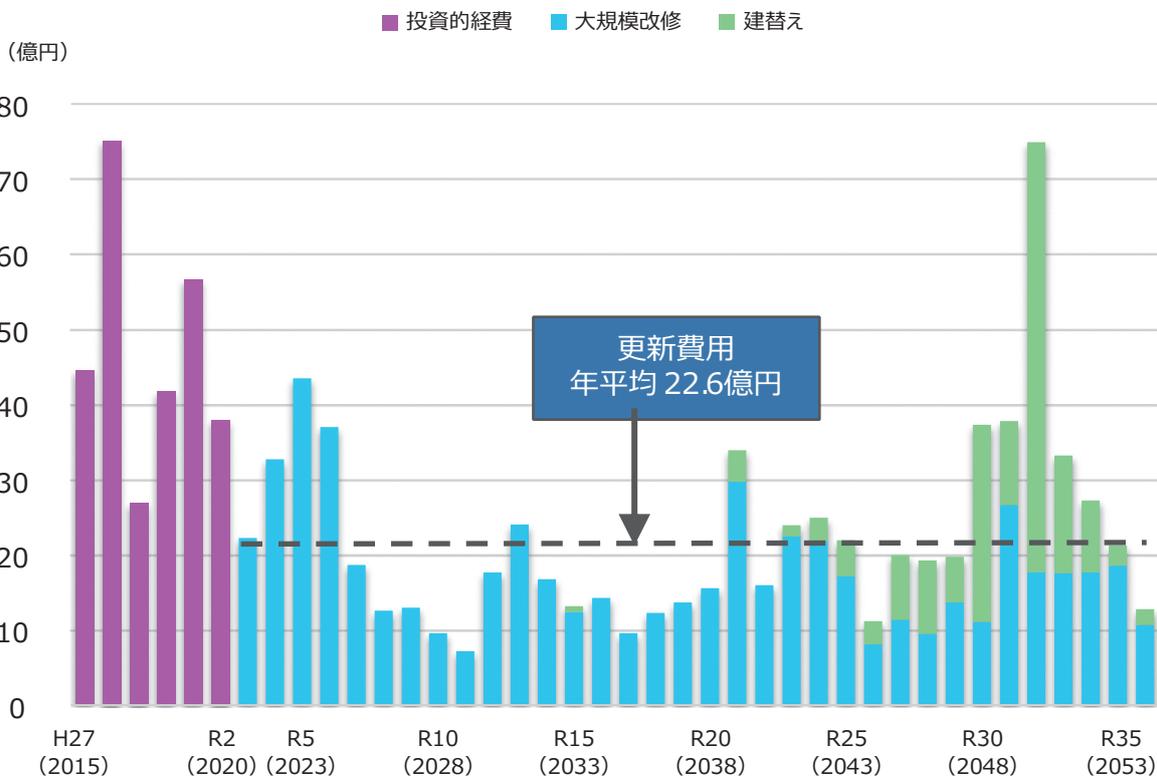
図表(2)-オ-2 ■三原市が管理する建設後50年以上経過する主な社会インフラの割合■
(R5(2023)年時点の数量から撤去などによる減少がない仮定の割合)



出典：「各施設台帳」に基づく独自推計

※令和5(2023)年4月1日から、三原市水道事業は広島県水道広域連合企業団へ移行し、三原市の上水道の施設や設備などの管理は、全て広島県水道広域連合企業団三原事務所が行っています。

図表(2)-オ-3 ■三原市の公共施設(建物施設)における更新費用の見通し■



出典：「三原市公共施設等総合管理計画 別冊資料」三原市

※更新費用の試算条件(三原市公共施設等総合管理計画から抜粋)

類型別実施計画において、建物の方向性を「継続」又は「検討中」とした施設のうち、延床面積が200㎡を超える施設について、部位毎に保全を行い、築後65年を目標に使用する。また、築後66年で現在の施設と同規模の建替えを行う。

力 環境

○ 将来予想

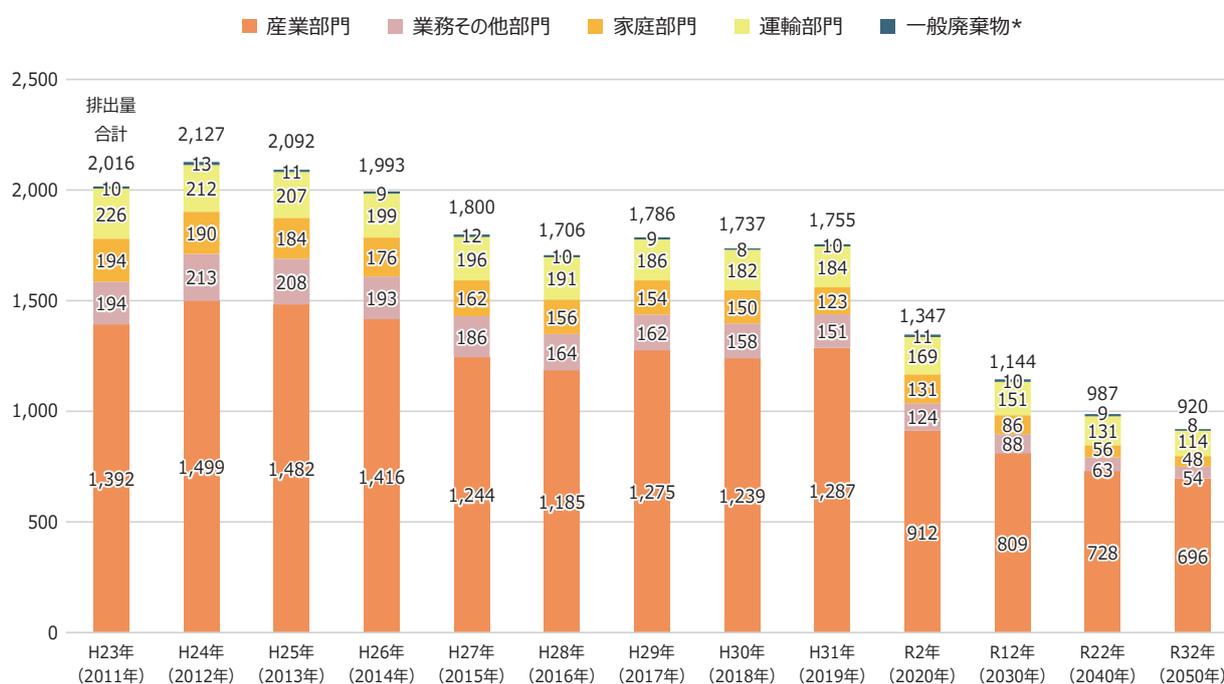
近年、国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まっています。気象庁の「気候変動監視レポート 2022」によると、世界の平均気温はこれまでの100年当たりで0.74℃、日本の平均気温は1.30℃上昇しています。世界規模の温室効果ガス排出削減に対する取組の成否によっては、令和32(2050)年頃に気温上昇に約1℃の差が出て、その後、その開きは大きくなっていくと予測されています。

三原市では、市民や事業者などと連携し、「令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」をめざす「三原市ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。ゼロカーボンの実現に向けた機運の高まりに伴い、省エネルギーに配慮したライフスタイルや、地球環境に配慮した事業経営など、慣習や行動の変容が予想されます。

○ 市民が思い描く理想のまち

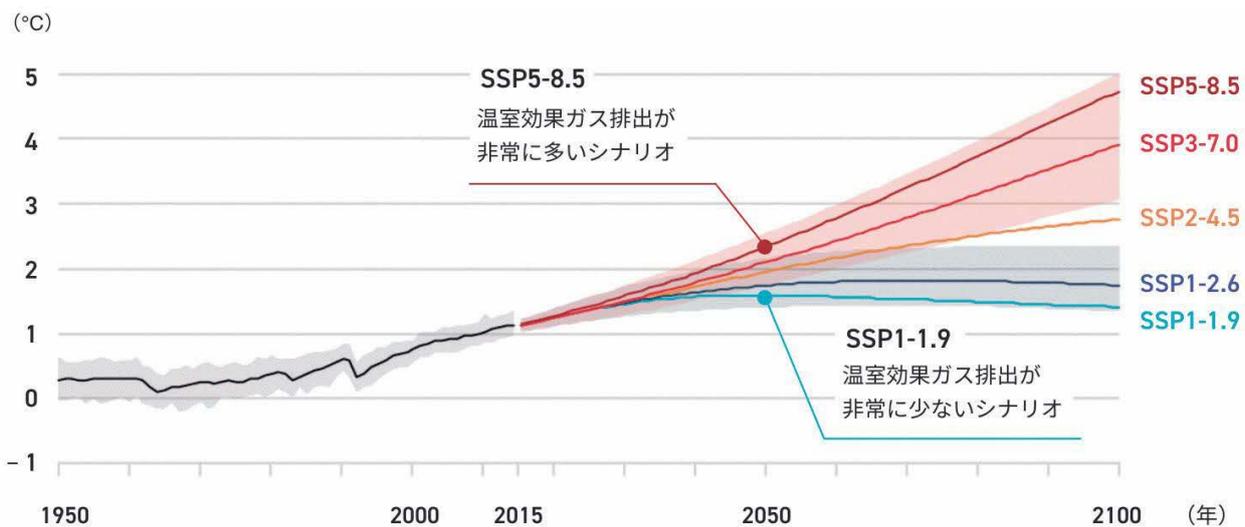
山、川、海などの自然を大切にし、ごみの落ちていない、緑が維持されたまちになっています。かけがえのない豊かな自然を守り、より良い姿で未来の子どもたちに受け継がれています。三原市のことだけでなく、世界中の人々が共存するために、市民一人ひとり、そして、まち全体が一体となり、自然環境の保全に貢献しています。

図表(2) -カー1 ■三原市のCO₂排出量(千t) ■



出典：H23(2011)年～R2(2020)年…「自治体排出量カルテ」環境省
R12(2030)年～R32(2050)年…「自治体排出量カルテ」環境省に基づく独自推計

図表（2）-カー 2 ■ 1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化■



IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書 | 気候変動 2021:自然科学的根拠

出典:「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第6次評価報告書」環境省

キ 防災・減災

○ 将来予想

平均気温の上昇と相関するように、災害の激甚化*・頻発化の傾向が続いていくことが見込まれます。内閣府の「令和5年版防災白書」によると、これまでの50年間で、1時間降水量80mm以上の短時間強雨の年間発生回数は増加傾向となっており、今後もこの傾向は続いていくと見込まれます。また、今後30年以内に70%～80%の確率で発生が予測される南海トラフ*を震源とする巨大地震は、広島県内にも大きな被害をもたらすといわれています。未曾有の災害に対する危機意識を高めていく必要があります。

○ 市民が思い描く理想のまち

強いコミュニティの絆で、災害に強いまちになっています。災害時には、市民一人ひとりが適切な行動をとり、困っている人を助け合うコミュニティができています。さらに、雨水排水設備や、避難に必要な道路や橋、避難所などのインフラ施設が適切に維持され、ソフト・ハードの両面で日常から万全の備えができています。

図表 (2) - キー 1 ■三原市で想定される南海トラフ*巨大地震の影響■

南海トラフ*を震源とする巨大地震では、三原市沿岸部を襲う巨大津波が発生すると想定されています。

マグニチュード	三原市では最大	揺れ
M9.1	震度6強	約4分間

広島県内において、大きな被害をもたらす地震の一つとして、南海トラフ*を震源とする南海地震があります。過去に発生した南海地震は、いずれも東南海地震と同時、または東南海地震の発生後2年以内に発生しており、概ね100～150年周期で発生しています。



▶ 沿岸部において津波の影響が出るまでの想定時間

三原市沿岸部において津波の影響（※初期潮位から±20cmの水位変化）が生じるまでの想定時間は20分後。また、津波の最大波（3.2m※標高0mから）到達は5時間32分後と想定されています。

出典：「三原市津波浸水ハザードマップ」三原市

2 令和 32(2050) 年を見据えた三原市の重要課題

時代の動向と将来予想、市民が思い描く理想のまちを踏まえ、令和 32(2050) 年を見据えた三原市の重要課題を整理していきます。

(1) 人口に関する重要課題

人口は、市民の生活に関わる経済、都市機能、住民サービスを維持・向上させていく上で、重要な要素です。将来推計によると、総人口は減少が続いていきます。その中で、生産年齢人口と呼ばれる 15 歳～64 歳人口の減少は、労働力や地域機能の担い手の減少に直結します。若い世代の人口をどのように獲得していくかは、将来にわたって大きな課題です。

また、各分野における取組により、市民が「住み続けたい」と思えるまちであり続けるとともに、市外の人には「行ってみたい」「住んでみたい」と思ってもらえるような魅力を発信し、人口減少を推計よりも緩やかにしていくことが重要です。

さらに、特に人口減少が著しい地域においては、労働力や担い手の絶対数が不足することが懸念されます。地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて、一定の都市機能を複数の拠点に集積し、地域公共交通*や主要な幹線道路と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を進めていく必要があります。

人口に関する課題は、以下に記載する全ての分野における課題と密接に関係しています。

(2) 各分野における重要課題

ア 子育て・教育

子育て・教育環境の変化に対応する

希望する人数の子どもを安心して産み育てる望みを叶えることと、子どもたちが健やかに育つ環境を整えることは、社会の重大な責務です。市内の分娩取扱医療機関の維持や、子どもを産み育てることへのためらいを払拭する支援が必要です。また、未就学児数は年々減少していくものの、子育てと仕事の両立が必要な社会になることなどにより、保育や子育てに関するサービスの需要は継続して高い水準が予想されることから、子育てしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。さらに、保育所や幼稚園、認定こども園、学校の規模や配置の適正化、子どもの育ちと学びを支える保育と教育の質の向上を進めていく必要があります。

イ 健康・福祉

市民の健康を維持しつつ、医療・介護・福祉サービスの提供を保つ

住み慣れた地域で、健康で社会において活躍し続けることや、安心して医療・介護・福祉サービスなどの支援を受けられることは、このまちに住み続けたいという思いにつながります。市民一人ひとりが健康を維持する意識を持ち、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むため、地域や関係機関、行政の連携により、健康を後押しできる環境づくりが必要です。また、健康や命を守るための医療提供体制の維持のため、広域圏を含めた医療体制のあり方を整理し

ていくことが必要です。さらに、安全・安心に暮らすために、医療・介護・福祉が連携した地域包括ケアシステムの深化が重要であり、それらを担う人材確保も課題です。誰一人取り残されることのない包摂的な地域共生社会*に向け、地域において身近な人が支え合う地域づくりが必要です。

ウ 産業・就業

多様な産業が育つ風土をつくる

生産年齢人口の減少により、産業の環境は大きく変化していくと考えられます。市外に転出した若い世代の呼び戻しはもちろんのこと、女性の社会進出やリスキリング*による労働の多様化などの機運をチャンスと捉え、そうした様々な価値観をもつ人材から、三原が働く場として選ばれるために、将来を見据え、製造業が地域の雇用をリードしながら、多様な産業が育つ風土づくりとともに、デジタル技術の活用などによる働きやすい職場環境の整備を推進し、働く場としてのPRをしていくことが重要です。

エ 交通（移動手段）

持続可能な地域公共交通*を構築する

高齢化率の上昇に伴い、路線バスなどの地域公共交通*に期待される役割は一層大きくなる見込みです。しかし、利用者数の減少や運転手の人手不足により、減便や廃止が進むことが予想されます。特に移動手段が少ない中山間地域*や離島においては深刻度が増します。前述した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を見据えつつ、持続可能な地域公共交通*の維持のため、今の段階から地域での利用促進に取り組むとともに、自動運転などの技術革新の動向を注視し、様々な実証を重ねていく必要があります。

オ 社会インフラ

選択と集中を実行する

社会インフラは、日常生活においても災害などの非常時においても、まちに欠かすことができない基盤です。しかし、人口減少による利用者の減少と、維持・更新にかかる費用の財源不足が予測され、これまでと同様の水準で道路や上下水道設備、公共施設などの社会インフラへ投資を継続していくことは困難になることが予想されます。量（施設の数や面積）、質（安全性や利便性）、コスト（持続可能な維持の可否）の視点で施設の方向性を見極めながら、本当に必要な社会インフラを安全かつ快適に使用できる状態で維持していく必要があります。

カ 環境

一人ひとりの行動をまち全体の取組に発展させる

経済成長優先の時代の反動として、地球環境や自然環境、生物に関する課題が顕在化しています。そして今、脱炭素をはじめとする国際的な環境保全に関する機運が広がりを見せています。今後も、社会全体で生活様式の在り方が見直され、一人ひとりの意識は高まっていくこと

が予想されますが、一方で、環境に対するアクションは、その効果が見えにくい面があります。まちの緑化や、ごみやCO₂排出量の削減などについて、市民が主体的に取り組みやすいような目標を設定するなど、市民一人ひとりの行動が、まち全体での取組として成果を実感できることが望まれます。

キ 防災・減災

「命を守る」自覚を高める

近年、全国では災害が激甚化*・頻発化していて、地球温暖化に相関するようにこの傾向は強まっていくと予想されます。自助・共助の要である地域の防災組織も高齢化の進行に伴い、現状の組織体制の維持が困難な状況も考えられます。公助を担う行政としては、災害が起きた際にとるべき行動について、職員研修や市民への啓発を行い、発生時において、命を守る行動に活かしていくことが求められます。また、避難対象者の高齢化に適応した、より迅速な情報伝達が必要です。さらに、道路や橋、避難所となる施設などの社会インフラを、災害対策の視点でも、適切に整備していくことが重要です。未曾有の災害への備えを考える根幹として、市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人が「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚を一層高めていく必要があります。

第4章 基本構想

1 令和32(2050)年の“めざすべきまちの姿”(将来像と基本目標)

前章までの市民の想いや将来予想、市民が思い描く理想のまち、重要課題を総合し、基本構想として、三原市の「令和32(2050)年の“めざすべきまちの姿”(将来像と基本目標)」を掲げます。加えて、“めざすべきまちの姿”を実現することは、SDGsを達成することへの貢献と一体的なものとして位置付け、“めざすべきまちの姿”の達成に向けた取組が、SDGsのどのゴールに寄与するかを示します。

(1) ともに支え合い、ともに認め合えるまち

人口減少や少子高齢化が進行するとともに、価値観の多様化も進み、個人やその家族、地域など、それぞれが抱える悩みや課題は、一層複雑化していくことが予想されます。よりきめ細やかな支援の必要性が高まる一方で、その担い手となる人口は減少が見込まれています。令和32(2050)年は、これまでの仕組みやサービスでは対応しきれない課題が、今よりももっと増加しているかもしれません。市民アンケート調査による“めざすべきまちの姿”において大切にしてほしいことは、「支え合い」でした。市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人々が主体的に支え合い、それぞれに置かれた状況を理解し合いながら、ともに課題に向き合うまちをめざします。



(2) 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

希望する人々が三原で子どもを産み育て、生まれた子どもたちが健やかに育ち、学び続け、充実した時間が長く続いていく一まちを、そんな人生を送るステージにしたいと思います。市民アンケート調査では、妊娠から出産・子育てしやすい環境づくりに関する支援は、力を入れるべき取組として多くの回答がありました。また、社会を生き抜く力を育む学びの環境は、少子化、健康寿命*の延伸、グローバル化の進展、ICT*教育の充実、ライフスタイルの変容など、今後も速いスピードで変化していくことが予想されます。学びの形も、そうした変化に順応していく必要があります。多様な学びと活躍の場があり、三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまちをめざします。



(3) 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

このまちに住み続けたいという思いは、安全・安心・快適な環境が根幹にあってこそです。例えば、住み慣れたまちで必要な医療などを受けることができ、健康に暮らしていくことは、市民アンケート調査において、今後の重要度が高くなっていました。また、まちが清潔で、社会インフラが整備され、どこにでも自由に行き来ができる生活環境は、まちが将来にわたって発展していくための基盤です。さらに、平成30(2018)年7月豪雨災害で経験したように、今後、より一層激甚化*のおそれがある災害に対して、市民と行政が一体となって命を守る取組を推進していく必要があります。人口減少に加え、高齢化率が高まり、社会の在り方が変わる中でも、安全・安心・快適な暮らしが続いていくまちをめざします。



(4) 多彩な産業が活力を生むまち

魅力的な仕事、優れた技術や事業が三原にはたくさんあります。それを支えるのは人です。生産年齢人口の減少が予測されますが、大企業やスタートアップ事業者との共創による新たな産業の創出や、起業家が生まれる風土の醸成、デジタル技術などの先進技術の活用による生産性の向上、多様な人材が活躍できる職場環境づくりなどの取組により、市内外の多様な人材や一度は転出した若者が「ここで働きたい」「また戻って来たい」と、三原が働く場として選ばれる取組が必要です。きらりと光る産業が人を呼び込み、活力あるまちをめざします。



(5) 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

三原の地には、たくさんの三原を形づくる資源があります。瀬戸内海の多島美などの豊かな自然や、四季折々に行われる祭り、小早川隆景に代表されるゆかりの人物など、郷土の歴史・文化が育まれています。また、空港や新幹線の駅、港の交通結節拠点*を有しています。こうした「三原らしさ」を表す資源の価値を高め、将来にわたってまちの普遍的な資源として継承し、活かすことで、市外からも人が集まり、活気があふれ、人々が交流するまちをめざします。



2 “めざすべきまちの姿”の実現に向けて

(1) 基本姿勢

行政は、“めざすべきまちの姿”に着実に進んでいくために、まちにとって必要な施策や取組を先頭に立って実行していきます。そこには、社会の仕組みの変容、情報の発信、テクノロジーの導入、SDGs など、世界基準への適合などに絶えず取り組み、まち全体に浸透させていく役割も担います。また、限られた財源の効率的な配分、社会インフラのマネジメント、行政に携わる人材の能力が最大限に発揮される育成・教育を通じて、市民の幸福感を最大化することを念頭に、市政に携わります。

市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人においても、三原市での充実した生活が実現するよう、支え合い、主体的にまちの課題に向き合うことが必要です。

(2) キャッチフレーズ

まちの将来像である“めざすべきまちの姿”の実現のために、三原市に関わる全ての人が様々な取組を推進していく上での合い言葉をキャッチフレーズとして示します。

すごいぞ三原！！
～ 幸せのまちづくり大作戦 ～

三原市で暮らす人、訪れる人、関わる人全てが「幸せ」を感じることができるまちをめざし、市民、事業者、団体、行政などが力を合わせてまちづくりを推進していきます。その過程や結果を、人それぞれにたくさんの「三原は〇〇がすごい」という誇りと愛着につなげていきます。この基本構想をたくさんの「幸せ」と「すごい」を創り出す「大作戦」とし、三原市に関わる全ての人により一層協働*し、多様性を認め合い、オール三原で未来に自慢できるまちの実現に向けて取り組んでいきます。

基本計画

第1章 基本計画の概要

- 1 策定の趣旨
- 2 施策の体系

第2章 施策の内容

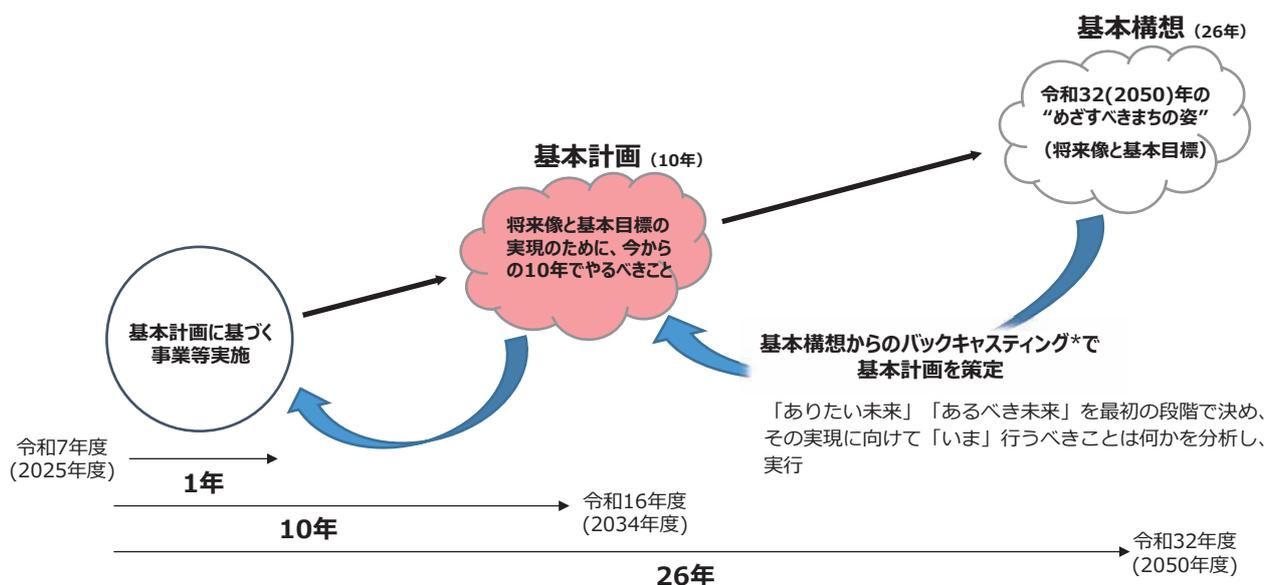
- 基本目標 1
 - 基本目標 2
 - 基本目標 3
 - 基本目標 4
 - 基本目標 5
- 計画の実現に向けて

第1章 基本計画の概要

1 策定の趣旨

三原市は、令和6(2024)年6月に、26年後のめざすべきまちの姿（将来像と基本目標）を示す、基本構想を策定しました。基本構想では、5つのめざすべきまちの姿を掲げるとともに、市民の幸福感を最大化することを念頭に市政に携わり、市民、事業者、団体と力を合わせてまちづくりを進めていく姿勢を定めました。

基本計画は、基本構想を実現するための、施策の基本的方向と体系を示すものです。めざすべきまちの姿を実現するために、「今、行政は何を行うべきか」「市民や事業者、団体とともにできることは何か」をバックカスティング*の手法を用いて考え、令和16(2034)年までの10年間で取り組むべきことをまとめました。長期的な展望を持ち、「ありたい未来」「あるべき未来」のために今やらなければならないことを効果的に実行できるよう、計画の進捗を管理します。



2 施策の体系

〈基本目標〉	〈政策〉	〈施策〉
1 ともに支え合い、 ともに認め合えるまち	1-1 人権、男女共同参画	1-1-1 人権教育・啓発の推進 1-1-2 男女共同参画社会の形成
	1-2 市民活動	1-2-1 地域づくり活動の活性化 1-2-2 市民協働のまちづくりの推進
	1-3 国際化・多文化共生	1-3-1 国際化・多文化共生の推進
2 三原で生まれ、育ち、学んで 良かったと思えるまち	2-1 子ども・子育て	2-1-1 子ども・子育て支援の充実
	2-2 学校・就学前教育	2-2-1 学校教育・就学前教育の充実 2-2-2 教育環境の整備・充実
	2-3 生涯学習、文化、スポーツ	2-3-1 生涯学習の振興 2-3-2 青少年の健全育成 2-3-3 文化・芸術の振興 2-3-4 スポーツの推進
3 社会に調和し、安全・安心・ 快適に暮らせるまち	3-1 健康、医療	3-1-1 健康づくりの推進 3-1-2 医療体制の維持
	3-2 福祉、介護	3-2-1 地域共生社会の推進 3-2-2 長寿社会対策の推進 3-2-3 障害者福祉の充実 3-2-4 社会保障制度の適正な運営
	3-3 防災・減災	3-3-1 災害対応力の強化 3-3-2 災害に強いまちの構築
	3-4 生活の安全安心	3-4-1 消防・救急体制の整備 3-4-2 防犯活動・交通安全対策の推進 3-4-3 消費者・生活者の安心の確保
	3-5 環境	3-5-1 環境保全と脱炭素の推進 3-5-2 循環型社会の形成
	3-6 生活基盤	3-6-1 計画的なまちづくりの推進 3-6-2 快適で安全な道路網の形成 3-6-3 都市基盤の保全・整備 3-6-4 安全・安心な水の安定供給 3-6-5 汚水の適正処理 3-6-6 快適で安全な住まいづくり 3-6-7 持続可能な地域公共交通網の形成
4 多彩な産業が活力を生むまち	4-1 起業	4-1-1 起業の支援
	4-2 商工業、サービス業	4-2-1 商工業・サービス業の振興
	4-3 農林水産業	4-3-1 農林水産業の担い手育成と生産振興 4-3-2 農林水産基盤の保全と長寿命化
5 「三原らしさ」を存分に活かし、 人々が交流するまち	5-1 移住・関係人口	5-1-1 移住の促進、関係人口の創出
	5-2 観光	5-2-1 観光の振興
	5-3 歴史、文化財	5-3-1 歴史・文化財の保存・活用
	5-4 空港、港湾	5-4-1 空港・港湾の活用
	5-5 中心市街地	5-5-1 中心市街地の活性化

各施策を推進するための
重要な考え方

計画の実現に向けて

6-1	行財政運営	6-1-1 適正・効果的な行政運営の推進 6-1-2 適正な財政運営の推進
6-2	デジタル化	6-2-1 デジタル化の推進
6-3	情報発信	6-3-1 戦略的・効果的な情報発信

第2章 施策の内容

基本目標 1

ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-1 人権、男女共同参画

施策 1-1-1 人権教育・啓発の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

全ての市民や事業者が、「人権尊重」を自分の事として捉え、相手を理解して、尊重し、思いやり、差別しないまちづくりに取り組んでいる。

現状

- いまだに人権侵害を問題として考えない人や、無自覚に人権侵害の言動を行っている人、人権課題に対して無関心な人がいるため、差別的な発言やインターネットなどへの書き込みが発生しています。
- 自身が受けてきた教育や育ってきた社会環境の影響で、無意識のうちに偏見を抱いていること（アンコンシャス・バイアス*）があります。アンコンシャス・バイアス*が原因で、知らぬ間に人を傷つけてしまったり、活躍の機会を奪ってしまったりすることがあります。
- 戦争や被爆の体験者が減少する中、歴史の風化や平和意識の低下が生じるおそれがあります。
- 従来の人権課題に加え、顕在化してきた LGBTQ+* などの専門性を求められる課題に対して、様々な窓口が存在しており、どこに相談してよいか分からない人がいます。
- 人権相談を受けても、なかなか解決には至らないことがあります。

課題

- 人権侵害を問題として考えない、無自覚に人権侵害を行うことが市民として許されない事と自覚し、人権課題に関心を持ち、自分事と捉えることができるよう、講演会や出前講座などへの参加を通じて、市民意識を向上させる必要があります。
- アンコンシャス・バイアス*を自分事として認識できるような教育・啓発の必要があります。
- 被爆の実相や戦争体験を知らない世代に効果的に伝え、市民の平和意識を醸成する必要があります。
- 様々な相談者のニーズを的確に捉え、適切な助言や窓口につなげ、市民の課題解決につながる窓口としての機能を強化し、相談窓口を市民へ周知する必要があります。
- 相談員のスキルアップ*を行い、関係部署や団体との連携体制を構築し、相談を解決するとともに、解決に時間がかかる案件については、市民に寄り添う継続的な支援をきめ細やかにを行い、市民が安心できるようにする必要があります。

基本方針 1

人権課題について理解し、無意識に人権侵害を行わない、市民一人ひとりの人権意識を向上させる人権教育・啓発を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人権講演会等、出前講座の参加者数	2,054人 (令和5年度)	3,000人
人権講演会や出前講座に参加し、人権問題に対する理解が深まった人の割合	97.5% (令和5年度)	100%

基本方針 2

人権相談員の能力向上と関係機関との連携により相談窓口の機能を向上させ、人権文化センターで行う隣保事業*における相談や、多様化・複雑化する人権問題の相談に対応します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人権問題相談件数	21件 (令和5年度)	0件
人権文化センター隣保事業*における相談件数	610件 (令和5年度)	800件

基本方針 3

従来と同和問題の解消に加え、多様性や多文化共生*など、市民の相互理解に向け、人権課題の解決のための施設として、人権文化センターの機能と事業を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人権文化センターの利用者数	33,988人 (令和5年)	35,700人

主な部門別計画

- ・三原市人権教育・啓発基本計画 (令和7年4月策定予定)



人権講演会



三原市人権文化センター

基本目標 1

ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-1 人権、男女共同参画

施策 1-1-2 男女共同参画社会*の形成



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

お互いの人権を尊重し、性の多様性の理解が進み、社会的責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会に近づいている。

現状

- 職場・家庭・地域において誰もが責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざしていますが、性別による役割分担の意識があらゆる場面で残っています。
- パートナーシップ宣誓制度*の導入（令和4年1月）や性の多様性理解への啓発を行っていますが、性的マイノリティ*の人への偏見や差別が残っています。
- 女性活躍の推進や働き方改革に向けて、関係者・関係機関・事業者などへの広報・啓発・調査・支援などを行っています。
- 女性の就業率は年々上昇していますが、結婚や出産を契機とした離職者は一定数おり、その中で再就労の意思はあるものの、家庭と仕事の両立の不安などの理由から、一步を踏み出せていない女性も一定数います。
- DV*に対する社会的な認知は広がっていますが、依然として女性相談窓口につながらないケースがあります。また、相談につながった場合も、複雑なケースなどは対応が難しく、安全確保や自立支援が十分に行えていない状況です。

課題

- 男女共同参画を進めるには、男女双方の意識と生活スタイルを変える必要があります。また、性別による役割分担の意識は幼少期の家庭教育などから影響を受ける部分も多く、男女共同参画の視点に立った教育を推進する必要があります。
- 性的マイノリティ*への理解を更に進める必要があります。
- 女性活躍と働き方改革の推進のため、職場の環境改善を進める必要があります。
- 事業者は人手不足の状況にあり、求人は出していますが、子育て中の女性は時短勤務を希望する割合が高いため、柔軟な働き方をしやすい環境を整える必要があります。
- 被害者や悩みを抱える人をスムーズに相談窓口につなげるとともに、様々なケースに応じた適切な支援の提供体制を構築する必要があります。

基本方針 1

男女双方の性別による役割分担の意識が解消され、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*を実現するため、広報・啓発に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
講演会への参加を通じて、男女共同参画等の重要性に対する理解が深まった人の割合	92.5% (令和5年度)	98.0%
各種審議会等に占める女性委員の割合	30.2% (令和6年度)	40%

基本方針 2

性的マイノリティ*の人が自分らしく暮らせる社会を実現するため、性の多様性に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消に努めるとともに、社会全体が性の多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
講演会への参加を通じて、性的マイノリティ*に対する理解が深まった人の割合	93.9% (令和5年度)	98.0%

基本方針 3

出産や育児などで離職した女性の再就職や、柔軟な働き方をしやすい職場環境づくりへの支援を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
一般事業主行動計画*の市内策定事業者数	35社 (令和6年3月)	55社

基本方針 4

配偶者からの暴力の防止と被害者保護のため、相談体制の充実と支援ネットワークの強化を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
女性相談窓口での相談件数	323件 (令和5年度)	323件以上

主な部門別計画

- ・私らしく暮らせるみはらプラン (令和4年3月改定)

基本目標 1

ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-2 市民活動

施策 1-2-1 地域づくり活動の活性化



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が支え合い、認め合いながら、安心していきいきと暮らしていくために、将来に向けてより多くの市民が地域づくり活動に取り組んでいる。

現状

- 高齢化や人口減少などにより、住民組織*の維持や地域活動が難しい状況になっています。
- 住民組織*の役員を担うことに負担感があり、地域活動を中心になって進める新たな担い手が見つかりづらい状況です。
- 住民組織*に加入しないと、地域の情報を得る手段がなく、同じ地域に暮らしていても交流する機会が少ない状況です。
- 中山間地域*において、生活に必要なサービスを受けることが難しく、暮らし続けることに不安感を持っている人がいます。
- 地域コミュニティの活動が住民組織*主体で行われる場合が多く、多様な主体による地域活性化が進んでいない状況です。

課題

- 負担となる活動や、組織に必要な役職を整理し、無理なく参加できる住民組織*にする必要があります。
- 活動に参加していない人や住民組織*に加入していない人が、多様な方法で活動に参加できる体制をつくる必要があります。
- 住民組織*の中に限らず、効果的・効率的に情報発信を行い、地域住民の交流を促進する体制づくりを行う必要があります。
- 中山間地域*において、住民組織*などによる生活支援サービスの構築など、多様な手段で生活に必要なサービスを受けられる状況をつくる必要があります。
- 住民組織*だけに頼ることなく、市民活動団体や民間企業などの団体、地域支援員*、地域おこし協力隊*などの多様な活動者が活躍できる地域をつくる必要があります。

基本方針 1

地域づくり活動の主体である住民組織*の活動を活発にするため、地域と行政が連携し、地域を運営する「地域経営」の取組を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
地域経営に取り組んでいる組織数	19 団体 (令和 6 年 3 月)	40 団体
ほかの団体や住民組織*未加入者と協働*して活動している住民組織*数	(今後調査)	500 団体

基本方針 2

地域支援員*や地域おこし協力隊*など関係者との連携を強化し、中山間地域*の維持・活性化の取組を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
以前より地域の活動が活発化していると感じる中山間地域*の住民組織* (活動中核組織*) の割合	30% (令和 5 年度)	100%
地域支援員*の配置人数	24 人 (令和 6 年 4 月)	28 人
中山間地域*の住民組織* (活動中核組織*) が地域の課題解決に取り組んだ事業数 (累計)	126 事業 (令和 6 年 3 月)	146 事業

主な部門別計画

- ・三原市市民協働のまちづくり指針 (平成 20 年 2 月策定)
- ・三原市地域経営方針 (平成 31 年 3 月策定)
- ・三原市過疎地域持続的発展計画 (令和 3 年 9 月策定、令和 7 年 3 月改定)
- ・三原市中山間地域活性化基本方針 (平成 25 年 3 月策定)
- ・三原市住民組織活性化構想 (平成 20 年 3 月策定)



地域ビジョン策定ワークショップ



きたがたマルシェ

基本目標 1

ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-2 市民活動

施策 1-2-2 市民協働*のまちづくりの推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かした活動を行い、協働*のまちづくりの取組が活発化している。

現状

- 「多様な主体が協働*することにより、単独では解決することが難しい課題に効率的に取り組むことができる」という考え方が十分に浸透していない状況です。
- 地域住民の生活を豊かにするために、各団体の強みを活かした活動をする必要がありますが、他団体の活動や強みを知る機会が不足しています。
- 会員の高齢化や新規加入者がいないことなどにより、活動を継続することが難しい団体が増えています。
- 継続してボランティア*活動を行う人が少ない状況です。個人ボランティア*として登録しても活動に結びつかない人や学校の勧めなどで登録しても活動が継続しない人がいます。

課題

- 人口減少で市民活動や住民組織*活動が停滞する中、効果的に活動するため、他団体などと連携する必要があります。
- 効果的に情報共有を行い、市民活動団体や企業、住民組織*がそれぞれの強みを活かして連携できる体制を作る必要があります。
- 団体が活動を継続できるよう、相談体制を強化し、負担の軽減につながる支援を行う必要があります。また、既存の団体の活動が難しい場合には、新たな団体の立ち上げを支援できる体制が必要です。
- 団体に所属していなくても協働*のまちづくりに参加する人を増やすため、継続してボランティア*活動を行うことができるよう、マッチング*機能の強化や情報共有のための個人ボランティア*同士のつながりを作るほか、ボランティア*活動や地域活動への参加を促進する仕組みづくりが必要です。

基本方針 1

地域課題などの解決や活動の充実に向け、新たな活動に取り組む団体の支援や多様な主体との協働*を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市民協働*のまちづくり事業を実施した団体数	3 団体 (令和 6 年度)	7 団体

基本方針 2

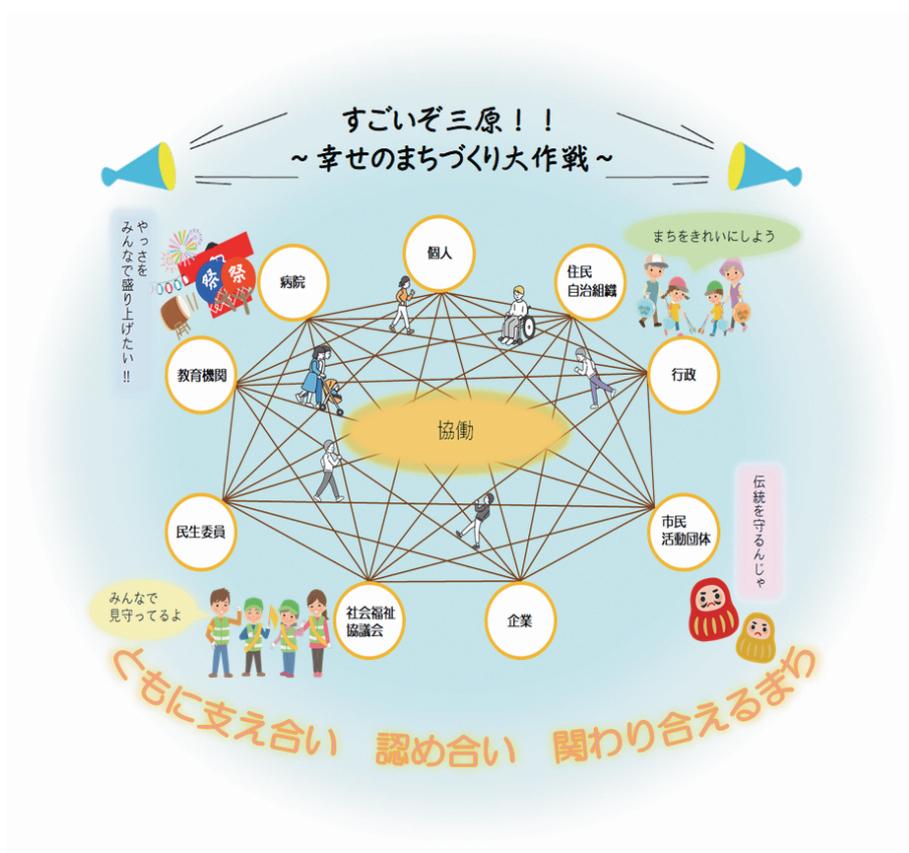
ボランティア*・市民活動サポートセンターを中心に、市民協働*のための人材の確保・育成と、市民活動団体や住民組織*などの多様な主体が連携するためのネットワークの充実に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
三原市ボランティア*・市民活動サポートセンター登録団体数	82 団体 (令和 5 年 12 月)	130 団体
ボランティア*活動者数	395 人 (令和 5 年度)	500 人

主な部門別計画

- ・三原市市民協働のまちづくり指針 (平成 20 年 2 月策定)



市民協働のまちづくりイメージ図

基本目標 1

ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-3 国際化・多文化共生*

施策 1-3-1 国際化・多文化共生*の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

外国籍市民と日本人市民のコミュニケーションが円滑になり、外国籍市民が日常生活の困り事を解決できている。

現状

- 外国籍市民の人数は増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。外国籍市民の中には、母国語以外でコミュニケーションをとれない人がいます。日本人市民の中には英語を話せる人もいますが、外国籍市民が英語を話せないこともあります。そのため、意思疎通が上手くいかず、誤解が生じたり、生活ルールを正しく理解できなかつたりし、地域生活で困り事が生じることがあります。
- 災害への備えや災害発生時の避難情報といった行政からの情報など、多くの情報が多言語化されていないため、情報を必要としながらも、情報を入手できなかつたり、正確に理解できていなかったりする外国籍市民がいます。
- 外国籍市民にとって日本の文化や生活習慣を知る機会が十分ではないため、生活上のトラブルが発生することがあります。
- 日本人市民にとって日本以外の文化を知る機会が十分ではないため、日本とは異なる文化や価値観を尊重する意識が養われておらず、外国籍市民に対する差別意識を持つ人がいます。

課題

- 日本語を学びたい外国籍市民が日本語を学べるようにする必要があります。
- また、外国籍市民と日本人市民がコミュニケーションをとれるように、外国籍市民と接する機会の多い企業や地域のコミュニティ、学校、行政などの関係者を中心に、「やさしい日本語*」を普及させる必要があります。
- 情報を必要としている外国籍市民が情報を入手し、正確に理解できるようにする必要があります。
- 外国籍市民が日本の文化や生活習慣を理解できるようにする必要があります。
- 外国籍市民の生活上の困り事を解決できるようにする必要があります。
- 日本人市民が日本以外の文化や価値観を理解できるようにする必要があります。

基本方針 1

外国籍市民と日本人市民が文化や価値観の違いを互いに理解する意識を醸成します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
異文化理解の催しに参加した外国籍市民と日本人市民の人数	384人 (令和5年度)	650人

基本方針 2

外国籍市民が生活しやすいよう、言葉の壁を取り払う取組や困り事の解決に向けたサポートをします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市の相談窓口で困り事が解決した割合	100% (令和5年度)	100%
地域の日本語教室に参加している人のうち、基本的な日本語が理解できるようになった人数	21人 (令和6年度)	140人

主な部門別計画

- ・びんご圏域多文化共生推進ビジョン (令和7年3月策定)



交流イベント (インドネシア料理づくり)

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-1 子ども・子育て

施策 2-1-1 子ども・子育て支援の充実



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

希望する人が子どもを生き育て、生まれた子どもたちが健やかに育つ環境が整っている。

現状

- 婚姻件数や出生数が減少しており、未婚化や少子化が進んでいます。
- 安心して妊娠・出産できる環境づくりや、教育・保育サービスや経済的な支援の充実、子どもが参加して楽しいイベントの開催などが求められています。
- 核家族化の進行等により、親族等の援助を受けられず、サポートを必要としている子育て世帯が存在しています。
- ひとり親世帯では、「現在の暮らしが苦しい」とする割合がその他の子育て世帯に比べて高くなっています。
- 安心して子どもを預けられる教育・保育サービスの充実が求められています。

課題

- 若者の出会いを創出するなど、結婚を希望する人への支援に取り組む必要があります。
- 妊娠や出産、子育てに関する相談に応じられるよう、支援体制を充実させる必要があります。
- 子育て世帯の負担軽減や子どもの健やかな成長の支援、子どもの孤立を防ぐための居場所づくりや貧困対策などの充実、虐待の未然防止に努める必要があります。
- 保護者のニーズに応じた教育・保育サービスを提供するための保育環境を充実させる必要があります。

基本方針 1

子どもの健やかな成長をライフステージ*に応じて切れ目なく支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
1歳6か月児健康診査受診率	97% (令和5年度)	100%
待機児童*数(保育所・認定こども園(長時間利用))	0人 (令和6年3月)	0人
児童館の利用者数	36,725人 (令和5年度)	45,000人
子育てに不安や負担を感じていない保護者の割合(未就学・小学生)	41% (令和5年度)	50%
みはら縁結びサポーターが関わったマッチング*数	14組 (令和5年度)	19組

基本方針 2

子どもの権利を保障し、子どもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
児童虐待死亡数	0人 (令和5年度)	0人
自分の意見や考えがまわりの大人に聞いてもらえると思う子どもの割合(小5・中2)	77% (令和5年度)	85%
自分の意見や考えがまわりに聞いてもらえると思う若者の割合	74% (令和6年度)	85%

基本方針 3

保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市ホームページ「みはら子育てねっと」のアクセス件数	312,320件 (令和5年度)	313,700件
ファミリー・サポート・センターの実利用者数	73人 (令和5年度)	140人
地域の方が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合(未就学・小学生)	49% (令和5年度)	60%

主な部門別計画

- ・みはらこども・子育て応援プラン(令和7年3月策定)
- ・第4期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画(令和7年3月策定)

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-2 学校・就学前教育

施策 2-2-1 学校教育・就学前教育の充実



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することにより、児童生徒の生きる力が育まれている。

現状

- 質問紙調査で「授業がわからない」と回答する児童生徒が一定数おり、平成 31 年度まで上昇していた学力調査*結果が、それ以降伸び悩んでいます。
- 生活習慣の乱れ、学校に行く意義が感じられない、友人関係・教職員との関係への悩み等から、不登校の児童生徒が年々増加しています。
- 自分の良さを自覚できる場面や人の役に立ったと実感できる場面が不足しており、自己肯定感が低い児童生徒が一定数います。
- 運動の楽しさを見いだせない児童生徒が一定数おり、外遊びや部活動で運動に親しむ児童生徒が減少しています。
- 幼稚園・保育所等適正配置実施計画に基づき、保護者の多様なニーズに対応して私立幼稚園が認定こども園化しています。
- 幼稚園・保育所等適正配置実施計画に基づき、市内全ての教育・保育施設へ、一定水準の幼児教育と保育を提供できるよう、市立幼稚園型認定こども園を幼児教育の拠点施設としています。

課題

- 児童生徒が主体的に学び、「わかった」「できた」を感じられる学びの場が必要です。
- 児童生徒が安心して学ぶことができる多様な学びの場づくりが必要です。
- 児童生徒が自分の良さや人の役に立っていることを実感できる場をつくる必要があります。
- 児童生徒が生涯にわたって、運動に親しむための基盤づくりが必要です。
- 保護者の幼児教育のニーズに対応するため、私立の幼稚園と幼稚園型認定こども園を支援する必要があります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園において、質の高い学びが必要です。

基本方針 1

児童生徒の学ぶ力を育むため、授業を改善するとともに、指導体制を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
全国平均に対する学力定着の状況	小学校 101.4% 中学校 95.9% (令和6年度)	小学校 101% 中学校 101%
「授業の内容がよくわかりますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 80.5% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%
「わからないことや詳しく知りたいことがあったときは、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 79.0% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%

基本方針 2

地域や社会へ貢献しようとする態度や自己肯定感を育むため、特別活動*や地域貢献活動を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「自分にはよいところがありますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 84.8% 中学校 82.2% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 83.3% 中学校 76.3% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%

基本方針 3

生涯にわたって運動に親しもうとする児童生徒を育むため、運動の楽しさを実感するきっかけとなる環境を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「運動することは好きですか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 89.8% 中学校 84.4% (令和6年度)	小学校 90% 中学校 90%
児童生徒の体力・運動能力が全国平均を上回った種目数	小学校 6種目 中学校 14種目 (令和6年度)	小学校 15種目 中学校 15種目

基本方針 4

安心して子どもを生み育て、学ばせる幼児教育を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
開園している市立幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) の施設数	3 か所 (令和 6 年 4 月)	3 か所
開園している私立幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) の施設数	5 か所 (令和 6 年 4 月)	5 か所

基本方針 5

児童生徒の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与する学校給食を安定的に提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
学校給食残菜* 率	4.7% (令和 5 年度)	4.0%

主な部門別計画

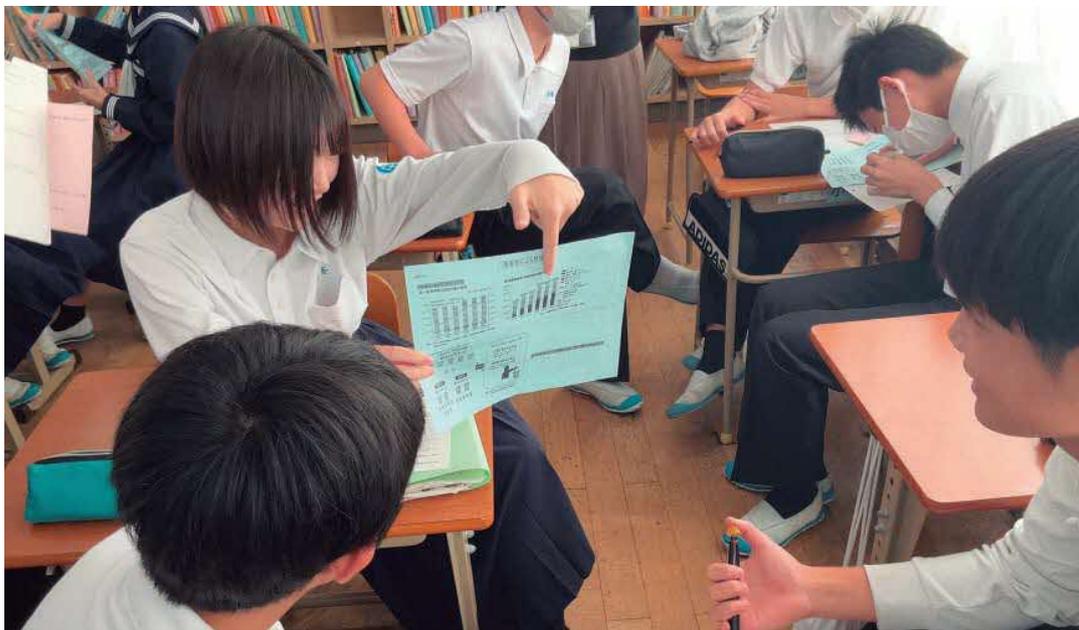
- ・ 三原市教育振興基本計画 (令和 7 年 4 月策定予定)
- ・ 第 4 期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画 (令和 7 年 3 月策定)



幼稚園：創造力を育む学び合いの様子



小学校：デジタルで広がる学び合いの様子



中学校：対話を通して深める学び合いの様子

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-2 学校・就学前教育

施策 2-2-2 教育環境の整備・充実



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

教育の情報化に対応した ICT* 機器が整備され、児童生徒が効果的に教育を受け、学校施設において安全で快適な環境で学習している。

現状

- 国が示す GIGA スクール構想*の実現に向け、児童生徒一人 1 台の ICT* 端末と校内 LAN* を整備しましたが、ICT* 端末などの機器は進化しているため、計画的な整備と更新が求められています。
- 築後 30 年～40 年が経過し、老朽化が進行した学校施設について、安全性や快適性を確保するため、計画的な改修と修繕が求められています。

課題

- 新たな ICT* 機器の整備や更新、維持管理のための財源や専門的な知識を有する人材を確保する必要があります。
- 学校施設長寿命化計画の実行のための財源や技術職員の人材を確保する必要があります。



長寿命化工事で改修された中学校の体育館アリーナ



長寿命化工事で改修された小学校の校舎

基本方針 1

教育の情報化に対応した ICT* 機器の整備や更新を行い、必要な学校教材を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
ICT* 端末の整備率	100% (令和 6 年 5 月)	100%

基本方針 2

児童生徒の学習環境を整え、学校施設の安全性や快適性を確保します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
学校施設長寿命化計画の個別計画の進捗率	24% (令和 6 年 3 月)	100%

主な部門別計画

- ・三原市学校教育情報化推進計画 (令和 7 年 3 月策定)
- ・三原市学校施設長寿命化計画 (令和 3 年 2 月策定)
- ・三原市教育振興基本計画 (令和 7 年 4 月策定予定)



授業での ICT* 端末の活用

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-1 生涯学習の振興



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

生涯学習を希望する人が、希望する活動をしていることができる。

現状

- 人生 100 年時代*、超スマート社会*の進展など、社会が大きな転換点を迎え、生涯学習の重要性が高まっており、リスキリング*や嗜好に対応した新たなメニューへの需要も高まっています。
- 社会教育施設の経年劣化が進行し、空調の故障など、市民の利用に支障が生じる場合があります。

課題

- 新しい需要への対応も含めて、生涯学習の機会と場を提供する必要があります。
- 施設の適切な管理・計画的な修繕を実施し、快適に学ぶ環境を維持する必要があります。



市民大学（大学祭）



中央図書館

基本方針 1

市民が生涯を通じて快適に生涯学習に取り組むことができる、機会と場を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
生涯学習施設の利用者数	350,074人 (令和5年度)	330,000人以上
みはら市民大学の学生数	1,131人 (令和6年度)	1,000人以上
図書館における図書資料の市民一人当たりの貸出冊数	5.3冊 (令和5年度)	7.0冊



中央公民館 (発表会)



本郷生涯学習センター

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-2 青少年の健全育成



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

学校・家庭・地域の連携が深まり、青少年が交流・体験活動等を通じて、自分たちの住む場所への愛着を持ち、地域貢献の意識が高まっている。

現状

- 家族形態の変容や価値観・ライフスタイルの多様化などにより、地域社会とのつながりや人間関係が希薄になっています。
- 青少年が日常生活の中で学ぶべき自主性や社会規範など、社会生活を営む上で必要な能力を学ぶ機会が少なくなっています。
- インターネットの普及に伴い、SNS* やオンラインゲームなどの利用が増加し、それに伴うトラブルや依存症の問題が深刻化しています。
- 社会生活を営む上で難しさや生きづらさを抱えた青少年が増加しています。

課題

- 学校と家庭、地域が連携し、子どもたちの学びやふれあいを支える環境づくりが必要です。
- 家庭や地域の教育力を高めるため、家庭教育についての学習機会の提供や助言体制を充実させる必要があります。
- 青少年を有害情報から守るため、意識啓発活動などを通じて、メディアリテラシー* の向上や規範意識の醸成が必要です。
- 課題を抱えた青少年やその家族の社会的孤立を防ぐため、一人ひとりに寄り添った支援が必要です。

基本方針 1

学校や家庭、地域が一体となって連携を深め、地域全体で子どもを見守り、育む環境づくりを推進します。

成果指標

指標の名称	現状値（時点）	目標値（10年後）
「コミュニティ・スクール*や地域学校協働*活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった」に肯定的回答をした小学校の割合	70.0% (令和6年度)	100%
「コミュニティ・スクール*や地域学校協働*活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった」に肯定的回答をした中学校の割合	40.0% (令和6年度)	100%

基本方針 2

地域や人とのふれあいの中で青少年を健全に育成できるよう、様々な体験活動や交流の機会を提供し、社会参加を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値（時点）	目標値（10年後）
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的回答をした児童の割合	80.9% (令和6年度)	85%
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的回答をした生徒の割合	66.0% (令和6年度)	70%

主な部門別計画

- ・みはらこども・子育て応援プラン（令和7年3月策定）



少年少女海外研修



学びのテーマパーク（プラネタリウム）

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-3 文化・芸術の振興



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が文化芸術の鑑賞・発表を楽しんでいる。

現状

- 文化・芸術を楽しみ、活動に取り組む機会と場があると感じる市民の割合が減っています。

課題

- 絵画や音楽など文化芸術を鑑賞し、発表する機会を提供する必要があります。
- 興味関心を持つ人が増えるよう、体験する機会を提供する必要があります。
- 活動の拠点施設である芸術文化センター「ポポロ」で、多彩な鑑賞の場を提供する必要があります。
- 三原市芸術文化センター「ポポロ」長寿命化計画に基づき、計画的に施設の適正な維持管理をする必要があります。



美術展覧会での作品解説



日本画の体験会

基本方針 1

文化芸術の振興を図るため、絵画や音楽などを鑑賞・発表・体験する機会を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
鑑賞機会 (三原市美術展覧会・市民音楽祭・所蔵品展・映画祭) の入場者数	3,820人 (令和5年度)	3,642人以上
発表機会 (三原市美術展覧会・市民音楽祭) の参加者数	568人 (令和5年度)	542人以上
三原市美術展覧会・市民音楽祭などでの体験会への参加者数	34人 (令和5年度)	32人以上
市民ギャラリー ギャラリー1・2の入場者数	8,722人 (令和5年度)	8,315人以上
芸術文化センター「ポポロ」の利用者数	24,089人 (令和5年度)	92,159人

主な部門別計画

- ・三原市芸術文化センター「ポポロ」長寿命化計画 (令和2年3月策定)



市民ギャラリー



「ポポロ」ホワイエでの催し

三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-4 スポーツの推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

スポーツに親しんでいる市民が増えている。

現状

- ほとんどスポーツをしていない人が3割を超え、特に50歳未満の実施頻度が低い状況です。
- スポーツが嫌い、興味がない人の割合が5割を超えています。
- スポーツ施設の老朽化などにより、快適にスポーツをする環境が整っていません。
- 全国レベルの大会やイベントが少なく、スポーツに興味を持ってもらう機会が少ない状況です。
- スポーツ少年団の活動団体数・団員数ともに年々減少している状況です。
- 高齢化やライフスタイルの多様化などにより、指導者の減少が続いています。

課題

- それぞれのライフステージ*に応じて様々な関わり方でスポーツを体験する機会が必要です。
- 市民のニーズに応じて、気軽にスポーツに触れる機会が必要です。
- 多様化するスポーツニーズに応じて、施設や設備環境を整備する必要があります。
- スポーツ大会の開催や合宿等の誘致を行う必要があります。
- 普段からスポーツに取り組んでいない子どもたちを中心に、いろいろなスポーツを体験できる場が必要です。
- 競技団体だけでなく、スポーツに関わる様々な人々との連携による活動を行う必要があります。

基本方針 1

市民がライフステージ*に応じて、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共スポーツ施設の利用者数	412,362人 (令和5年度)	422,000人

基本方針 2

普段からスポーツ・運動に取り組んでいない市民を含め、多くの市民に参加してもらうため、スポーツに触れる機会を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
観戦できるスポーツ大会の開催数 (累計)	16回 (令和6年3月)	65回

基本方針 3

各種スポーツ関係団体などとの連携を強化し、指導者の育成などにより、誰もが気軽に、自分にあったスポーツを見つけられるような環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
新規資格取得指導者数 (累計)	170人 (令和6年3月)	380人

主な部門別計画

- ・三原市スポーツ推進計画 (平成29年4月策定)



スポーツのテーマパーク



ファンライド in さぎしま

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-1 健康、医療

施策 3-1-1 健康づくりの推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

健康づくりに取り組み、健康寿命*が延伸している市民が増えている。

現状

- 健康づくりに関心はあっても、検診の受診や運動をせず、健康の維持・増進ができていない人がいます。
- 10年以上、がん（悪性新生物）が死因別死亡者数の1位となっています。
- 自殺死亡者数は、年間12人～22人の間で増減を繰り返しています。

課題

- 【栄養】適正体重を維持し、生活習慣病*や肥満・やせ・低栄養を予防する必要があります。
- 【運動】身体活動を増やし、将来にわたって健康を維持する必要があります。
- 【口腔】生涯、自分の歯で食事ができる口腔機能*を維持する必要があります。
- がん検診*や特定健診*を受診することにより、疾病を早期に発見し、重症化を予防する必要があります。
- 悩みを抱えている人に気づくことができる人材を増やし、自殺死亡者数を減らす必要があります。



ウォーキングイベント



未就学児の調理体験

基本方針 1

食育、運動、歯と口の健康など、自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む市民を増やします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
BMI 18.5 以上 25.0 未満の人の割合	66.7% (令和 5 年度)	67.8%
食塩摂取量 (男性)	10.1 g (令和 5 年度)	7.5g
食塩摂取量 (女性)	9.3g (令和 5 年度)	6.5g
1 回 30 分程度の運動を週 2 回、1 年以上している人の割合	41.3% (令和 5 年度)	50.0%
歯周疾患* 検診受診率	21.3% (令和 5 年度)	30.0%

基本方針 2

がん検診*、特定・基本健診の受診を推進し、生活習慣病*の発症・重症化を予防します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
大腸がん検診* 受診率	5.9% (令和 5 年度)	60.0%
乳がん検診* 受診率	18.6% (令和 5 年度)	60.0%
精密検査受診率 (5 がん)	83.0% (令和 5 年度)	90.0%
特定健診* 受診率	29.4% (令和 4 年度)	60.0%

基本方針 3

支える人材の育成や相談体制の維持をするとともに、自殺対策など、生きづらさを抱える人を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
睡眠で十分に休養が取れている人の割合	75% (令和 5 年度)	80%
自殺者数	20 人 (令和 4 年)	11 人

主な部門別計画

- ・第 2 期健康・食育みはらプラン (令和 6 年 3 月策定)
- ・第 9 期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和 6 年 3 月策定)
- ・第 7 期三原市障害者プラン (令和 6 年 3 月策定)
- ・第 3 期データヘルス計画 (令和 6 年 3 月策定)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-1 健康、医療

施策 3-1-2 医療体制の維持



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

周産期・小児・救急・在宅医療等の体制が維持され、必要な医療サービスを受けることができる。

現状

- 医師や看護師などの医療従事者の確保が困難になり、医療機関が減り、居住地域、時間、診療科目によっては、身近な地域で必要な医療を受けることができない状況も生じています。
- 北部地域には病院がなく、世羅町に所在する世羅中央病院を中心とした医療圏で地域医療体制が構築されています。
- 救急告示病院が 5 施設あり、二次救急* 体制を担うとともに、休日夜間の一次救急* は三原市医師会休日夜間急患診療所と在宅当番医制度* により実施されています。
- 少子化や医師不足などにより、市内の小児科が減少するとともに、分娩医療機関が減り、分娩できる医療機関は 1 施設しかありません。

課題

- 住み慣れた地域で、必要な時に必要な医療を受けることができる体制を確保する必要があります。
- 安心して子どもを産み育てるため、周産期・小児医療* の体制を維持する必要があります。
- 広域的な連携による質の高い医療を提供する体制を確保するとともに、急な病気やけがに身近な地域で対応できるよう、市内の一次救急*、二次救急* の体制を維持する必要があります。
- 医療体制を維持するため、医師、看護師等の医療従事者を確保する必要があります。
- 世羅中央病院を中心とした北部地域の医療体制を維持する必要があります。

基本方針 1

安心して出産、子育てができる周産期・小児医療*体制を維持します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
出産取扱医療機関数	1 か所 (令和 6 年 3 月)	1 か所
15 歳未満人口 10 万人当たりの小児科医数	81.6 人 (令和 4 年 12 月)	81.6 人
小児科の昼間の初期救急医療体制の確保率	100% (令和 5 年度)	100%

基本方針 2

急な病気やけがに身近な地域で対応できる救急医療体制を維持します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
休日・夜間の一次救急*医療体制の確保率	100% (令和 5 年度)	100%
二次救急*患者の圏域内 (三原地区、世羅御調地区) 医療機関での受入れ率	88.9% (令和 5 年)	90.0%

基本方針 3

地域で必要な時に必要な医療を受けることができる体制を維持します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人口 10 万人当たりの医師数	212.0 人 (令和 4 年 12 月)	212.0 人
人口 10 万人当たりの診療所数	58.3 か所 (令和 6 年 4 月)	58 か所



小児医療 (イメージ)



地域医療 (イメージ)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-1 地域共生社会*の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

地域福祉を支える人材育成や地域づくりが推進され、多機関が連携して課題解決に取り組む包括的な支援体制が整い、市民が生活課題を抱え込むことがなくなっている。

現状

- 地域福祉活動の担い手は高齢化、固定化する傾向にあり、人材の不足や活動意欲の低下を生んでいます。
- 地域コミュニティが弱体化し、住民が主体となった地域福祉活動が停滞しています。
- 制度の狭間の課題や複雑・複合的な課題を抱えた世帯が増え、個別の支援機関では課題を解決することが難しい事例が生じています。

課題

- 地域福祉活動を推進するため、活動に対する意識の醸成と、人材の確保が必要です。
- 住民主体の地域福祉活動を活性化させるため、地域住民がつながる場の設定や、見守りや支え合い活動の創出を支援する必要があります。
- 高齢、障害、子ども、困窮などの支援機関が包括的に連携して対応していくため、多機関連携の仕組みとコーディネート機能*を構築する必要があります。



重層的支援会議

基本方針 1

地域の多様なつながりを育む人づくりのため、啓発や人材育成を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
地域の担い手・リーダー養成研修会等の受講者数	235人 (令和5年度)	250人

基本方針 2

多様な担い手が助け合い、支え合う地域づくりのため、地域が主体となった福祉活動を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
第2層協議体*設置済団体数	11団体 (令和6年3月)	20団体

基本方針 3

全ての人々が安心して暮らせる環境づくりのため、情報発信や相談体制の充実を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
地域共生プラットフォーム*登録済団体数	23団体 (令和6年12月)	80団体

基本方針 4

全ての人への包括的な支援体制づくりのため、多機関協働*による取組を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
個別支援ケースの終結人数	5人 (令和5年度)	5人以上
支援会議による支援者の課題解決率	93% (令和5年度)	100%

主な部門別計画

- ・第4期三原市地域福祉計画 (令和6年3月策定)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-2 長寿社会対策の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

高齢者が、生きがいを感じながら身体状況や価値観に応じて自分らしく活躍できている。

現状

- 高齢者の社会参加の機会は、従来の体操や茶話会*など限られた選択肢にとどまっており、多様化する価値観やライフスタイルに対応できていません。さらに、移動手段を持たない高齢者が増加する中で、身体機能や認知機能の低下による移動の困難さは、社会参加への大きな障壁となりつつあります。
- 高齢者の健康維持や社会からの孤立を予防するため、様々な活動を通じた社会参加を推進していますが、コロナ渦の外出自粛により、身体活動量が低下したことや人とのつながりが薄れたことで、体力の低下に加え、活動への参加意欲が低下しているおそれがあります。
- 家族が障害を抱えている、身寄りがない、生活に困窮しているなど、自身や家族では解決が難しい課題を重複して持つ人や世帯が増えています。一方で、支援を提供する専門職は減少しています。
- 認知症*に関する知識や理解は広がりつつありますが、依然として「自分には関係ない」と感じたり、怖い病気というイメージを持ったりする人も多く、認知症*の人が安心して地域で暮らせる社会は、まだ実現できていません。
- 一人暮らし高齢者世帯の増加に伴い、地域とのつながりが薄れ、災害時の避難など安心・安全に備えることができていない人が多い状況です。

課題

- 高齢者が、健康を維持しながら、年齢や健康状態、生き方に対する価値観などに応じて自ら活動を選び、参加できるよう、就労や趣味活動、地域活動などの活動の多様化と、人と活動をつなぐ仕組みや移動手段の確保が必要です。
- 専門職と地域住民が連携し、複雑かつ複合的な課題を抱える高齢者や家族に対する相談体制の強化と、住民主体の支え合いの仕組み、実行する体制の整備が必要です。
- 支援が必要な生活課題の内容に応じて、民間サービスや住民の支え合い活動などの非専門職が提供できる支援と支援を要する人をマッチング*する仕組みが必要です。

- 認知症*は誰もがなり得るものであり、認知症*の人の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、地域全体で認知症*の人を理解し、見守り、必要な支援を受けることができる地域づくりが必要です。また、認知症*の人の介護負担が大きく、当事者、家族介護者ともに安心して暮らし続けられる環境の整備が必要です。
- 避難に支援を要する高齢者が、災害に備えることができるよう、福祉専門職と地域の防災組織などが連携し、避難計画の作成や安全な地域づくりを進めることが必要です。

基本方針 1

一人ひとりの健康意識が高まり、できる限り健康を維持しつつ、身体状況に応じた社会活動に参加できる地域づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
新規に要支援・要介護認定*を受ける人の平均年齢	82.5 歳 (令和 5 年度)	84 歳
会、グループ活動に週 1 回以上参加する人の割合	40.1% (令和 4 年度)	60%
平均寿命の延伸を上回る健康寿命*の延伸	男性 - 0.59 年 女性 - 0.22 年 (令和 4 年度)	0 以上

基本方針 2

様々な困りごとを身近な場所で相談でき、医療・介護サービス*が必要になっても切れ目なく支援を受けることができる体制を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
要支援・要介護認定*者の居宅サービス利用割合	70.6% (令和 5 年度)	72.0%
家族や友人以外で相談相手がいる高齢者の割合	56.0% (令和 4 年度)	75.0%

基本方針 3

人とのつながりの中で、孤立することなく安全・安心な暮らしを続けることができる地域づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
要支援・要介護認定*者の居宅サービス利用割合	70.6% (令和 5 年度)	72.0%
一人暮らしの高齢者で心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる高齢者の割合	86.8% (令和 4 年度)	95.0%

主な部門別計画

- ・ 第 2 期健康・食育みはらプラン (令和 6 年 3 月策定)
- ・ 第 9 期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和 6 年 3 月策定)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-3 障害者福祉の充実



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

相談やサービスなどの支援体制が充実し、障害のある人の権利が守られ、療育*や教育、就労、スポーツ、文化芸術活動などの場で能力を発揮し、安心して生活できている。

現状

- 障害のある人への権利侵害や虐待が発生しています。
- 精神障害者や重度化・高齢化した障害のある人が増えています。また、親の死亡や複雑化・複合化した課題がある世帯などの支援ニーズに対応する体制が不足しているため、地域で生活する障害のある人が増えていません。
- 障害のある子どもや人のニーズにあった療育*、教育体制が不足しています。
- 障害のある人の就労と雇用のために必要な情報が不足しているため、障害のある人で、働いている人が少なく、就労しても継続できない人が多くいます。
- 障害のある人が地域活動に参加するための支援や選択肢が少なく、地域活動に参加している障害のある人が少ない状況です。
- 障害のある人が地域で自立して暮らすイメージを持っていないことで、家族以外との暮らしを考える人が少ない状況です。
- インフラやサービスが整っていないため、障害がある人が外出時に困ることや不便なことがあります。
- 障害のある人で、防災の備えをしていない人が多く、災害時の障害のある人への支援体制が構築されていないため、迅速な避難や避難先で必要な支援が受けられない状況です。
- 障害福祉サービスで満たすことができないニーズがありますが、地域のボランティア*やNPO*などによる障害のある人を地域で支え合う体制が整っていない状況です。

課題

- 社会全体で障害のある人に対する理解を深める必要があります。子どもたちは、障害のある子もいない子もお互いを理解して尊重し、様々な人と助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ必要があります。また、障害のある人の権利を守るための法律や制度を周知する必要があります。

- 障害のある人が地域で生活するための相談支援体制や居住の場、適切な支援を整える必要があります。
- 障害のある子どもや人のニーズに対応できる療育*体制と教育支援、就学・教育相談を含む教育体制を充実させる必要があります。
- 障害のある人の就労と雇用のための相談支援を充実させ、障害者雇用の促進と就労定着支援を強化し、障害者が希望する仕事に就くことができる体制を充実させる必要があります。
- 障害のある人が社会活動に参加できる体制や機会を充実させる必要があります。
- 障害のある人が主体的に生活を営めるよう、意思決定を支援する体制と地域で生活する体験の機会を充実させる必要があります。
- ユニバーサルデザイン*に配慮した生活環境を整備する必要があります。
- 障害のある人が外出するための移動手段や移動支援を充実させる必要があります。
- 防災についての啓発や情報提供を充実させる必要があります。
- 災害時に障害のある人が迅速に避難でき、避難先で支援が受けられる態勢を構築する必要があります。
- 福祉団体やボランティア*団体、市民活動団体に加え、地域の企業や地域住民とも協働*し、個別ニーズに対応した福祉活動を推進する必要があります。また、活動の情報提供や啓発を行い、市民が活動に参加しやすい体制を整える必要があります。

基本方針 1

障害のある人や障害について、皆が理解して行動し、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、市民の障害に対する理解の促進や、差別解消、虐待防止など、権利擁護のための取組を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
障害者福祉に関する出前講座の参加者数	79人 (令和5年度)	300人
障害者虐待防止研修に参加し、理解が深まった人の割合	100% (令和5年度)	100%

基本方針 2

障害のある人やその家族が安心して地域で暮らしていくための体制づくりとして、相談支援体制や各種福祉サービスを充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
障害福祉サービスのグループホーム*の月平均利用者数	128人 (令和5年度)	154人
障害者福祉サービスの相談支援事業所への相談件数	17,267件 (令和5年度)	19,071件
コミュニケーションに困難さを感じる障害者の割合	55.7% (令和5年度)	44.7%
地域生活支援拠点事業所数	8か所 (令和6年3月)	11か所
医療的ケア児コーディネーター*数	2人 (令和6年3月)	5人

基本方針 3

障害のある人が自己選択・自己決定に基づいて生活できるよう、スポーツや芸術文化活動など社会活動しやすい環境づくり、障害の状況に応じた療育*・教育体制づくり、就労支援の強化に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
児童通所支援事業所数	23 事業所 (令和 6 年 3 月)	26 件
障害者の就労体験者数	16 人 (令和 5 年度)	38 人
地域活動支援センターの延べ利用件数	8,367 人 (令和 5 年度)	9,766 人
障害者スポーツ教室参加者数	1,830 人 (令和 5 年度)	1,900 人
自立生活体験事業の利用件数	0 件 (令和 5 年度)	5 件

基本方針 4

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域住民が地域で支え合う活動の促進や、災害時の支援体制づくり、まちのバリアフリー*化に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
障害者優待乗車証の利用回数	78,855 回 (令和 5 年度)	79,075 回
障害者の地域行事への参加率	50.6% (令和 5 年度)	60.1%

主な部門別計画

- ・第 7 期三原市障害者プラン (令和 6 年 3 月策定)



手話奉仕員養成講座



障害者スポーツフェスティバル（ボッチャ大会）



障害者プラン策定ワークショップ

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-4 社会保障制度の適正な運営



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

社会保障制度が健全に運営され、市民の生活が守られている。

現状

- 高齢化の進行により、介護期間の長期化、医療費・介護費等が増加することに伴い、生活への負担が増加します。
- 高齢化の進行と医療の高度化による医療費の増加に伴い、国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者一人当たり医療費は増加傾向にあるため、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が上昇しています。
- 継続的に収入額以上の支出をしてしまうなど、金銭管理に問題を抱えていることから、生計の維持が困難となり、生活困窮状態となっている人がいます。
- 就職や就労継続に必要な基礎学力が修得できていないことや学校や会社などの組織に継続して所属することができないことから、困窮状態が世代間にわたり連鎖し、生活困窮状態となっている人がいます。
- 就労意欲が減退していたり、就労能力に問題を抱えていることから、生活保護被保護者の不就労期間が長期化し、生活保護からの自立に至っていない人がいます。
- 生活保護被保護者の病識がないことや通院が継続しないことから、初診時には既に症状が重くなっており、生活保護医療扶助額が高額となるため、生活保護からの自立に至っていない人がいます。

課題

- 財源を確保し、収支の均衡を図るため、保険税率等を適切に決定し、適正に賦課・徴収する必要があります。
- 生活困窮者が景気や物価変動に影響を受けず、安定的に生計を維持するためには、適切な金銭管理が行えるように支援する必要があります。
- 世帯内の世代にわたる困窮の連鎖をくい止める必要があります。
- 自立するためには就労し、安定した収入を得られるようにする必要があります。
- 生活保護被保護者の安定した生活や生活保護からの自立のためには、健康を保てるように支援する必要があります。

基本方針 1

医療費の適正化と保険料等の収入率を向上させることにより、医療保険制度の安定的な運営に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
国民健康保険税の現年度分収入率	95.2% (令和5年度)	96.1%

基本方針 2

生活困窮世帯が抱えている課題に沿った支援を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「自立相談支援センターみはら」における相談を通じて問題の解消や改善につながった人の数	12人 (令和5年度)	15人
学習支援事業への参加者のうち志望校合格者数	4人 (令和5年度)	10人
住居確保給付金の給付により住居喪失のおそれなくなった世帯の数	6世帯 (令和5年度)	17世帯
家計改善支援を通じて問題の解消や改善につながった人の数	3人 (令和5年度)	5人

基本方針 3

生活保護世帯の健康で文化的な生活を支援し、その自立を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
生活の自立により生活保護を脱した世帯数	17世帯 (令和5年度)	20世帯

基本方針 4

介護保険サービスの確保や給付費の適正化事業等の強化により、将来にわたって持続可能な制度の運営に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
介護保険料の現年度分収入率	99.80% (令和5年度)	99.22%以上
計画内給付率	89% (令和5年度)	100%以下
介護助手導入事業実施事業所の割合	0.02% (令和6年3月)	50%

主な部門別計画

- ・第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和6年3月策定)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-3 防災・減災

施策 3-3-1 災害対応力の強化



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

災害時には、市民一人ひとりが避難行動をとり、命を守るという考えが浸透している。

現状

- 全国で自然災害が激甚化*・頻発化しており、新たな災害の発生によって、災害対応の教訓が追加されてきています。
- 平成 30 年 7 月豪雨災害の発生により市民の防災意識は高まりましたが、依然として、避難所への避難者数は低迷しており、避難行動を取らない市民もいます。
- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に設立する自主防災組織*は地域防災力の要ですが、設立されていない地域があり、また、設立されていても活動していない組織があります。

課題

- 将来の大規模災害の発生に備え、全職員が災害対応力を向上させるための学習機会の充実や課題解消する仕組みづくりを行う必要があります。
- 災害が発生した際に効果的・効率的に対応するため、市、市民、自主防災組織*などが連携した各訓練を実施する必要があります。
- 市民や自主防災組織*等が災害について正しく学び、自分事として考え、適切な避難行動が行えるよう、防災意識を高める機会を拡大する必要があります。
- 自主防災組織*の未設立地域を解消する必要があります。
- 自主防災組織*の役員の交代などによって活動が停滞しないよう、自主防災組織*運営の気運の醸成や活動を担う人材の育成などを行う必要があります。

基本方針 1

万が一、災害が発生しても、適切な避難情報の発令や円滑な避難所運営、迅速な受援体制の構築など、被害が最小限となるよう、市の災害対応力を高めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
職員災害対応訓練の実施回数	6回 (令和5年度)	10回

基本方針 2

市民が避難すべき時に適切な避難行動をとることができるよう、避難情報を伝達する設備や体制、避難所、備蓄品などの避難環境の維持と充実に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
避難情報の取得手段保有率	93% (令和5年度)	100%

基本方針 3

市民や自主防災組織*の防災・減災に対する意識を高め、「自分の命は自分で守る」という考えを浸透させるため、自主防災組織*の未設立地域の解消を進め、自主防災組織*の活動が自律的に行われるよう、活動を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
自主防災組織*の組織率	75% (令和6年3月)	80%
自主防災組織*の防災訓練実施率	69% (令和5年度)	80%
市民の防災意識浸透度	(今後調査)	50%

主な部門別計画

- ・三原市地域防災計画 (平成17年6月策定、令和6年9月修正)
- ・三原市国民保護計画 (平成19年1月策定、平成30年5月修正)
- ・三原市国土強靱化地域計画 (令和3年3月策定)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-3 防災・減災

施策 3-3-2 災害に強いまちの構築



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

官民の維持管理体制が構築され、災害に強く、持続可能な社会インフラの整備が進んでいる。

現状

- 老朽化した社会インフラの不具合の増加に対応できず、機能に支障が生じることが見込まれます。
- 雨水排水施設・設備の整備が進んでいない地区があるため、浸水被害が発生するおそれがあります。
- 土砂災害警戒区域*内に多くの人家があり、危険な状態にあります。
- 豪雨により、浸水や護岸崩壊などの災害が発生しています。
- 近い将来の巨大地震の脅威が顕在化しています。
- 海岸背後の市民や事業者の人命や財産に対する被害が繰り返し発生しています。
- 南海トラフ*巨大地震等に伴う津波が発生した場合、更に大きな被害が発生するおそれがあります。

課題

- 持続可能な社会インフラのメンテナンスサイクル*を確立する必要があります。
- 雨水対策がとれていない未整備地区において、早急に整備を進める必要があります。
- 防災拠点や住宅密集地の保全を優先し、急傾斜地が崩壊しないように対策する必要があります。
- 広島県が施行する砂防事業*の拡充を、継続して要望する必要があります。
- 地域の幹川流路*の整備や老朽化した護岸の改修を継続して実施する必要があります。
- 施設能力を超過する洪水に備え、流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する「流域治水*」の考え方にに基づき、防災・減災に取り組む必要があります。
- 地震による被害の軽減とレジリエンス*を向上させるため、建築物の耐震化や避難路の確保を進める必要があります。
- 海岸の総延長が長く、また、海岸保全施設の整備を必要とする区間が多くあり、事業の効果を早期に発現させるためには、整備を途切れることなく推進する必要があります。

基本方針 1

浸水による被害から市民の生命・財産を守るため、関係者が協働*して取り組み、浸水による被害を最小限に抑えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共下水道事業計画区域* における雨水排水施設の整備率	82.9% (令和 6 年 3 月)	95.1%
市管理河川の整備完了箇所数 (令和 4 年度以降の累計)	25 か所 (令和 6 年 8 月)	50 か所

基本方針 2

がけ崩れ等から市民の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
急傾斜地崩壊対策 (市施行) の整備完了地区数 (令和 5 年度以降の累計)	0 地区 (令和 6 年 3 月)	6 地区
小規模崩壊地復旧の整備未完了地区数	5 地区 (令和 6 年 3 月)	0 地区

基本方針 3

持続可能な社会インフラメンテナンスの実現のため、地域の社会インフラを群として捉え、メンテナンスを含めた地域の社会インフラのあるべき姿を定め、効率的・効果的にマネジメントを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
社会インフラ (河川等) の不具合に関する通報受付件数	274 件 (令和 5 年度)	205 件

基本方針 4

国や県と連携し、護岸や堤防などの海岸保全施設の整備を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
高潮対策事業 (松浜地区) の整備率	73.2% (令和 6 年 3 月)	100%
高潮対策事業 (内港地区) の整備率	0.0% (令和 6 年 3 月)	100%

基本方針 5

地震による被害を軽減するため、住宅などの建築物の耐震化を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
住宅の耐震化率	78.5% (令和2年度)	99%
広域緊急輸送道路*における通行障害既存耐震不適格建築物*の件数	11件 (令和6年度)	0件

基本方針 6

災害の発生により被災した施設については、速やかな復旧に努めます。

主な部門別計画

- ・三原市下水道事業経営戦略（平成28年12月策定、令和4年9月改定）
- ・三原市雨水排水ポンプ場耐水化基本計画（令和4年3月策定）
- ・三原市耐震改修促進計画（三期計画）（令和3年3月策定）



味漏雨水排水ポンプ場



高潮対策事業（松浜地区）の工事の様子



河川改良（前谷川）



木造住宅耐震化の啓発

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-4 生活の安全安心

施策 3-4-1 消防・救急体制の整備



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

消防・救急活動が迅速・確実に行われ、市民の安全と安心が守られている。

現状

- 火災予防広報を行っていますが、逃げ遅れによる住宅火災の死者が発生しています。
- 消防用設備未設置などの重大違反对象物*が複数存在しているため、いざ火災が発生したときに、市民の生命や財産を十分に守ることができないおそれがあります。
- 車両や資機材が耐用年数を経過しているものがある中、広い管内で消防活動を行っているため、市民サービスが行き届かない可能性があります。
- 指令センターでは、年間約 2.2 万件の受信件数があり、災害時には受信が集中するため、職員の技術だけでなく、設備の受信処理能力も求められています。そのため、機器の改修や更新を繰り返す必要があります。
- 古い防火水槽ほど地震による被害で使用不能となるおそれがありますが、管内には耐用年数 50 年を超える防火水槽が約 40 基あります。また、消防水利*が不足しているにもかかわらず、水利不足が懸念されている地域に公有地がなく、用地の確保は困難な状況に直面しています。
- 救急車の適正な利用がされていないことや超高齢社会*を迎えていることにより、救急出場件数が増加しています。
- NBC 災害* や大規模災害に対する消防力*がハード・ソフトの両面で不足しているため、市民の安全を十分に確保することができないおそれがあります。
- 消防団員が年々減少しており、災害への対応力が低下するおそれがあります。

課題

- 住宅用火災警報器*や感震ブレーカー*の設置など、市民の住宅防火意識を高める必要があります。
- 違反状態が長期化している重大違反对象物*があり、市民の安全が脅かされているため、違反処理規程などを整備し、是正を推し進める必要があります。
- 広い管内面積と限られた財源の中で消防体制を維持するためには、消防力整備計画と消防団施設整備計画に基づく計画的な車両や資機材の更新が必要です。

- 災害時には119番の受信が鳴りやまない状態となることから、設備の受信能力や職員の処理能力を維持・向上させるため、大規模災害発生時に指令システム停止などの重大障害を防ぎ、消防・救急活動を停滞させないシステムを構築することが必要です。
- 近い将来、大規模災害が発生した場合でも、確実に取水する必要があるため、消防水利整備計画に基づき、大規模災害に備えた消防水利*などの充実が必要です。
- 広報や救命講習を通じて啓発するなど、救急車が適時・適切に利用されるようにする必要があります。
- 消防力整備計画や消防団施設整備計画、三原市消防本部受援計画に基づき、大規模災害に対する備えを更に強化する必要があります。
- 大規模災害の発生が危惧される中、災害対応能力の強化のため、消防団と消防隊の連携訓練の実施や、消防団員の活動環境の整備が必要です。

基本方針 1

火災を未然に防ぐとともに火災の被害を最小限にするために、市民や事業所の防火意識向上のための啓発や住宅用火災警報器*の設置など、火災予防対策に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
住宅用火災警報器*の設置率	83% (令和5年度)	93%
消防用設備未設置などの重大違反対象物*の件数	16件 (令和6年3月)	0件
立入検査の是正率	47% (令和5年度)	70%
消防用設備の点検実施報告率	63% (令和5年度)	75%

基本方針 2

火災・救急事案発生時の迅速で効果的な消防・救急活動のため、救急救命士*などの隊員の育成や設備・機器の整備など、消防・救急体制を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
消防水利*の充足率	78.7% (令和6年3月)	80.0%
消防団員が定数に対して充足している方面隊*の数	0方面隊* (令和6年10月)	4方面隊*
救急救命士*の現員数	41人 (令和6年3月)	46人

基本方針 3

火災・救急事案の発生時に迅速かつ確実に消防・救急活動が行えるよう、地域や関係機関との連携を強化し、現場での活動を想定した訓練により、隊員や団員などの技術を高めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
各種救命講習受講者数 (累計)	76,162 人 (令和 6 年 12 月)	93,000 人
119 番通報から 30 分以内に鎮火した建物火災率	38% (令和 6 年)	44%
消防署と消防団の連携訓練実施回数	5 回 (令和 5 年度)	10 回
大規模災害対応訓練実施・参加回数	3 回 (令和 5 年度)	8 回
入電から指令を出すまでに要した時間	136 秒 (令和 6 年)	120 秒

主な部門別計画

- ・ 第 3 期三原市消防力整備計画 (令和 7 年 3 月策定)
- ・ 三原市消防本部消防水利整備計画 (平成 28 年 10 月策定、令和 6 年 3 月改定)
- ・ 尾道三原消防指令センターに係る更新計画 (令和 6 年 3 月策定)
- ・ 三原市消防団施設整備計画 (平成 21 年 2 月策定、令和 6 年 10 月改定)
- ・ 三原市消防本部受援計画 (令和 7 年 4 月策定予定)



消防本部庁舎



住宅用火災警報器* 啓発イラスト



住宅用火災警報器*の取付けサポート



被災地への職員派遣

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-4 生活の安全安心

施策 3-4-2 防犯活動・交通安全対策の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

重要犯罪や重要窃盗犯を中心とする犯罪件数や人身事故を中心に交通事故件数が減少している。

現状

- 刑法犯認知*件数は減少傾向にあるものの、SNS*の普及により重要犯罪や重要窃盗犯の手口は巧妙化・悪質化し、新たな手口も次々と生まれています。
- 匿名・流動型犯罪グループ*の犯行など、近年の侵入犯罪は手口が巧妙化・凶悪化し、市民の不安は増大しています。
- 交通事故件数は減少傾向にあるものの、令和5年は人身・物損事故ともに前年から増加し、それに伴い、死者・負傷者数も増加しています。
- 高齢化率の上昇に伴い、高齢歩行者の道路横断中の事故や高齢運転者の交通事故の割合が増加しています。
- 通学路には狭い道路や見通しの悪い交差点など、児童生徒にとって危険な箇所があります。

課題

- 犯罪に遭わないために、若年層に対してはSNS*やメール配信、告知放送、町内放送、市ホームページなどを活用し、高齢者世帯に対しては、自治会や民生委員・児童委員、高齢者相談センターなど、直接関わりのある支援者を通じた啓発活動が必要です。
- 新しい悪質な侵入犯罪の手口を市民に対して周知し、防犯意識を向上させることや、市民自身でできる住宅の防犯対策や自治会等が行う地域の防犯対策を支援することにより、自助・共助・公助*の防犯対策を強化し、市全体の犯罪抑止力を向上させる必要があります。
- 未就学児から高齢者まで、歩行者・自転車・自動車がともに安全・安心で快適に通行できる道路環境を整備する必要があります。
- 加齢に伴う身体機能の変化が自動車の運転や歩行時の安全確認等に及ぼす影響を、高齢者と若年層に正しく理解してもらい、社会全体で高齢者の事故防止に努める必要があります。
- 学校・警察・道路管理者などの関係者が継続的に通学路の点検を行い、連携して通学路の安全確保に向けた取組を行う必要があります。

基本方針 1

地域の犯罪抑止力向上に向け、地域、市民や関係機関と連携し、効果的・効率的な防犯対策を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
防犯灯設置済灯数	9,072 灯 (令和 6 年 3 月)	9,372 灯
地域の防犯カメラ設置済台数	91 台 (令和 6 年 3 月)	121 台

基本方針 2

学校・警察などの関係者と連携し、歩行者・自転車・自動車が安全・安心で快適に通行できる道路環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市内小・中学校における交通安全教室の実施校数	26 校 (令和 6 年度)	30 校
交通事故発生件数に占める高齢運転者の割合	30.7% (令和 5 年)	30.7% 以下
自転車通行空間の整備率	0% (令和 6 年 10 月)	30%



交通安全教室



地域の防犯カメラ

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-4 生活の安全安心

施策 3-4-3 消費者・生活者の安心の確保



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

消費者トラブルや生活の心配事がスムーズに解決するなど、安心して生活できている。

現状

- 市民が日常生活を送る上での心配事は多様化・複雑化しており、市役所への相談内容はますます専門的になり、解決できないものも多々あります。
- 狂犬病* ウイルスは、人にも感染し、発症するとほぼ 100%が呼吸障害などによって死亡すると言われています。近年、日本において狂犬病* は発生していませんが、他国では依然として発生しており、常に国内への侵入のおそれがあります。
- 生活衛生関係施設* においては、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法などの関係法令に則って自主的に衛生管理がされています。
- 商品やサービスの契約に関するトラブルや、なりすまし、架空請求、還付金などの特殊詐欺が増加傾向にあります。

課題

- 市民の高度化する相談内容に対しても、適切な相談先を紹介するなど、円滑な解決に向けて取り組む必要があります。
- 狂犬病* 発生を予防するため、犬の飼い主に対して、飼い犬の市への登録と毎年の狂犬病* 予防注射実施の徹底を求めていく必要があります。
- 関係法令等に則って監視指導を実施することにより、生活衛生関係施設* における衛生管理を徹底させる必要があります。
- 国民生活センター、国や県などの関係機関と連携し、迅速で的確な情報提供や、消費生活能力を高めるための啓発活動などの充実に取り組む必要があります。

基本方針 1

無料法律相談や一日総合相談の開催など、複雑化する市民の心配ごとに応じた相談窓口の設置や他機関の相談窓口を紹介することにより、解決に向けたサポートを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
相談件数のうち、解決した又は他機関等の相談窓口へ引き継いだ件数の割合	95.7% (令和5年度)	100%

基本方針 2

狂犬病* 予防の必要性や野良犬・野良猫対策の重要性を周知することにより、狂犬病* が発生しない環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
狂犬病* 予防注射接種率	70.7% (令和5年度)	71%

基本方針 3

計画的に監視指導を実施し、生活衛生関係施設* の衛生管理を徹底します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
生活衛生関係施設* の監視指導の実施率	旅館・公衆浴場等 48.4% 理・美容等 3.0% (令和5年度)	旅館・公衆浴場等 100% 理・美容等 20%
生活衛生関係施設* におけるレジオネラ症等発生件数	0件 (令和5年度)	0件

基本方針 4

市民の消費生活能力の向上を図るため、消費生活センター* の運営や、消費者への迅速で的確な電子商取引* や様々な詐欺に関する情報提供、出前講座などによる啓発を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
消費生活相談件数	577件 (令和5年度)	577件
消費者問題関連の啓発件数	15件 (令和5年度)	25件
消費生活相談件数のうち、解決策を提示できた件数の割合	97.9% (令和5年度)	98%

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-5 環境

施策 3-5-1 環境保全と脱炭素の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市全体で地球温暖化防止の取組が進み、ごみのポイ捨てをする人が減っている。

現状

- 里地・里山、水辺などを整備する人や団体などが減少し、自然環境の荒廃が進んでいます。
- 路上などへのごみのポイ捨てが後を絶たず、生活環境に悪影響を与えています。
- 地球温暖化に対する取組について、自分事として認識していない市民や事業者が存在しています。

課題

- 市民一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、環境整備を行う人や団体を増やす必要があります。
- パトロールの強化や SNS*などを活用した啓発など、ごみのポイ捨てをなくすために取り組む必要があります。
- 地球温暖化に対する取組を自分事として認識してもらうために、市民や事業者に対する周知や啓発を行う必要があります。



みはら環境写真・絵画コンテスト 2024 特選作品

基本方針 1

環境問題に関する正しい知識を広め、市民や事業者の意識と行動を変えるための啓発活動を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
みはら環境写真・絵画コンテストへの応募件数	698件 (令和5年度)	700件
JR三原駅周辺の市街地でのごみ(ポイ捨て)の収拾量	4,127個 (令和5年度)	3,000個

基本方針 2

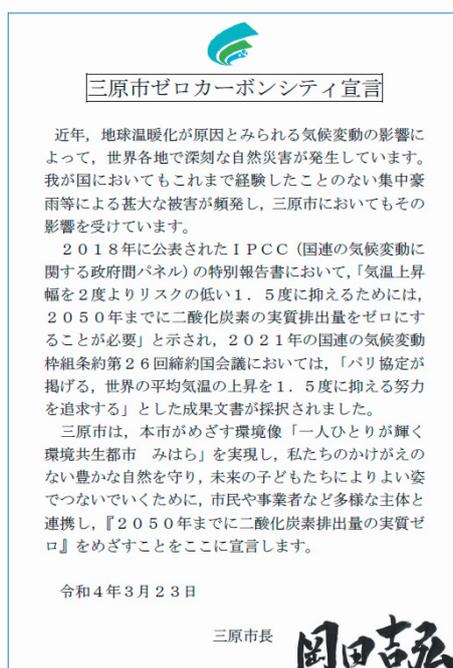
2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比50%削減するために、三原市地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入と利用を促進し、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
二酸化炭素排出量の削減率(2013年度比)	29.5% (令和3年度)	60%
市内全域の太陽光発電設備の設備容量(ただし、FIT/FIP制度*の認定設備に限る。)	120MW (令和5年3月)	440MW
公共施設等の太陽光発電設備の設備容量	131kW (令和6年3月)	335kW

主な部門別計画

- ・第2次三原市環境基本計画改定版(令和4年3月策定)
- ・三原市地球温暖化対策実行計画(令和6年10月策定)



三原市ゼロカーボンシティ宣言

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-5 環境

施策 3-5-2 循環型社会* の形成



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

ごみの排出から処理までの各段階で、市民・事業者・市が 3R* の考えを重視した行動を取ることで、ごみの減量化と再資源化が進んでいる。

現状

- 循環型社会* 形成の推進には、①ごみの排出量を減らす。②適正に分別されたごみを適切に収集運搬、中間処理、最終処分を行う。③受け入れたごみを中間処理後に資源としての再生利用を促進する。④中間処理後の副産物（灰など）の最終処分量を減らす。この 4 点が重要です。
- ごみの総排出量は人口減少に伴い減少傾向であり、市民一人 1 日当たりの排出量も減少傾向ですが、市民などにごみ減量化の必要性や方法が十分に浸透していないため、水分の多い調理くずやまだ使える物などがごみとして排出されています。
- 令和 2 年 10 月に分別体系を変更し、変更後の分別体系が市民に定着したことにより、変更前より分別不良の指導件数は減少していますが、再生可能な古紙類や手付かずの食品などもやすごみとして排出されています。
- 市と収集運搬事業者が緊密に連携し、適切な収集運搬を安定的に行っています。
- 清掃工場、不燃物処理工場、最終処分場、污泥再生処理センターにおいて、適切な中間処理と最終処分を行っています。なお、各施設は適切な維持管理、補修、整備を行っていますが、経年数に相当する老朽化が進んでいます。
- 不燃物処理工場の更新に伴う施設能力の向上及び処理工程の改善や店頭回収での回収量の増加が再資源化率の増加要因となっている一方、新聞・雑誌の発行部数の減少や資源物の軽量化などの減少要因もあり、再資源化率は大きく変化していません。
- ごみを焼却した後に発生する灰の最終処分量を削減するためのリサイクルを行う手法はありますが、費用対効果の観点から埋立処分を行っています。なお、三原市一般廃棄物* 最終処分場の延命化を目的として、平成 28 年度から焼却灰などは外部へ搬出しています。

課題

- 環境配慮に対する意識を醸成するため、ごみの減量化と資源の再生利用の必要性（3R* の推進）などに関して、市民、事業者への周知・啓発を継続的に実施する必要があります。

- 古紙類などの直接資源化が可能な品目を、市民、事業者にとって出しやすい環境を整える必要があります。
- 食品ロス*対策やリユースを促進するための仕組みを構築する必要があります。
- ごみ排出困難者への支援を継続するとともに、分別指導の支援を検討する必要があります。
- 適切な時期に一般廃棄物*処理手数料の改定を検討する必要があります。
- 安定的な収集運搬体制を確保することにより、ごみステーションに排出されるごみの収集運搬を継続する必要があります。
- 各施設の機能を最大限に発揮し、一般廃棄物*の中間処理と最終処分を安定的に継続する必要があります。
- 将来にわたり安定的な一般廃棄物*処理を継続するため、循環型社会*の形成に資する次期処理施設について、方向性の検討と施設の整備を行う必要があります。

基本方針 1

ごみの減量化や再資源化を促進するため、ペットボトルやプラスチック類の処理、食品ロス*対策、古紙類のリサイクルなどの在り方の検討・実施や、地域や学校、事業所のごみの減量化や再資源化の活動の支援などを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市民一人当たりの家庭ごみ排出量	518g/人日 (令和5年度)	518g/人日以下
事業所ごみの排出量	11,467トン (令和5年度)	11,467トン以下
再資源化率	15.0% (令和5年度)	15.0%以上
最終処分量	3,915トン (令和5年度)	3,915トン以下

基本方針 2

安定的な体制による一般廃棄物*の収集運搬を実施し、清掃工場などの各施設の機能を最大限に発揮するための施設・設備の維持管理や長寿命化、更新を行い、一般廃棄物*の安定的処理を継続します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
一般廃棄物*処理施設の受入停止日数	0日 (令和5年度)	0日

主な部門別計画

- ・第2次三原市一般廃棄物処理基本計画 (令和4年3月策定)
- ・三原地域循環型社会形成推進地域計画 (令和3年12月策定、令和4年3月改定)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-1 計画的なまちづくりの推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

日常生活に必要な都市機能や居住が市街地の生活拠点に集約され、市街地とその他各地域拠点が交通ネットワークで結ばれることで、コンパクトなまち*の形成が進んでいる。

現状

- 市民の生活を支える商業、医療、福祉などの施設が充足できていないことから、生活利便性の向上や持続可能な住環境の形成が求められています。
- 空き家と低未利用地の適正管理や利活用、土地利用転換が求められています。
- 自然災害が多様化・激甚化*する中で、居住エリアに土砂災害などの災害発生のおそれがある区域が存在していることなどから、土砂災害や浸水の被害を防止・軽減するための土地利用施策により、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりが求められています。
- 豊かな地域資源や魅力あるまちなみと調和した景観の形成が求められています。

課題

- 利便性が高く、誰もが快適に住み続けられるまちを実現するため、市街地に商業、医療、福祉などの都市サービス機能や居住を集積させるとともに、中山間地域*など周辺地域の暮らしや地域コミュニティを守りながら、各地域間の交通ネットワークを形成することにより、コンパクトなまち*づくりを進めていく必要があります。
- 低未利用地が増えることにより、にぎわいの喪失や住環境の悪化につながるため、計画的・効果的な土地の適正管理に取り組む必要があります。
- ソフトとハードが一体となった総合的な防災・減災対策により、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限にとどめる必要があります。
- 豊かな地域資源と利便性の高い交通条件を活かし、魅力や活力のある都市づくりを進める必要があります。

基本方針 1

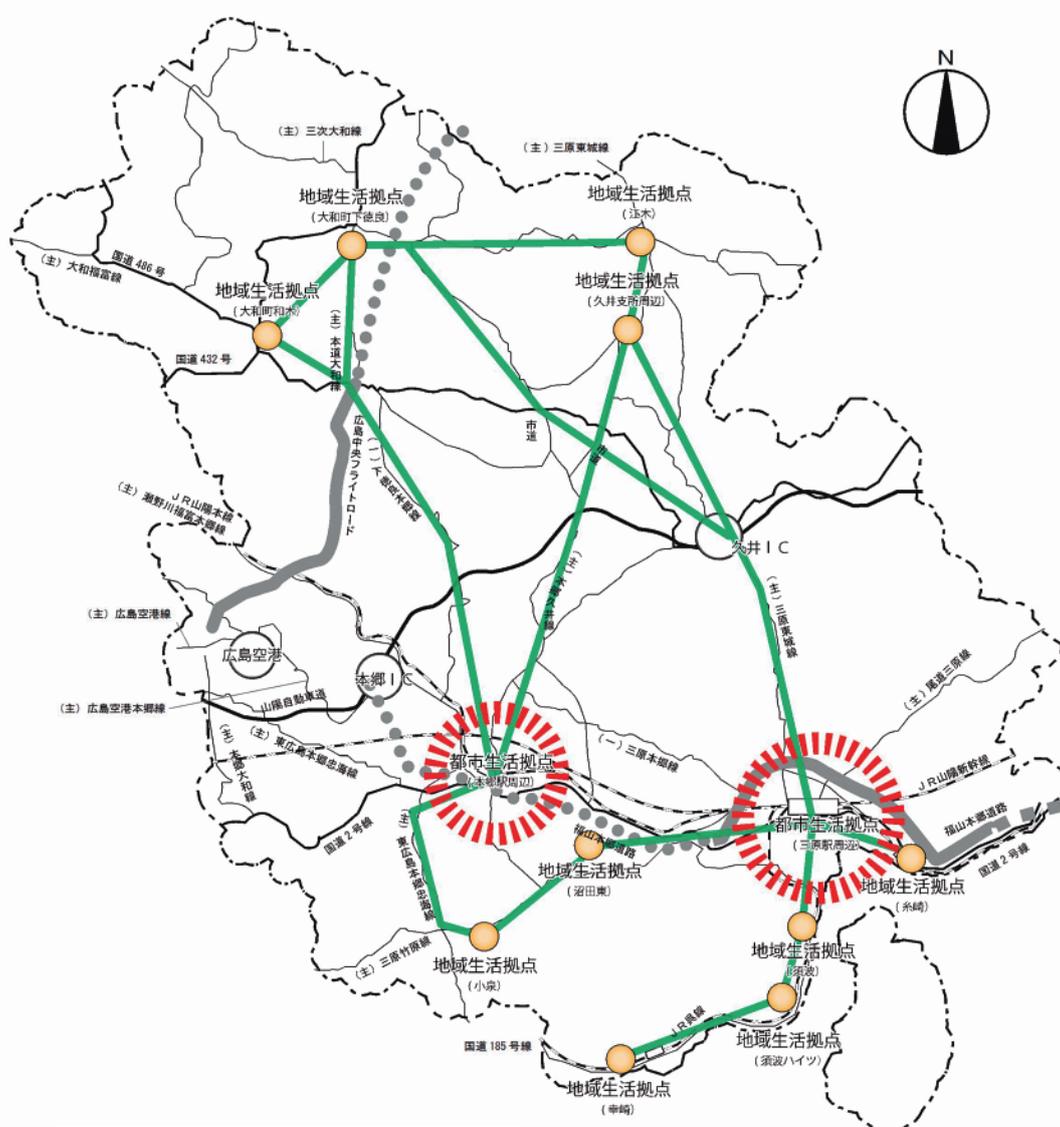
全ての市民の生活利便性の維持・向上と効率的・効果的で持続可能な地域経営のため、日常生活に必要な都市サービス機能が集積された集約型の都市づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
居住誘導区域* 内の人口割合	45.1% (令和6年3月)	47.5%

主な部門別計画

- ・三原市都市計画マスタープラン (平成22年策定、平成31年3月改訂)
- ・三原市立地適正化計画 (平成29年12月策定)

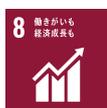


将来の都市構造のイメージ図

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-2 快適で安全な道路網の形成



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

道路網の計画的な整備・維持・管理・大規模修繕・更新により、歩行者・自転車・自動車が安心して通行できる環境が形成されている。

現状

- 高規格道路* 福山本郷道路において、木原道路は開通しましたが、三原～本郷間の未整備区間で慢性的な渋滞が発生しています。広島中央フライトロードの三原市大和町～世羅郡世羅町間が未整備で、期待される臨空広域都市圏*の活性化の効果が得られていません。
- 道幅が狭い生活道路があり、緊急車両の進入や通行に支障を来しています。
- 都市計画道路*についてはおおむね完成していますが、快適・安全に移動できる道路ネットワークが整備されていない区間があります。
- 地球温暖化による異常気象により災害が激甚化*・頻発化し、社会生活への影響が大きい通行止めが発生するおそれがあります。
- 老朽化した社会インフラの不具合の増加に対応できず、機能に支障が生じることが見込まれます。

課題

- 福山本郷道路（三原～本郷）と広島中央フライトロードの事業化に向け、国・県や関係機関などへの提案活動や、調査や計画などにおける連携した取組を推進する必要があります。
- 地域の実情に応じながら、効果的な手法で市道を整備する必要があります。
- 都市計画道路*の未整備区間は、事業効果を考慮して優先的に整備し、快適・安全に移動できる道路ネットワークに改善する必要があります。
- 車から排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、車中心から人中心の空間に転換する必要があります。
- 持続可能な社会インフラのメンテナンスサイクル*を確立する必要があります。

基本方針 1

高規格道路*の早期事業化・全線開通、国県道の整備促進に向けて、国や関係機関などへ提案活動などを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
高規格道路*福山本郷道路、広島中央フライトロードの整備促進		事業中

基本方針 2

市民生活の利便性を向上させるため、幹線道路や生活道路などの市道を計画的に整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市道の改良率	57.5% (令和6年3月)	58.6%

基本方針 3

都市計画道路*について、市街地内の円滑な交通の確保と、安全で安心して移動できる道路ネットワークを構築します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
都市計画道路*の改良率	85.6% (令和6年3月)	88.8%

基本方針 4

持続可能な社会インフラメンテナンスの実現のため、地域の社会インフラを群として捉え、メンテナンスを含めた地域の社会インフラのあるべき姿を定め、効率的・効果的にマネジメントを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
社会インフラ (道路) の不具合に関する通報受付件数	1,315件 (令和5年度)	980件

主な部門別計画

- ・三原市橋梁個別施設計画 (平成24年9月策定、令和5年10月改訂)
- ・三原市トンネル個別施設計画 (平成29年3月策定、令和5年4月改訂)
- ・三原市大型カルバート個別施設計画 (令和4年3月策定)
- ・舗装の個別施設計画 (平成29年3月策定、令和6年9月改訂)
- ・道路附属物個別施設計画 (令和5年7月策定、令和6年3月改訂)
- ・三原市街路樹個別施設計画 (令和3年3月策定)
- ・三原市都市計画マスタープラン (平成22年策定、平成31年3月改訂)

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-3 都市基盤の保全・整備



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民ニーズに合った都市基盤・都市施設の整備と計画的・効率的な施設配置により、良好な都市環境が形成され、市民・事業者の円滑な都市活動が行われている。

現状

- 人口減少・少子高齢化の進展、生活環境の変化、価値観の多様化などに伴い、都市公園、斎場、駐輪場などの施設において、利用者のニーズの変化や多様化に対応したサービスが求められています。
- 市が都市機能の集積と居住を誘導している J R 本郷駅周辺の市街地では、店舗などの減少や空き家・未利用地の増加が顕著であり、空洞化が進んでいます。また、無秩序な宅地化が進行していた東本通地区で、土地区画整理事業を実施しています。

課題

- 施設の老朽化や多様なニーズに対応した施設サービスの向上に向けて、計画的・効率的な施設管理や安全で快適に利用できる施設への改修・更新を行う必要があります。
- J R 本郷駅周辺において、医療、福祉、商業施設、公共交通などの都市機能を維持・集積するためには、東本通土地区画整理事業による都市基盤・住宅地の整備を早期に完了し、居住を誘導する必要があります。



整備が進む東本通土地区画整理事業

基本方針 1

快適な都市空間や安全・安心に暮らせる良好な居住環境の向上に向けて、利用者のニーズに合ったサービスの充実と、安全・快適で計画的・効率的な施設運営に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
バリアフリー*化された都市公園のトイレの割合	62.9% (令和6年3月)	100%
施設更新された都市公園の割合	25.6% (令和6年3月)	62.8%
撤去した放置自転車台数	251台 (令和5年度)	200台
斎場利用者の満足度	94.9% (令和5年度)	95%

基本方針 2

都市基盤を整備するため、東本通土地区画整理事業を重点的に推進し、事業完了をめざします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
東本通土地区画整理事業区域内の人口	1,650人 (令和6年3月)	2,149人

主な部門別計画

- ・三原市都市公園施設長寿命化計画 (平成24年3月策定、令和5年3月改定)
- ・三原市都市計画マスタープラン (平成22年策定、平成31年3月改訂)
- ・三原市立地適正化計画 (平成29年12月策定)



宮浦公園



三原市斎場「みはらしの杜」

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-4 安全・安心な水の安定供給



※この施策の実施主体は市ではなく水道広域連合企業団です。そのため、ここでは、水道広域連合企業団の取組を、市が連携して取り組む施策として掲載します。

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

老朽管路の更新が進められる中で、安全・安心で良質な水が適切な料金で安定供給されている。

現状

- 今後も増加する老朽管路の更新には莫大な資金が必要となるため、重要度の高い施設への更新を優先して実施することと並行し、修繕等による延命化を図っています。
- 人口減少等に伴い、水の需要と給水収益が減少傾向にある中で、必要経費は増加傾向にあり、収支の悪化が見込まれます。

課題

- 管路更新率を上昇させるためには、長期的に事業継続できる財源を確保する必要があります。
- 水道企業団広域計画に基づく業務のデジタル化、オンライン化や施設の統合、廃止などのダウンサイジング*により業務を効率化し、安定した事業経営に取り組む必要があります。



水道配管工事

基本方針 1

老朽管路の更新と耐震化を進め、安全で強靱な水道施設を構築します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
耐震化率	34.0% (令和5年度)	49.4%

基本方針 2

事業継続のために必要最低限の費用を賄う適切な収入を確保し、安定的な経営を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
経常収支比率*	108.8% (令和5年度)	100.3%以上

主な部門別計画

- ・水道広域連合企業団広域計画 (令和5年1月策定)



西野浄水場

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-5 汚水の適正処理



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

下水道や合併処理浄化槽*の利用により、衛生的な生活環境や河川・海域の水質が保全されている。

現状

- 三原市の汚水処理人口普及率*（下水道＋集落排水*＋合併処理浄化槽*等の利用人口）／総人口）は、全国よりも低い状況にあります。
- 下水道事業を将来にわたって安定的に事業経営するため経営戦略を令和4年度に改定し、令和5年度に料金を引き上げましたが、それを上回る人件費*や光熱水費等経費の高騰で収益的収支は損失を計上しています。
- 公共下水道処理区域*外の汚水処理人口普及率*は増加傾向にありますが微増であり、汲取り便槽や単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換があまり進んでいない現状があるため、生活排水が未処理のまま排出され、公共用水域*に環境負荷がかかっています。

課題

- 公共用水域*における生活排水等の汚濁負荷*を軽減することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図る必要があります。
- 公共下水道事業を安定的に運営する必要があります。
- 環境負荷の高い汲取り便槽や単独処理浄化槽*から環境負荷の低い合併処理浄化槽*への転換を促し、未処理の生活排水による公共用水域*への環境負荷の軽減を図る必要があります。

基本方針 1

水質の保全と公衆衛生の向上のため、下水道の利用人口割合を増加させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共下水道整備進捗率	90.2% (令和6年3月)	100%
水洗化率	93.5% (令和6年3月)	94.7%

基本方針 2

下水道の安定したサービスを維持するため、効率的・効果的かつ健全な事業経営に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
経常収支比率*	97.6% (令和5年度)	100%
経費回収率*	88.8% (令和5年度)	100%

基本方針 3

公衆衛生の向上や快適な生活環境の構築のため、汲取り便槽や単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共下水道事業計画区域* 外の合併処理浄化槽* 普及率	29.7% (令和6年3月)	33.0%

主な部門別計画

- ・三原市公共下水道事業基本計画（平成元年4月策定、令和4年12月改定）
- ・三原市下水道事業経営戦略（平成28年12月策定、令和4年9月改定）
- ・三原市汚水処理施設整備計画（平成30年3月策定）
- ・三原市漁業集落排水施設最適化構想（令和3年3月策定）
- ・第2次三原市環境基本計画改定版（令和4年3月策定）
- ・三原地域循環型社会形成推進地域計画（令和3年12月策定、令和4年3月改定）
- ・第2次三原市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-6 快適で安全な住まいづくり



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

地域における良好な住環境が確保され、市民が安全な住宅で生活している。

現状

- 空き家の数が増加しており、適切に管理されていない空き家が地域の住環境に影響を及ぼしています。
- 一戸建てに居住する 65 歳以上のみ世帯の割合が県内でも高い水準に位置しており、今後も空き家の増加傾向が継続する可能性があります。
- 市営住宅の老朽化が進行しており、空き住戸が増加しています。

課題

- 行政指導の実施や補助金の活用、所有者などへの周知啓発を行うことにより、危険な空き家の除却や管理不全空き家の適正管理を促進する必要があります。
- 空き家に関する啓発や相談体制を充実させることにより、所有者などによる空き家の活用を促し、空き家が放置される前の段階で、早期に市場へ流通させる必要があります。
- 三原市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改修工事を実施するとともに、用途廃止住宅の除却を進めることにより、適正管理を推進する必要があります。



宮沖住宅等統合建替事業

基本方針 1

危険な空き家の除却や管理不全空き家の適正管理、活用可能な空き家の流通を促進するため、空き家を放置することのリスクや活用可能な空き家の流通状況などの所有者等への周知や、行政指導の実施などに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
特定空家等*の除却件数 (累計)	71件 (令和5年度)	146件
空き家バンク*への登録物件数 (10年間の累計)	260件 (平成26年度から令和5年度)	300件
空き家バンク*を通じたマッチング*率 (成約率) (累計)	77% (令和6年3月)	80%

基本方針 2

住宅セーフティネット*として必要な戸数を提供するため、「三原市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む市営住宅の計画的な更新・維持管理を行うとともに、用途廃止住宅の除却を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市営住宅長寿命化計画に基づく長寿命化事業の進捗率 (解体を除く)	0.0% (令和7年4月)	75%
市営住宅の入居率	70% (令和6年3月)	80%

基本方針 3

安定した住環境を維持し、安心して快適に暮らせる住まいを整備します。

主な部門別計画

- ・三原市空家等対策計画 (平成29年9月策定、令和7年3月改定)
- ・三原市営住宅長寿命化計画 (平成27年3月策定、令和7年3月改定)



空き家バンク*制度

社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-7 持続可能な地域公共交通* 網の形成



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が、地域公共交通* を積極的に利用し、日常生活に必要な移動を安全・安心・快適に行っている。

現状

- 人口減少に加え、自家用車による移動が主流となってきていることから、路線バスなど公共交通の利用者は年々減少し、事業者の経営状況は悪化しています。
- 運転手不足が深刻化しており、バス路線の減便や廃止など、市民の移動手段の確保が困難な状況になっています。
- 公共交通不便地域においては、商店やバス停までの距離が遠いため、マイカーを持たない高齢者などは移動が困難になっています。
- 定期航路の利用者減少や船舶の老朽化により、航路の減便や廃止など、島民の移動手段の確保が困難な状況になっています。

課題

- 地域の実情やニーズを踏まえた定期的な運行内容の検討と見直し、ICT*などの新技術の活用による運行の効率化、観光客などの多様な利用者の利便性を高めることによる新規利用者の獲得など、地域公共交通* 体系の維持に向けた取組を進める必要があります。
- バス路線の減便や廃止に対しては、効率的・効果的な運行の促進や運転手不足の解消など、事業者と市が連携して取り組む必要があります。
- 交通不便地域においては、地域コミュニティ交通* を導入するなど、新たな移動手段の確保を検討する必要があります。
- 離島での生活にとって必要不可欠な定期航路を維持する必要があります。

基本方針 1

バス路線の維持により生活拠点や主要公共施設等相互の連結を、地域コミュニティ交通*の維持・拡充により各地域の生活拠点と路線バスへの接続による周辺地区への連結を強化します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
路線バスと地域コミュニティ交通*の利用者数	930,465 人 (令和 5 年度)	930,465 人以上
地域コミュニティ交通*の収支率の目標を達成していない路線数	4 路線 (令和 5 年度)	0 路線
地域コミュニティ交通*利用者一人当たりの市負担額	2,478 円 (令和 5 年度)	2,478 円以下
住民団体が運営する地域コミュニティ交通*の数	5 団体 (令和 6 年 3 月)	5 団体以上

基本方針 2

国や県の支援を受け、島民や事業者と連携することにより、島民の生活に必要不可欠な定期航路の維持・確保に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
定期航路数	6 航路 (令和 6 年 3 月)	6 航路

主な部門別計画

- ・第 2 期三原市地域公共交通網形成計画 (令和 2 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改訂)



地域コミュニティ交通*



定期航路 (旅客船)

多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-1 起業

施策 4-1-1 起業の支援



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

起業家が生まれる風土が醸成され、市内で新しい事業が増え、経済の活力が増している。

現状

- コロナ禍で停滞していた創業件数は増加傾向にあるものの、起業意識の醸成が十分とは言えない状況があります。
- 起業支援のためのインフラ（コワーキングスペース*、インキュベーション施設*など）や専門的な支援体制が少ない状況です。
- 起業家のネットワークは情報交換やビジネスチャンスの拡大に重要ですが、起業家同士や支援機関とのネットワークが都市部に比べて弱いという問題があります。
- 起業前後は、資金繰りや販路開拓などに苦労することが多く、創業から3年目までが最も困難な時期と言われており、全国的に見て、起業から3年では、個人事業主の62.4%、法人の37.3%が廃業しています。

課題

- 起業家精神を育て、起業計画の具体化を支援する必要があります。
- 起業家が活動しやすい環境を整えるために、専門家によるサポート体制などの強化が必要です。
- 地域内外のネットワークを強化し、情報共有や協力体制を築くためのイベントやプラットフォーム*の提供が必要です。
- 起業前後の時期における資金や経営を支援することにより、起業の成功率を上げる必要があります。

基本方針 1

地域経済の活性化のため、起業、創業、第二創業に取り組む人を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
創業支援等事業者の支援を受けた創業者の延べ人数	95人 (令和4年度)	122人
起業と社内ベンチャー*件数 (累計)	13件 (令和6年3月)	46件

主な部門別計画

- ・三原市創業支援等事業計画 (平成27年2月策定、令和6年12月改定)



スタートアップ創出シティカレッジ



創業支援トークセミナー

多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-2 商工業、サービス業

施策 4-2-1 商工業・サービス業の振興



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

地元企業や新たな立地企業が、地域経済の重要な担い手として、地域の雇用や経済活動に大きく貢献している。

現状

- 人材や資金など経営資源*の制約がある中、中小企業や小規模事業者が単独で新商品の開発や販路の開拓、販売促進などの事業活動の課題に対応していくことは難しい状況にあります。
- コロナ融資（ゼロゼロ融資）*の返済など、中小企業や小規模事業者の資金繰りの悪化により、事業の継続が困難になるおそれがあります。
- 半数近くの中小企業で後継者が不在となっており、事業者の減少により雇用や技術が失われる可能性があります。
- 本郷産業団地が完売したことから、すぐに売却可能な産業用地がないため、新たな企業立地による工業振興を図ることができません。
- 少子化に加え、進学や就職の年代である20歳前後で転出超過となっており、生産年齢人口の減少が続く中、市内企業においては、必要とする人員を確保できていない状況下で、令和2年度以降の製造品出荷額*等や粗付加価値額*は増加傾向にありますが、事業所数と従業員数は減少傾向にあります。

課題

- 商工団体や産業支援機関と連携し、中小企業や小規模事業者の技術開発や先端設備導入などによる成長を支援する必要があります。
- 中小企業や小規模事業者の経営安定化のため、商工団体や金融機関との連携のもと、融資制度や利子補給金制度の活用を促進する必要があります。
- 中小企業や小規模事業者の事業承継の取組を支援する必要があります。
- 新たな企業の立地や市内企業の拡張意向に対応できないため、新たな産業用地の確保について、検討する必要があります。
- 今後も慢性的な人手不足が懸念される中、企業が持続的に成長発展していくためには、人財の確保・育成と生産性向上への取組は必要不可欠です。

基本方針 1

中小企業や小規模事業者が安定的な経済基盤を確立するために、新商品開発、販路開拓や販売促進等の事業活動による成長を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
備後圏域連携事業* による産業支援件数	129件 (令和5年度)	165件
事業承継マッチング* 件数 (累計)	(今後調査)	10件

基本方針 2

市内企業の持続的な成長への支援と企業誘致の推進による産業振興を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
工場等立地促進制度奨励金交付件数	12件 (令和5年度)	15件

基本方針 3

市内企業が持続的に発展・成長していくために、人財の確保や育成など、雇用・就労に関する取組を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
雇用対策事業に参加した企業の採用人数	6人 (令和5年度)	6人



事業承継マッチングサイト



完売した本郷産業団地

多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-3 農林水産業

施策 4-3-1 農林水産業の担い手育成と生産振興



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

農林水産業を支える担い手が確保され、農林水産物の生産額が増加している。

現状

- 高齢化や資材高騰の影響で農林水産業での所得確保が難しくなり、農業経営体や海面漁業経営体が減少しています。
- 米の需要が減少する中、水田農業の経営環境の悪化が懸念され、水稻の作付面積が減少しています。

課題

- 農業においては、農地の集積・集約を進め、単位面積当たりの経費を削減するとともに、付加価値を付けて販売することにより、農業所得を向上させ、農業経営体数を維持する必要があります。
- 水産業では、漁獲量の回復と水産物の付加価値販売を行い、漁業を継続できる所得を確保し、漁業者数を維持する必要があります。
- 営農条件の良い農地を集積・集約するとともに、スマート農業技術*などを導入し、効率的な農業を行う必要があります。



スマート農業導入支援（ラジコン草刈機）



重点品目の栽培振興（ホウレンソウ栽培）

基本方針 1

担い手の減少や経営規模の拡大に対応するための効率的な農林業を推進するため、スマート農業技術*などの導入や農地の集積・集約を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
スマート農業技術*の検証件数 (累計)	4件 (令和6年3月)	17件
担い手への農地集積率	31% (令和6年3月)	50%
農業産出額	96.5億円 (令和4年)	109.5億円

基本方針 2

農業所得の向上やリスク分散により経営を安定させるため、新規需要米*や加工用米の栽培面積拡大、6次産業化*などによる生産物の高付加価値化や新たな市場開拓を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
経営所得安定対策交付金のうち米に関する交付金額	219,674千円 (令和5年度)	246,985千円
6次産業化*した商品の売上額	47,729千円 (令和5年度)	57,275千円

基本方針 3

漁獲量の回復と水産業所得の向上のため、漁業資源の増大と6次産業化*による高付加価値化を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
海面漁業漁獲量	39トン (令和5年)	44トン
組合員一人当たりの平均海面漁業収入額	104万円 (令和5年)	119万円
アユの漁獲量	742.5kg (令和2年～5年の平均)	891.0kg

主な部門別計画

- ・三原市農業振興ビジョン (令和2年3月策定、令和7年3月改訂)
- ・浜の活力再生プラン (令和5年1月策定)

多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-3 農林水産業

施策 4-3-2 農林水産基盤の保全と長寿命化



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

田畑・水路などの農林水産基盤や森林の公益的・多面的機能*が維持されている。

現状

- 農村地域の人口減少や高齢化により、適正に管理されていない農地が増加しています。
- 高齢化などによる後継者不足により、排水機場を運転する担い手がいないため、管理者が不足しています。
- 老朽化した施設が多く、一度に改修・更新ができないため、故障の発生が増加しています。
- イノシシやシカ以外に小動物の出没が増加し、野生鳥獣による農作物被害が継続して発生しています。
- 木材価格の低迷や不在森林所有者の増加により、整備されず荒廃した森林が増え、土砂災害のリスクが高まっています。

課題

- 営農条件の悪い農地に対する支援を行い、農地を維持管理する必要があります。
- 設備が旧式のため、排水機施設の運転と管理が必要です。また、排水機の計画的な改修や更新が必要です。
- 環境の改善、効果的な防護柵の設置、加害個体の捕獲という順序で行う総合的な取組を地域主体で進めていく必要があります。
- 手入れ不足により荒廃した森林が増加し、森林の公益的機能が低下しているため、里山林を手入れする必要があります。

基本方針 1

持続可能な地域農業を支えるため、農地管理や農業用水路等の施設の長寿命化を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
多面的機能支払事業の取組面積	2,221ha (令和5年度)	2,400ha
中山間地域等直接支払事業の取組面積	1,706ha (令和5年度)	1,920ha

基本方針 2

有害鳥獣による農作物の被害防止のため、総合的な取組を強化するとともに、市内全域へ波及させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
有害鳥獣による農作物の被害額	9,268千円 (令和5年度)	4,634千円

基本方針 3

農地の安定的な農業生産と公益的機能を維持するため、用排水路や農道、排水機場などの施設の補修と計画的な保全や更新を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
排水機能の不具合による排水機場の停止件数	0件 (令和5年度)	0件

基本方針 4

森林の持つ国土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収など、公益的機能を確保するため、森林の保全に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人工林の健全化と里山林の整備面積 (累計)	87ha (令和6年3月)	187ha

主な部門別計画

- ・三原市農業振興ビジョン (令和2年3月策定、令和7年3月改訂)
- ・三原市森林整備計画 (令和4年4月策定)
- ・三原の森づくり事業推進方針 (平成19年9月策定、令和4年5月改定)

「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-1 移住・関係人口*

施策 5-1-1 移住の促進、関係人口*の創出



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

三原に住みたい人・移り住む人・関わりたい（応援・来訪・貢献）人が増加している。

現状

- リモートワーク*の普及や働き方の多様化、自然豊かな地域や災害などのリスクが低い地域での生活ニーズの増加など、それぞれのライフスタイルに合った暮らしを求める動きが広がっています。
- 地方部では、人口減少と少子高齢化が進み、地域活動の担い手となる人材や地域経済を支える人材、地域課題を解決しようとする人材が不足しています。とりわけ、若年層（20代～30代）の減少が進んでいます。
- 移住検討者からの相談件数は増加傾向にありますが、より多くの相談を受けている自治体もあります。また、全転入者に占める移住者の割合も県内自治体と比較して低い状況にあります。

課題

- 社会環境の変化に合わせ、都市部から地方への人の流れを受け入れる体制を整える必要があります。
- 市の認知度を高める取組を継続的に行っていくことや、移住に向けて一步を踏み出すことへの支援、移住後の不安や負担の軽減に取り組む必要があります。
- 移住に至らなくても、地域外に住みながら地域活動の担い手となる人材や地域経済を支える人材、地域課題を解決しようとする人材を確保することが必要です。
- 若年層（20代～30代）にとって魅力的な仕事や教育、子育てなどの環境を提供する必要があります。

基本方針 1

市の認知度を高める取組を継続的に行っていくことや、気軽に移住を試したり、相談したりできるような環境づくりに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
移住相談件数	433件 (令和5年度)	735件
市の移住サポートに満足している人の割合	96% (令和5年度)	100%

基本方針 2

移住検討者に対して、移住後の住まい、仕事、人、コミュニティなどの情報提供や、移動にかかる費用や住居の取得、就労の促進や子育てなどへの支援を通じて、環境が変わることへの不安や移住に伴う負担の軽減に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
移住世帯数	59世帯 (令和5年度)	100世帯
移住支援制度への満足度	92% (令和5年度)	100%

基本方針 3

市外に住みながらも継続的に三原市に多様な形で関わる人材(まちの活性化や地域課題の解決、新たなことへのチャレンジ、三原市のPRなどに取り組む人材)の確保に向けて取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
本施策を通じて新たにつながりができた人数 (累計)	76人 (令和6年3月)	120人
本施策をきっかけとして継続的な取組に定着した事業数 (累計)	1事業 (令和5年度)	5事業



島・まち・里山でのライフスタイルが選べる三原の暮らし



移住検討者への相談対応

「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-2 観光

施策 5-2-1 観光の振興



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

瀬戸内の食や自然、祭りや歴史文化など、「三原ならではの」魅力を体験して三原を好きになり、また三原を訪れる人が増えている。

現状

- 魅力的な観光コンテンツ*が少なく、効果的な観光情報の発信ができていないため、三原を目的地として訪れる観光客は少ない状況にあります。
- 「筆影山」や「佛通寺」など知名度のある観光スポットは存在しますが、観光地として求められる受入体制が構築できておらず、観光地としての認知度が低い状況です。
- 長時間滞在できる観光施設が少なく、宿泊を伴わない日帰り観光客が多いため、観光消費額*が少ない状況です。
- 空港、新幹線の駅、港、高速道路のインターチェンジなど各方面からのアクセスの良さが観光誘客につながっておらず、交通の要衝という強みを活かせていません。
- 市内に国際便が発着する空港がありますが、観光施設や宿泊施設にインバウンド需要を取り込めていません。

課題

- 観光消費額*を増加させるために、滞在時間の延長やエリア内の周遊、さらには市内への宿泊につながる魅力的なコンテンツを充実させる必要があります。
- 観光サービスを担う人材の育成、観光産業に携わる事業者のおもてなし意識の醸成など、観光推進体制を充実させる必要があります。
- 旅行の目的や楽しみ方が多様化する中、三原市への来訪を促すため、ターゲットに応じた戦略的な情報発信や広域連携によるプロモーション*強化を図る必要があります。
- インバウンド需要を市内に取り込むため、ニーズに合った満足度の高いツアーを造成するなど、インバウンド*受入体制を充実させる必要があります。

基本方針 1

滞在時間の延長、周遊や宿泊につなげるため、観光関連事業者と連携し、三原ならではの魅力が体感できる観光コンテンツ*を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
体験ツアープログラムへの参加者数	803人 (令和5年度)	1,100人
三原4大祭りへの来場者数	50万人 (令和5年度)	60万人
やっさ教室への参加者数	557人 (令和6年度)	660人
観光案内所での対応者数	26,057人 (令和5年度)	29,000人

基本方針 2

観光客の多様化するニーズに対応し、来訪を促すため、ターゲットに応じた戦略的な情報発信や広域連携によるプロモーション*強化を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
やっさだるマンインスタグラムの投稿閲覧数	32,574件 (令和5年度)	37,500件
(株)空・道・港のホームページ閲覧数	298,131件 (令和5年度)	301,000件
外国人観光客数	13,312人 (令和5年)	14,300人

主な部門別計画

- ・三原市観光ビジョン (令和6年3月策定)



竜王山からの眺望



やっさ祭り

「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-3 歴史、文化財

施策 5-3-1 歴史・文化財の保存・活用



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

みはら資源の価値を地域全体で認め、継承している。

みはら資源…指定を受けた文化財だけでなく、三原らしさをあらわし、「三原をかたちづくる」有形・無形の文化財や財産を言います。

現状

- 地域の宝であるみはら資源が、認識不足、継承者不足、経済活動、異常気象などによって損失する可能性があります。
- 観光、経済、地域づくりなどの場面でのみはら資源の活用は一部にとどまっているため、市独自の歴史と文化を市内外の人知らないことが多くあります。
- 守り、活かす取組を支える仕組みがないことにより、所有者や団体の活動が停滞し、経済的負担も大きくなっています。
- 歴史文化に関心を持つ人や団体が交流できる場や機会が少ないことにより、その関心の継続や新しい活動の展開ができていません。
- 施設の老朽化や展示の固定化のほか、娯楽の社会的な変化によって、歴史文化の学習の拠点施設である歴史民俗資料館への来館者が減少し、三原独自の歴史文化を学び楽しむ人が減っています。
- 人口減少などによる自治組織の小規模化や情報化社会*による文化や生活様式の均一化によって、自らが暮らす地域の伝統行事や特徴、歴史が忘れられてきています。

課題

- 価値が明らかになっていないみはら資源の調査を行い、損失に備え、保護する必要があります。
- みはら資源の価値を明らかにし、その価値を多くの人に知らせる必要があります。
- 所有者や団体の活動を継続拡大するための支援が必要です。
- 将来、みはら資源を支える新たな人材の掘り起こしと育成が必要です。
- 歴史文化について学習する拠点である三原市歴史民俗資料館は、拠点施設としての機能を充実させる必要があります。
- 歴史文化に関心を持つ人や団体が交流できる場や機会が必要です。
- みはら資源を地域の象徴として保存活用に取り組む団体を増やす必要があります。

基本方針 1

多種多様なみはら資源の価値を明確にした上で、地域などで共有し、みはら資源をまもります。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
指定文化財数	298 件 (令和 6 年 3 月)	320 件
みはら資源の調査件数 (累計)	2,783 件 (令和 6 年 3 月)	3,000 件
みはら資源のデジタル化件数 (累計)	3,203 件 (令和 6 年 3 月)	4,200 件

基本方針 2

みはら資源を地域の誇り・象徴としてまちづくりにいかします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
みはら資源を「いかす」取組として実施した事業への参加者数	60 人 (令和 6 年度)	110 人
歴史民俗資料館の来館者数	4,472 人 (令和 5 年度)	8,000 人
みはら資源に関する市 HP 閲覧回数	15,779 回 (令和 5 年度)	17,000 回

基本方針 3

文化財を「まもる」ことで「いかす」ことができる、「いかす」からこそ「まもる」取組を進めるという好循環を「ささえる」仕組みをつくります。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
みはら資源の保存活用を行っている活動団体数	31 団体 (令和 6 年 3 月)	31 団体
「ささえる」人材育成のためのボランティア*事業参加者数	15 人 (令和 6 年度)	35 人

主な部門別計画

- ・三原市文化財保存活用地域計画 (令和 5 年 12 月策定)

「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-4 空港、港湾

施策 5-4-1 空港・港湾の活用



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

空港・港湾の運営管理者をはじめ、周辺に立地する事業者との連携により、空港・港湾施設と市内との間で人や物の流れが増加している。

現状

- 広島空港運営事業者においては、国内線・国際線の復便や利用者の増加に向けた取組が行われているとともに、同社において、2050年度に広島空港を「あらゆる旅行者に最も選ばれる玄関口」とするマスタープラン*が策定されています。
- 広島空港・JR三原駅間の交通手段が限られており、バスについては、広島方面行きと比較すると、JR三原駅方面には便数が大幅に少ない状況です。
- 広島空港に近接する産業団地には企業立地が進み、観光施設も併設・集積してきています。
- 広島空港周辺地域に居住する住民に寄り添いながら、空港運営や周辺地域の振興に取り組んでいます。
- 港湾整備は事業期間が長くなるため、市民や事業者が事業の効果を得るまでに時間がかかります。
- 中心市街地の活性化に向けて中心市街地活性化基本計画に示す人流の増加を図るため、三原内港（緑地・ターミナル・棧橋）を活用した取組が求められています。
- クルーズ客船*の寄港による観光をはじめとした地域振興を図るため、港湾施設（岸壁・棧橋・水域）の利用を促進する取組が求められています。

課題

- 広島空港エリアの活性化に向け、三原市単独と広域自治体での連携の両方の視点を持って、具体的な取組を検討し、実施する必要があります。
- 広島空港へのアクセス環境を改善していく必要があります。
- 広島空港周辺に立地している施設が点在しており、利用者目線の動線で施設間をつなぐ取組が必要です。
- 広島空港周辺に居住する住民がいつまでも安心して暮らし続けられるよう、引き続き、住民に寄り添った施策を推進していく必要があります。
- 港湾整備に活用できる予算が限られる中、国・県と連携し、埋立てや施設整備工事を早期に完了する必要があります。
- 中心市街地にある三原内港において、官民連携によるまちづくり・にぎわいづくりを進める必要があります。
- クルーズ客船*による国内外からの三原市訪問客に対応した受入環境の整備や誘客の取組を推進する必要があります。

基本方針 1

空港運営事業者や関係機関と連携し、空港を起点としたまちの活力づくりや周辺地域の安全・安心な環境づくり、空港へのアクセス環境改善に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
広島空港周辺施設の年間利用者数	1,317千人 (令和5年度)	1,710千人
活力づくりに貢献した広島臨空広域都市圏振興協議会*で実施した事業の割合	100% (令和5年度)	100%
広島空港周辺地域の事業進捗率	56% (令和5年度)	100%

基本方針 2

国・県と連携し、三原内港の再整備や松浜地区の埋立工事など、港湾施設の整備を促進するとともに、民間事業者と連携したイベントを開催するなど、港湾施設を活用したにぎわいづくりに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
三原内港を活用した定期的なイベント件数	0件 (令和5年度)	6件
三原内港を活用したイベントの来場者数	19,881人 (令和5年度)	52,000人
尾道糸崎港港湾整備事業(三原内港)の事業進捗率	0% (令和6年3月)	100%
尾道糸崎港港湾整備事業(松浜地区)の事業進捗率	78.7% (令和6年3月)	100%
尾道糸崎港(三原市港湾区域)へのクルーズ客船*入港数	4件 (令和5年度)	6件

主な部門別計画

- ・広島臨空広域都市圏活性化ビジョン(令和元年12月策定)
- ・三原内港再生基本計画(令和4年3月策定)
- ・三原内港再生実施計画(令和5年6月策定)
- ・第2期三原市中心市街地活性化基本計画(令和5年3月策定)
- ・三原市観光ビジョン(令和6年3月策定)

「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-5 中心市街地

施策 5-5-1 中心市街地の活性化



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

空き店舗が減り、新しい商業・サービス・飲食などの店舗の立地や歩行者回遊空間の整備が進み、まちのにぎわいが増している。

現状

- 交通手段の多様化やオンラインサービス*の普及などの影響を受け、中心市街地の機能が低下し、中心市街地の歩行者等通行量が増加していません。
- 人口減少により顧客基盤が縮小し、購買層の行動変化などもあり、商店街の活力が低下し、中心市街地の空き店舗数は、令和2年をピークに近年は微減傾向で推移しているものの大きく減少していません。
- 市の人口は減少傾向にあり、他の地域よりも緩やかではありますが、中心市街地の人口も近年は減少傾向となっています。
- 本町地区住民の高齢化と若い世代の減少により、本町地域の活力・魅力が低下しています。

課題

- 中心市街地を訪れる人を増やすため、中心市街地の魅力を向上させる必要があります。
- 商店街の魅力を向上させるため、中心市街地活性化協議会の構成団体が連携して取組を進めるとともに、空き店舗を活用した新たな出店や経営を支援する必要があります。
- 便利で住みやすく、快適な住環境を整備する必要があります。
- 魅力あるまちなみづくり事業により、本町地区を住みやすい生活環境に改善するとともに、訪れたい魅力的な歩行空間・目的地とする必要があります。

基本方針 1

交通結節拠点*や歴史的資源などの魅力を有効に活用するとともに、商業地としての魅力を高め、中心市街地の集客力と回遊性の向上につながる取組を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
歩行者・自転車通行量 (平日)	19,584 人 (令和 5 年度)	24,286 人
歩行者・自転車通行量 (休日)	17,252 人 (令和 5 年度)	20,540 人
中心市街地の空き店舗数	63 店舗 (令和 5 年度)	63 店舗

基本方針 2

本町西国街道地区における魅力あるまちなみづくりに向け、道路の美装化とまちなみづくりガイドラインに沿った取組を行い、住みよい・にぎわいのあるまちづくりを推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
本町西国街道地区における道路美装化整備率	0.0% (令和 6 年 3 月)	100%

主な部門別計画

- ・第 2 期三原市中心市街地活性化基本計画 (令和 5 年 3 月策定)
- ・本町西国街道地区まちなみづくり基本方針 (令和 2 年 3 月策定)
- ・西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン (令和 3 年 8 月策定)
- ・西国街道・本町地区街なみ環境整備方針 (令和 4 年 3 月策定)
- ・西国街道・本町地区街なみ環境整備事業計画 (令和 4 年 3 月策定)



JR 三原駅前のにぎわい



本町通り (西国街道) の将来イメージ図

政策 6-1 行財政運営

施策 6-1-1 適正・効果的な行政運営の推進

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

社会の要請に応えた果敢なチャレンジにより、長期総合計画の各施策が順調に成果をあげ、“めざすべきまちの姿”の実現が着実に近づいている。

現状

- 本格的な人口減少社会の到来・少子高齢化が見込まれる中、職員や税収の確保が難しくなり、市財政状況がより一層厳しさを増すことだけでなく、行政だけで行政サービスの維持が困難になることが想定されます。
- デジタル化の進展などにより、社会変化がより激しくなっているだけでなく、市民の価値観や生活様式の変化や多様化に伴い、行政サービスに関する市民ニーズも複雑化・多様化しています。

課題

- 必要な経営資源*の制約が大きくなる中で、「最少の経費で最大の成果を上げる」ためには、長期的な展望に立ち、これまで以上に効率的・効果的な行政運営が必要です。
- 従来とは異なる社会情勢において、最適な行政サービスを提供していくためには、前例にとらわれず果敢にチャレンジすることにより、社会変化に対し柔軟かつ迅速に対応できる行政（組織・職員）であることが必要です。

基本方針 1

前例にとらわれない業務改革を推進するとともに、合理的根拠を重視した戦略的で実効性の高い事業を展開します。

基本方針 2

変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材育成と挑戦する組織づくりを行います。

基本方針 3

市民や企業などの多様な主体と連携しながら、持続可能で質の高い行政サービスを提供します。

主な部門別計画

- ・三原市行財政改革推進計画（令和 7 年 3 月策定）
- ・三原市人材育成・確保基本方針（平成 18 年 10 月策定、令和 7 年 4 月改定）
- ・第 2 期広島広域都市圏発展ビジョン（令和 3 年 3 月策定、令和 7 年 3 月改訂）
- ・第 3 期びんご圏域ビジョン（令和 7 年 3 月策定）



事業レビュー

政策 6-1 行財政運営

施策 6-1-2 適正な財政運営の推進

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

将来にわたって持続可能な行政経営を支え、各施策における“めざすべきまちの姿”の実現に向けた健全な財政が維持されている。

現状

- 納税者（市民、法人）が、新たに課税されたことを知らなかったり、納税を失念することにより、課税した年度内に納税されていないものがあります。
- 経常経費*（人件費*、扶助費*、物件費*、公債費* など）が増大し、財政運営を圧迫しています。
- 人口一人当たりの地方債* 現在高が県内平均より多く、将来世代に負担をかけています。
- 依存財源*の割合が高く、毎年度の予算編成時における一般財源の確保が不透明さを増しています。
- 公共施設等の全体的な老朽化が進み、そのうち約3割は同時期（1970年代後半から1980年代前半）に竣工しており、大規模改修や更新の時期が重なっているため、全ての施設の維持管理・大規模改修・建替えを行うためには多額の費用が必要になる見込みです。

課題

- 納税者の税金制度に対する知識を深め、納税意識を高めるための取組が必要です。
- 事業の有効性や効率性を向上させながら、歳出を減らす対策が必要です。
- 将来世代への負担を抑えるため、地方債*の繰上償還や交付税措置*のある地方債*を優先した借入れを引き続き行う必要があります。
- 将来にわたって限りある一般財源を有効に配分・活用するため、国や県の動向を注視しながら中長期的な将来推計を行い、将来的な財源不足に備えるため、財源の確保（歳入の増）と適切な配分（歳出の減）が必要です。
- 人口減少や年齢構成の変化による施設需要の変化への対応が必要です。

基本方針 1

財源を確保するため、市税の適正な課税と収入率の向上や、分譲地や未利用財産の効率的な売却、新たな自主財源*の確保、国・県補助制度や地方債*制度の効果的な活用などに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市税の収入率	98.3% (令和5年度)	98.7%
自主財源比率*	38.2% (令和5年度)	38.5%

基本方針 2

中長期的な財政運営方針を策定し、効果的・効率的で歳入に見合った財源の配分を行います。

基本方針 3

「公共施設類型別実施計画」に基づき、機能の複合化・集約化等による建物床面積の削減を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共施設の延床面積削減率 (対平成26年度比)	5.9% (令和6年3月)	15.0%

基本方針 4

長寿命化計画の策定や統一的な基準に基づく定期的な点検を強化することにより、長寿命化と予防保全を推進し、公共施設等の安全性や利便性を向上します。

主な部門別計画

- ・三原市財政運営方針 (令和7年3月策定)
- ・三原市公共施設等総合管理計画 (平成28年3月策定)
- ・第2期三原市公共施設類型別実施計画 (令和7年2月策定)
- ・三原市公共施設長寿命化方針 (令和元年7月策定)
- ・三原市公有財産利活用基本方針 (令和4年3月策定)

政策 6-2 デジタル化

施策 6-2-1 デジタル化の推進



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民や事業者などに市役所へ行かなくても申請や手続きが終えられるという選択肢がある。

現状

- 以前から対面による手続きが前提であったため、市民や事業者は開庁時間に合わせて来庁し、手続きをしなくてはなりません。
- 書面を主体とした手続きのため、庁舎内の滞在時間が長くなっています。
- 市民等へ産業振興、中山間地域*活性化、子育て支援、安全・安心などの各分野における最新のデジタル技術を活用したサービスを提供できていません。
- マイナンバーカード*の用途が広がっておらず、国のマイナポイント*事業によってマイナンバーカード*の交付を受けた状況にとどまっています。
- 高齢者のスマートフォン保有率は高い水準であるものの、用途として携帯電話の延長程度にとどまっており、スマートフォンを十分に活用していません。
- デジタルデバインド*対策として実施した情報基盤整備事業から一定の年数が経過し、より高速な通信環境が一般的となり、それに伴って通信量が増大したことにより、100Mbps*の通信速度では遅延が生じることがあります。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、標準準拠システムへ移行できるよう、進めています。

課題

- 市民や事業者にとって（アナログ手段を含めて）有用なサービスを適用し、利便性の向上を実感できる環境を整える必要があります。
- 来庁者の滞在時間を短くするために、来庁者の書類作成や移動経路の動線の見直しと併せて職員側の受付手順を見直すなど、窓口業務全般を最適化する必要があります。
- 各分野の施策においてデジタル技術を用いた実証事業を積極的に行い、その結果を踏まえてサービスを実装し、市民等に新しい行政サービスを提供する必要があります。
- マイナンバーカード*が国民にとって運転免許証やキャッシュカードのように生活に必須の機能や用途を持つものとなるよう、国に働きかける必要があります。
- 民間事業者との協業等を通じてスマートフォンの多様な使い方を学べる場や機会を提供する必要があります。

- 民間事業者による無線高速通信等の新たなサービスが一般的となるまでの間、通信機器や通信線を継続的に更新する必要があります。
- 国において更なる地方公共団体の事務の標準化・共通化への検討が進められており、検討結果に合わせて対応していく必要があります。

基本方針 1

市役所に行かなくても手続きができる、来庁したとしてもより効率的に手続きが終えられるように、市役所での手続きの方法や受付窓口を利用者目線に変えるなど、よりよい行政サービスを提供します。

成果指標

指標の名称	現状値（時点）	目標値（10年後）
証明書等をコンビニ等のキオスク端末（マルチコピー機）で交付した枚数の割合	12.2% (令和5年度)	50.0%
市役所に行かなくても電子申請などの手続きができる割合	20.3% (令和6年12月)	90.0%
出生や転入などのライフイベント*に関する窓口業務で改善した数	0件 (令和6年12月)	20件

基本方針 2

市民等へ産業振興、中山間地域*活性化、子育て支援、安全・安心などの各分野における最新のデジタル技術を活用したサービスを受けることができる状態にします。

成果指標

指標の名称	現状値（時点）	目標値（10年後）
デジタル技術を活用した実証事業数（累計）	24事業 (令和6年12月)	60事業
デジタル技術を活用した実装事業数（累計）	21事業 (令和6年12月)	65事業
デジタル関係の国県等補助事業の活用件数（累計）	16事業 (令和6年12月)	35事業
デジタル活用支援講習会の参加者数	851人 (令和5年度)	450人
デジタル活用支援講習会の開催回数	91回 (令和5年度)	50回

基本方針 3

民間事業者による無線高速通信等の新たなサービスが一般的となるまでの間、計画的に情報基盤施設の更新を行い、情報格差を生まないような対策を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値（時点）	目標値（10年後）
シェルター設備*の更新進捗率	55% (令和6年3月)	100%

主な部門別計画

- ・三原市デジタルファースト実行計画（令和4年3月策定）

政策 6-3 情報発信

施策 6-3-1 戦略的・効果的な情報発信



基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が市政情報等を把握し、地域への愛着・誇りを持ち、官民一体で情報発信を行うことで、市外の人から、行きたい、住みたい、応援したいまちとして認知されている。

現状

- 新聞折り込みによる広報誌の配布数の減少や、スマートフォン等を所持していない人がいることなどにより、市民や市の情報を欲する人に情報が届いていない状況です。
- 多くの市民や市内事業者が、まちの魅力（歴史資産や地域産品、取組等）を感じておらず、市に愛着や誇りを持つという意識になっていません。
- 市民が住んでいるまちの魅力や話題を把握し、自ら率先して発信する状況には至っていません。
- 市内で遊ぶ場所や買物をする場所がないと思われており、市外の人が三原市を「行きたい」「住みたい」「応援したい」まちとして感じていません。

課題

- デジタル媒体を使う人には情報を比較的簡単に届けられますが、使えない人にも情報が届くような対応を行う必要があります。
- 市の情報や魅力を分かりやすく市民や事業者に提供する必要があります。
- 官民が一体となって、まちの魅力を発信していくという意識を醸成する必要があります。
- 魅力的な店舗や地域産品、市が取り組んでいる事業などを積極的に市外に発信していく必要があります。

基本方針 1

広報誌や市ホームページ、FM みはら、SNS*などの多様な手段を用いた情報発信により、市内外の幅広い人に行政サービスや環境、人などの地域資源に関する情報を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市公式 LINE アカウント* 友だち登録者数	30,527 人 (令和 6 年 3 月)	32,000 人
市政や防災、イベントなどの情報が市広報などで分かりやすく提供されていると感じる市民の割合	58.8% (令和 7 年 1 月)	75.0%
市公式 LINE・市ホームページ・マチイロアプリによる広報誌閲覧者数	111,957 人 (令和 5 年度)	145,000 人

基本方針 2

「行きたい」「住みたい」「応援したい」まちとしての認知度を向上させるため、地域資源を発掘、創造し、交流・関係・移住・定住人口の増加を促進する関係施策と連動したプロモーション*の企画・実施・情報発信を官民一体で取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市民のまちへの愛着や誇り (シビックプライド*)	75.0% (令和 7 年 3 月)	80.0%
市のシティプロモーション*に関心を持った人	33,670 人 (令和 5 年度)	50,000 人
ふるさと納税寄附件数	17,292 件 (令和 5 年度)	62,000 件

主な部門別計画

- ・第 2 期三原市シティプロモーション戦略 (令和 6 年 3 月策定)



ふるさと納税ポスター



多様な情報伝達手段

参考資料

- 1 用語解説
 - 2 市民アンケート調査結果概要
 - 3 策定経過
 - 4 諮問書
 - 5 答申書
 - 6 三原市長期総合計画策定条例
 - 7 市長の附属機関に関する条例
 - 8 三原市基本構想策定審議会委員名簿
 - 9 三原市長期総合計画策定委員会設置要綱
- 

1 用語解説

あ行

アカウント p.135

コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどを使用するための権利や資格のこと。

空き家バンク p.107

市内に空き家を所有する人の申込みにより物件を登録し、空き家の利用を希望する人に登録物件を紹介する制度のこと。

粗付加価値額 p.112

生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出した額。

アンコンシャス・バイアス p.38

無意識の偏ったモノの見方のこと。ほかにも「無意識の思い込み」、「無意識の偏見」等と表現されることがある。

依存財源 p.6、130

国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする、市が独自に収入額を決められない収入のこと。

一次救急、二次救急 p.66、67

一次救急（初期救急）は、症状が軽く緊急性も低い、入院の必要がない軽症患者に対して行う救急医療のこと。

二次救急は、手術や入院が必要な重症患者に対して行う救急医療のこと。

一般事業主行動計画 p.41

ここでは「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画をいい、男女を通じた働き方改革への取組、女性の積極的採用や人材育成など採用から登用までの各段階に応じた取組な

ど、事業主が実施すべき取組をまとめた計画のこと。

一般廃棄物 p.26、94、95

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。

医療・介護サービス p.71

病気やケガ、加齢や障害などで日常生活を送る上で困難を抱えている人に対して、必要なサポートを提供するサービスの総称。

医療的ケア児コーディネーター

..... p.73

医療的ケア児等とその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等やその家族をつなぐ役割と、保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整する役割を担う人のこと。

インキュベーション施設 p.110

起業家の育成や新しいビジネスを支援する施設のこと。

インバウンド p.120

外国から訪れてくる旅行のこと。

汚水処理人口普及率 p.104

住民基本台帳人口に対する各汚水処理施設の処理区域内人口（下水道、集落排水などの処理区域内人口とそれ以外の区域における浄化槽等の整備済人口の合計）の割合のこと。

汚濁負荷 p.104

汚濁物質が水系に流入することにより、水域環境や水産業、農業、レクリエーション等に対して及ぼす悪影響のこと。

オンラインサービス …… p.126

インターネットに接続して行うサービスのこと。

か行

学力調査 …… p.50

児童生徒の学力を把握・分析し、課題の改善に役立てることを目的に、文部科学省が毎年4月に小学校第6学年、中学校第3学年を対象に実施する国語、算数（数学）等のテストのこと。

活動中核組織 …… p.43

地域課題を解決するための効率的で実効性ある活動を行うことができる区域を統括する組織のこと。連合町内会、自治振興会などがある。

合併処理浄化槽 …… p.104、105

トイレと台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

関係人口 …… p.118

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

がん検診 …… p.64、65

がんを早期に発見・治療することにより、がんによる死亡を予防する目的で、特定のがんに対する検査を行うこと。

観光コンテンツ …… p.120、121

観光客に提供される観光情報や体験プログラム、ツアーのこと。

観光消費額 …… p.120

観光客による宿泊、交通、飲食、娯楽などに伴う消費額のこと。

感震ブレーカー …… p.84

地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する装置のこと。地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電から復旧した時に発生する火災を防ぐことができる。

幹川流路 …… p.80

地域において、流量、長さ、流域の大きさなどが、重要と考えられる河川や水路のこと。

救急救命士 …… p.85

緊急時に高度な救急救命処置を行うための特別な資格（国家資格）を持ち、心肺蘇生法や気道確保、薬剤投与などを行いながら、患者を適切な医療機関へ搬送する医療従事者のこと。

狂犬病 …… p.90、91

ほとんど全ての哺乳動物から感染する可能性のある感染症のことで、発症するとほぼ100%死亡する。世界中で年間数万人が死亡する感染症であるが、昭和32(1957)年以降、国内では発生していない。

協働 …… p.2、34、43、44、45、59、69、73、81、156

2者以上の者が、同じ目的のために、協力して働くこと。

居住誘導区域 …… p.97

市街化区域又は非線引き都市計画区域において、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生

活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。

クルーズ客船 …… p.124、125

宿泊用の客室やレストラン、ラウンジ、劇場などを備え、船による周遊旅行を提供するための旅客船のこと。

グループホーム …… p.73

対象となる人が、夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、相談や日常生活上の援助を行う。

経営資源 …… p.112、128

企業や組織の運営・活動に必要な要素や能力のことで、ヒト（人材）、モノ（物）、カネ（資金）、情報が代表的な要素。

経常経費 …… p.130

現行の行政サービスや行政水準を維持していくため、毎年継続して固定的に支出される経費のこと。

経常収支比率 …… p.103、105

収益（営業収益＋営業外収益。特別利益を除く。）で費用（営業費用＋営業外費用。特別損失を除く。）をどの程度賄えているかを示した比率のこと。比率が100%未満の場合には、単年度の収支が赤字であることを表す。

経費回収率 …… p.105

特定の財源で費用をどの程度賄えているかを示した比率のこと。

刑法犯認知 …… p.88

刑法に定められている殺人、窃盗、詐欺などの犯罪の発生を、警察などの捜査機関が確認すること。

激甚化 …… p.28、31、33、78、96、98

災害の規模や範囲などが以前よりも大きく激しくなること。

健康寿命 …… p.18、32、64、71

平均寿命から寝たきりや認知症など介護や病気療養が必要な期間を除いた、日常生活が制限されることなく過ごせる期間のこと。

広域緊急輸送道路 …… p.82

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画で定められた道路で、県内と隣接県の防災拠点上重要な施設である「庁舎、空港、港湾、自衛隊基地」を相互に連絡する道路のこと。

高規格道路 …… p.98、99

国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間等を連結して、その時間距離の短縮を図る国土の骨格を支える基幹的な高速陸上交通ネットワークとして計画に位置付けられた規格の高い道路のこと。

公共下水道事業計画区域 p.81、105

公共下水道事業において、全体計画区域のうち5年から7年の間に公共下水道を整備する予定としている区域のこと。

公共下水道処理区域 …… p.104

し尿や生活雑排水などの汚水や工場等から排出される汚水を下水道に流すことができる区域のこと。

公共用水域 …… p.104

水質汚濁防止法に規定される、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。ただし、下水道は除いたものをいう。

口腔機能 p.64

噛む（咀嚼（そ）しゃく）、飲み込む（嚥下（えんげ））、話す（発声）、唾液の分泌、味覚などのお口の機能をいう。

公債費 p.6、130

借金に対する元金と利子の償還に要する経費のこと。

交通結節拠点 p.33、127

鉄道、バス、タクシー、旅客船など、様々な交通手段の乗換えが行われる拠点のこと。

交付税措置 p.130

普通交付税額の計算に算入されること。一部の地方債で、借り入れた後に元利償還金の一部が普通交付税に算入されるものがある。

コーディネート機能 p.68

異なる資源や要素を結びつけ、それらを適切に配置・調整し、効果的に機能させる役割のこと。

コミュニティ・スクール p.59

学校と地域の関係者が目標やビジョンを共有し、地域の未来を担う子どもたちが、地域に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長していくことをめざす仕組みのこと。

コロナ融資（ゼロゼロ融資） .. p.112

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、売上げが減少している中小企業や個人事業者を対象に実質無利子・無担保で融資する制度のこと。

コワーキングスペース p.110

様々な人たちが空間を共有しながら仕事を行うことができるスペースのこと。

コンパクトなまち p.96

郊外への宅地開発の進展の抑制、中心市街地の活性化などを図るため、暮らしに必要な医療や福祉、商業などの機能が集積し、効率的で持続可能なまちのこと。

さ行

財政力指数 p.6

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。数値が高いほど、財源に余裕があるといえる。

在宅当番医制度 p.66

郡市医師会ごとに複数の医師が、休日と夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れる制度のこと。

砂防事業 p.80

土砂災害から市民の命や暮らしを守るために行われる工事や、規制区域の指定などの防災対策事業の総称。

茶話会 p.70

お茶を飲みながら、参加者同士が親睦を深め、話題を語り合う、親しみやすい集まりのこと。

残菜 p.52

食べ残されて余った食べ物のこと。

シェルター設備 p.133

ケーブルテレビやインターネットのサービス

提供に必要なネットワーク機器等を収容した局舎のこと。

歯周疾患 p.65

歯の周りに歯石がつくことで細菌が繁殖し、炎症を起こし、歯を支えている歯肉（歯ぐき）、歯槽骨（歯を支えている骨）等、歯の周りの組織が侵される疾患のこと。進行度により、歯肉炎（歯ぐきの炎症）、歯周病（歯を支えている骨等の破壊を伴う炎症）と呼び、中高年以降では歯を失う原因のトップとなっている。

自主財源 p.6、131

地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。市税や使用料、財産収入、寄附金などがある。

自主財源比率 p.131

歳入総額に対する自主財源の割合を示す指標のこと。この割合が大きければ大きいほど、行政の自主性や安定性が確保されている。

自主防災組織 p.78、79

地域住民が協力して、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に、日頃から様々な活動を行う防災組織のこと。

自助・共助・公助 p.88

自助とは、一人ひとりが自ら取り組むこと。共助とは、地域や身近にいる人同士がともに取り組むこと。公助は、国や地方公共団体等が取り組むこと。

シティプロモーション p.135

市内外へ地域の魅力を発信するなど、地域への市民の愛着や誇りの醸成とともに、地域の認知度やイメージの向上につなげるために、地方自治体などが行う活動のこと。

シビックプライド p.135

地域や自治体に対する住民の愛着や誇りのこと。

市民協働 p.44、45

市民と行政、市民相互などで、直面する地域課題や公共的課題に力を合わせて取り組むこと。

社内ベンチャー p.111

会社内の既存事業にとらわれず、新しい会社を設立するようなイメージで、会社内で新規事業を立ち上げること。

周産期医療 p.66、67

妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの期間において、妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

重大違反対象物 p.84、85

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが全体の半分を超える範囲にわたって設置されていないもの若しくは機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

住宅セーフティネット p.107

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）に対する賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度のこと。

住宅用火災警報器

…………… p.84、85、86、87

平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務化された、家の中で火災が発生した際に煙や熱を感知し、音や光で知らせる装置のこと。

住民組織 …………… p.42、43、44、45

自治会、町内会など、一定の地域の住民により組織される自治組織のこと。

集落排水 …………… p.24、25、104

農業集落や漁業集落における衛生環境の向上や水質保全に寄与するため、し尿や生活雑排水などの汚水や雨水を処理する集合処理施設のこと。

循環型社会 …………… p.94、95

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会のこと。

消費生活センター …………… p.91

地方公共団体が運営する消費者のための相談・あっせん業務を行う機関のこと。契約のトラブルや商品の相談・苦情など、消費生活に関わる困りごとについて、専門の相談員が公平な立場に立って処理にあたる。

情報化社会 …………… p.122

誰もがいつでもどこでも様々な情報を手に入られる社会のこと。

消防水利 …………… p.84、85

火災が発生した際に消火活動に使う水を確保するための設備や場所のこと。消火栓や防火水槽、川や池などがある。

消火力 …………… p.84

災害が発生した際に、迅速かつ効果的に対応するための消防機関の能力や体制のこと。消防車や消防士の数、設備の充実などを含む。

食品ロス …………… p.95

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

新規需要米 …………… p.115

主食用米や加工用米、備蓄米以外で、国内の主食用米の需給に影響を及ぼさない用途の米のことで、次に掲げる米穀又は稲のこと。

- ・ 飼料用米
- ・ 米粉用米
- ・ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲と言われるもので牛の飼料となるもの）
- ・ 新市場開拓米（飼料用米、米粉用米を除く、国内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀）

人件費 …………… p.6、104、130

職員給、共済組合負担金、退職金、議員報酬、委員報酬など、職員等に対して勤労の対価、報酬として支払われる経費のこと。

人生100年時代 …………… p.56

平均寿命が延び、100年生きるのが当たり前になる時代のこと。

森林の公益的・多面的機能 …… p.116

森林が持つ国土保全、水源涵養、自然環境の保全、林産物の供給といった様々な価値のこと。

スキルアップ …………… p.38

能力や技能を高めること。必要な新しい技術や知識を習得して、これまで培ってきた技能を更に向上させること。

スマート農業技術 …… p.114、115

ロボットやAI（人工知能）、IoT（モノをインターネットに接続する技術）などの先端技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業技術のこと。

生活衛生関係施設 …… p.90、91

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所などの総称。

生活習慣病 …… p.64、65

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称のこと。

製造品出荷額 …… p.5、112

事業所の所有する原材料によって製造され、当該事業所から出荷したものの額のこと。

性的マイノリティ …… p.40、41

LGBTQ+をはじめとする性的少数者のこと。

た行

待機児童 …… p.49

保育の必要性の認定がされ、保育所等の入所申込みがされているが、入所していない児童のこと。ただし、ほかに入所可能な保育所があるにも関わらず、保護者の私的な理由により待機しているケース等を除く。

第2層協議体 …… p.69

小中学校区を圏域として、地域の課題を検討する話合いの場のこと。

ダウンサイジング …… p.102

施設の運用コストの削減やエネルギー効率の向上のために既存施設の規模を縮小すること。

多文化共生 …… p.39、46

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

男女共同参画社会 …… p.40、41

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会のこと。

単独処理浄化槽 …… p.104、105

トイレの排水だけを処理する浄化槽のこと。

地域おこし協力隊 …… p.42、43

地方自治体からの委嘱を受け、都市部から地方に住民票を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行う人のこと。

地域共生社会 …… p.30、68

全ての人が年齢や障害の有無、国籍、経済状況などにかかわらず、互いに支え合いながらともに生きることができる社会のこと。

地域共生プラットフォーム …… p.69

行政、福祉関係者、地域団体、企業、住民など、様々な関係者が連携し、地域の課題解決に向けて取り組む仕組みやネットワークのこと。

地域公共交通

…………… p.22、23、29、30、108

地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪

する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関のこと。

地域コミュニティ交通 … p.108、109

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行する交通機関のこと。

地域支援員 …… p.42、43

総務省の制度で、地方自治体からの委嘱を受け、行政と連携し、地域の点検活動、状況把握、話合いの促進等を行う、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材のこと。三原市においては、集落支援員を地域支援員という名称で設置している。

地方債 …… p.130、131

地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務のこと。

中山間地域

…………… p.30、42、43、96、132、133

三原市では中山間地域を次のとおり設定している。

三原地域：八幡町、高坂町、鷺浦町

本郷地域：船木地区、北方地区

久井地域：全域

大和地域：全域

超高齢社会 …… p.84

全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が21%を超える社会のこと。

超スマート社会 …… p.56

必要なものやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、

言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会のこと。

通行障害既存耐震不適格建築物

…………… p.82

地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのあるものとして指定を受けた建築物のこと。

デジタルデバイド …… p.132

情報通信技術の恩恵を受けることができる人とできない人の間に起こりうる格差のこと。

電子商取引 …… p.91

スマートフォンやタブレット型端末などから、インターネットなどの通信ネットワークを利用して、商品やサービス売り買いすること。

特定空家等 …… p.107

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等のこと。

特定健診 …… p.64、65

特定健康診査の略称であり、生活習慣病の予防や早期発見を目的とした健康診査のこと。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、40歳から74歳の健康保険加入者を対象として実施する。

特別活動 p.51

学級活動、生徒会・児童会活動、クラブ活動（小学校）、学校行事から構成される、多様な他者と協働する様々な集団活動のこと。

匿名・流動型犯罪グループ p.88

SNS を通じて募集する闇バイトなど、緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を活用しながら、役割を細分化して活動を行う犯罪集団のこと。

都市計画道路 p.98、99

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するため、都市計画法に基づき計画決定した道路のこと。

土砂災害警戒区域 p.80

土砂災害の発生により、市民の生命や身体に危害が生じるおそれがあると指定された区域。

な行

南海トラフ p.28、80

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域と土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートが接する海底にある溝状の地形を形成する区域のこと。

認知症 p.70、71

一度正常に達した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下した状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態のこと。

は行

パートナーシップ宣誓制度 p.40

性的マイノリティである二人がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係（パートナーシップ）であることを承認する制度のこと。

バックキャストिंग p.36

目標となる将来の理想の姿を想定し、その姿から現在を振り返り、今すべきことを定める考え方。

バリアフリー p.74、101

障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくすこと。現在では、物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味でも用いられる。

広島臨空広域都市圏振興協議会

..... p.125

広島空港をとりまく4市2町（三原市、竹原市、尾道市、東広島市、大崎上島町、世羅町）の市町長と議長で構成する協議会のこと。

備後圏域連携事業 p.113

連携中枢都市である福山市と6市2町（三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市）の区域で構成される備後圏域において、福山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づき、圏域を支える活力向上を目的として実施する事業のこと。

扶助費 p.6、130

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づき、障害者や高齢者、児童な

どに対してその生活を維持するために支出する経費のこと。

物件費 p.6、130

消費的性質をもつ経費のこと。旅費や消耗品費、手数料、備品購入費、委託料、賃借料などがある。

プラットフォーム p.110

環境や基盤のこと。

プロモーション p.120、121、135

商品やサービスを宣伝・広告するための活動や手法のこと。

方面隊 p.85

地域ごとに分けられた消防団の大きな単位のこと。三原市では7つに分けられている。災害時に効率的に対応するため、所属する分団を取りまとめ、指揮命令をスムーズに行うために設けられたグループを指す。

ボランティア

..... p.44、45、72、73、123

社会をより良くしていくため、自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人やその活動のこと。

ま行

マイナポイント p.132

令和2年9月から令和6年9月までの間に国が実施した事業で、マイナンバーカードを取得した上で、一定の手続きを行った人に付与されるキャッシュレス決済のポイントのこと。

マイナンバーカード p.132

マイナンバー（日本国内で住民票を有する全ての人に付与される個人番号）を証明する本人確認書類のこと。ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツールとされる。

マスタープラン p.124

全体の方向を示す基本計画のこと。

マッチング

..... p.44、49、70、107、113

様々なテーマで活動している人や団体を、必要に応じて結びつけること。

ムーンショット目標 p.13、15

内閣府が掲げる、人々の幸福（Human Well-being）の実現をめざすための10の目標のこと。将来の社会問題を解決するために、人々の幸福で豊かな暮らしの基盤となる社会、環境、経済の領域から、具体的な目標を決定したものの。

メディアリテラシー p.58

メディアの意味や特性を理解した上で、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアの在り方を考え、行動していくことができる能力のこと。

メンテナンスサイクル p.80、98

施設を適切に維持管理し続けるために、点検→診断→措置→記録→（次の点検）を繰り返し実施する業務サイクルのこと。

や行

やさしい日本語 p.46

一つの文を短くする、難しい言葉を簡単に言い換える、漢字にふりがなで読みを付けるなど、母語が日本語でない人にもわかりやすくした日本語のこと。

ユニバーサルデザイン p.73

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、全ての人が利用できるよう、常により良いものに改良していこうという考え方のこと。

要支援・要介護認定 p.71

対象者がどの程度の介護を必要とするかを7段階（要支援1・2、要介護1～5）にランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

ら行

ライフイベント p.133

出生、死亡、結婚、離婚、転入、転出、転居など、人生で起こりうる出来事のこと。

ライフステージ p.49、62、63

人間の一生における幼年期・学童期・思春期・青年期など、それぞれの段階のこと。

リスキリング p.30、56

職業能力の再開発、再教育を意味し、新しい職業に就くため、又は今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するため、必要なスキルを獲得すること。

リモートワーク p.118

ICT（情報通信技術）を利用し、普段勤務する場所とは異なる・離れた場所で仕事すること。また、そのような柔軟な働き方のこと。

流域治水 p.80

河川管理者の治水対策だけでなく、流域のあらゆる関係者が協働して水害対策を行う考え方のこと。

療育 p.72、73、74

障害のある乳幼児に対して、障害を軽減・改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育等を組織的に行うこと。

臨空広域都市圏 p.98

広島空港をとりまく三原市、竹原市、尾道市、東広島市、大崎上島町、世羅町の4市2町の圏域のこと。

隣保事業 p.39

欧米の「セツルメント活動」の日本語訳として使われている。地域が抱える問題を発見し、地域住民の交流を通じて、住民の生活や文化の向上をめざすコミュニティづくりを進める地域福祉事業のこと。

レジリエンス p.80

災害などで被害を受けても迅速に回復する復元力のこと。

D

DV p.40

配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力のこと。身体に対する暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含む。

F

FIT/FIP 制度 p.93

FIT 制度とは、Feed-in Tariff (フィード・イン・タリフ) の略称で、再生可能エネルギーで発電した電気を固定価格で一定期間、電力会社が買い取る制度のこと。FIP 制度とは、Feed-in Premium (フィード・イン・プレミアム) の略称で、再生可能エネルギーで発電した電気を売却した際に、売電収入に加えてプレミアム(補助額)を上乗せした金額が支払われる制度のこと。

G

GIGA スクール構想 p.54

児童生徒 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するという考え方のこと。

I

ICT p.13、32、54、55、108

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称で、情報・通信に関連する技術の総称。世代や地域を超えたコンピュータの利活用や、人と人、人とモノを結ぶコミュニケーションの構築に用いるもの。

L

LAN p.54

Local Area Network (ローカル・エリア・ネットワーク) の略称で、限られた範囲内でコンピュータやデバイスをつないで、情報をやり取りするためのネットワークのこと。

LGBTQ+ p.38

「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシャル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」と「Questioning (クエスチョニング)」、「Queer (クィア)」の頭文字をとって組み合わせた言葉のことで、それに加えられている「+」という文字は、「これらのほかにも様々なセクシュアリティがある」ということを意味するために使われている。性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。

M

Mbps p.132

Mega bit per second (メガ・ビット・パー・セカンド) の頭文字を取った略号のことで、1 秒間に処理できるデータ量を表す。1Mbps は、1 秒間に 0 か 1 のデータを約 100 万回処理できることを表す。

N

NBC 災害 p.84

核(Nuclear(ニュークリア))、生物(Biological(バイオロジカル))、化学(Chemical(ケミカル))による災害のこと。放射能漏れ、生物兵器による感染症の拡散、有毒ガスなどがある。

NPO p.72

Non Profit Organization (ノン・プロフィット・オーガナイゼーション) の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し、運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられることが多い。

業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

S

SNS p.58、88、92、135

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

Society 5.0 p.13

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、国がめざすべき新たな未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画において提唱された。

数字

3R p.94

循環型社会の形成を推進するための3つの行動(物を大切に使う Reduce(リデュース)、繰り返し使う Reuse(リユース)、ごみを再資源化する Recycle(リサイクル))の頭文字を取った総称。

6次産業化 p.115

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事

2 市民アンケート調査結果概要

※各表・グラフについては、端数処理の関係上、合計が100%にならないものもある。

第1節 調査の概要

(1) 目的

本市が取り組んできた施策に対する満足度や、今後、より充実を図るべき取組などについて調査し、次期長期総合計画に市民の声を反映させることを目的に実施した。

(2) 対象

住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の16歳以上（令和5年5月31日現在）の6,000人

(3) 実施方法

郵送による調査票の配布、郵送又はWEB（インターネット）による回答

(4) 調査期間

令和5年7月10日～8月6日

(5) 回収状況

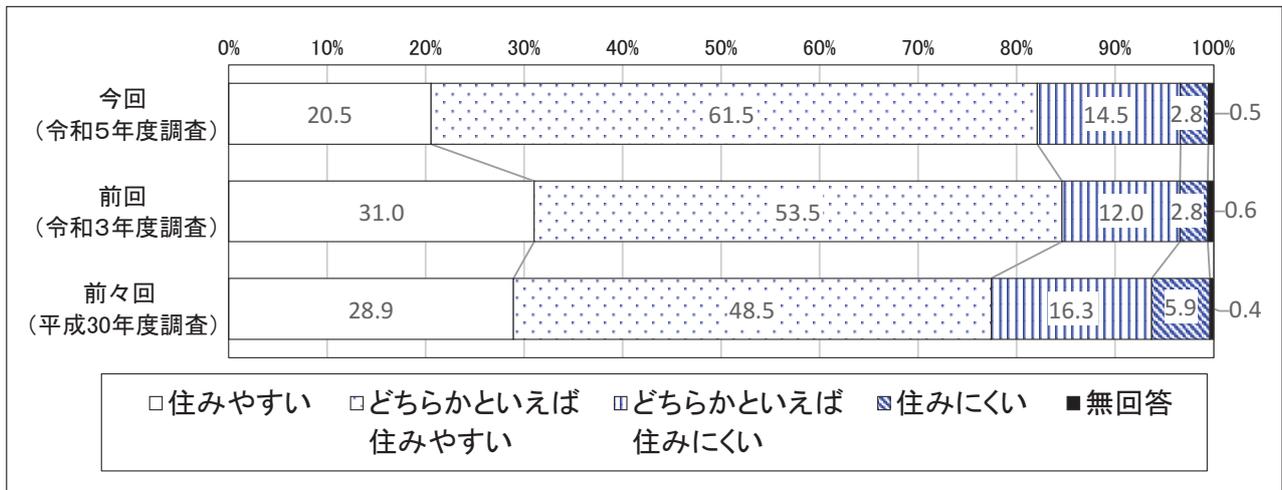
配布数6,000件、有効回収数2,429件（郵送分1,863件、WEB分566件）、回収率40.5%

年齢別回収状況	配布数	回収数	回収率	回収構成比	三原市の人口比 (R5.5.31時点)
10歳代(16歳～19歳)	250	55	22.0%	2.3%	4.6%
20歳代	639	136	21.3%	5.6%	10.7%
30歳代	632	194	30.7%	8.0%	12.0%
40歳代	819	290	35.4%	11.9%	16.5%
50歳代	1,132	455	40.2%	18.7%	17.2%
60歳代	1,235	598	48.4%	24.6%	17.8%
70歳代	1,293	694	53.7%	28.6%	21.3%
無回答	-	7	-	0.3%	-
合計	6,000	2,429	40.5%	100%	100%

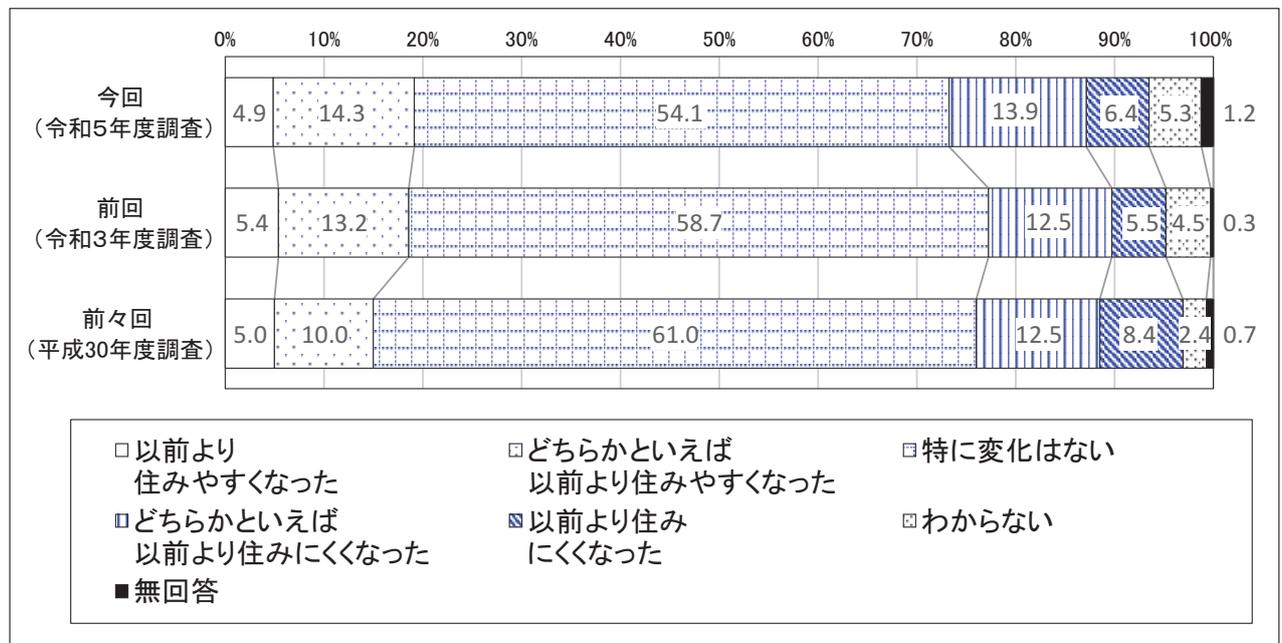
地域別回収状況	配布数	回収数	回収率	回収構成比	三原市の人口比 (R5.5.31時点)
三原地域	4,701	1,916	40.8%	78.9%	78.3%
本郷地域	709	281	39.6%	11.6%	11.9%
久井地域	265	107	40.4%	4.4%	4.4%
大和地域	325	118	36.3%	4.9%	5.4%
無回答	-	7	-	0.3%	-
合計	6,000	2,429	40.5%	100%	100%

第2節 調査結果の概要

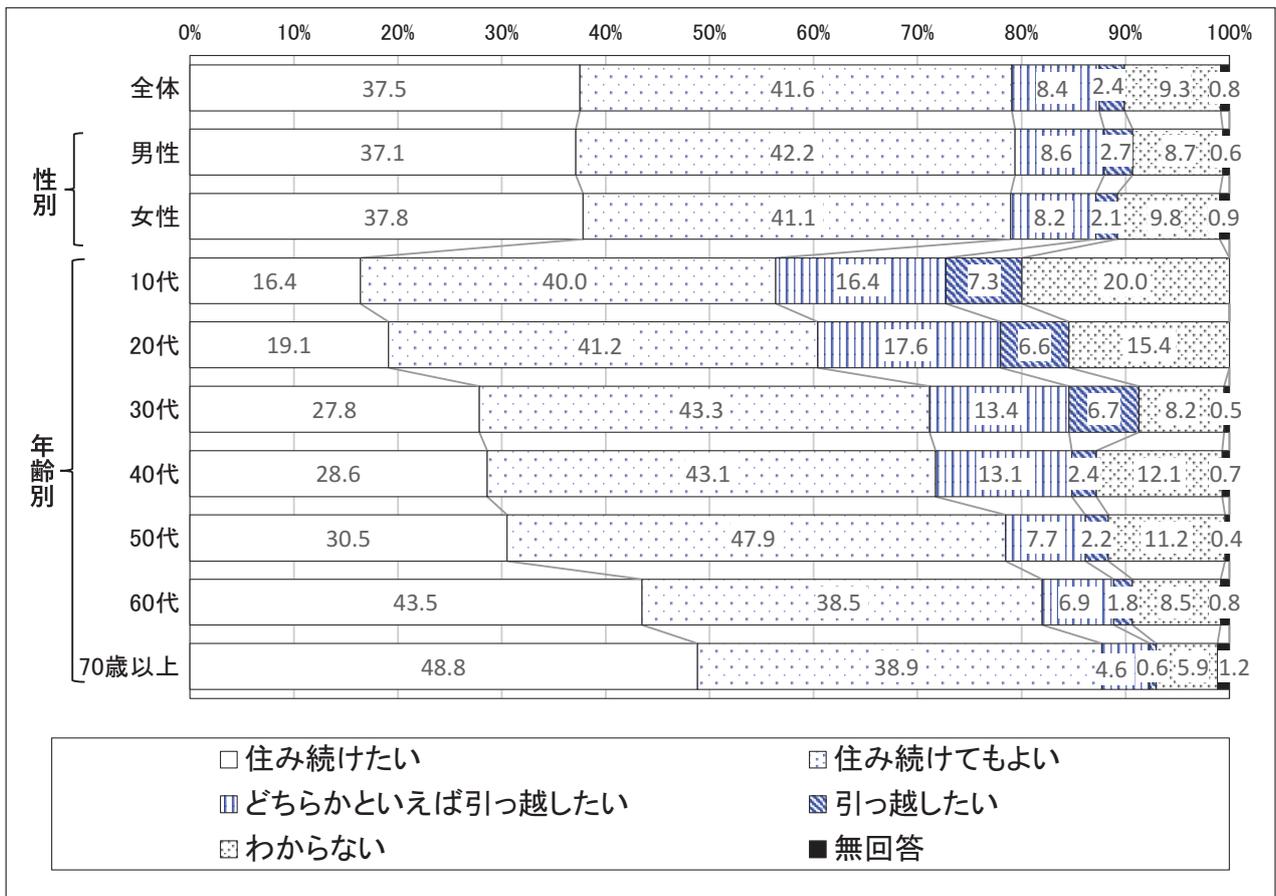
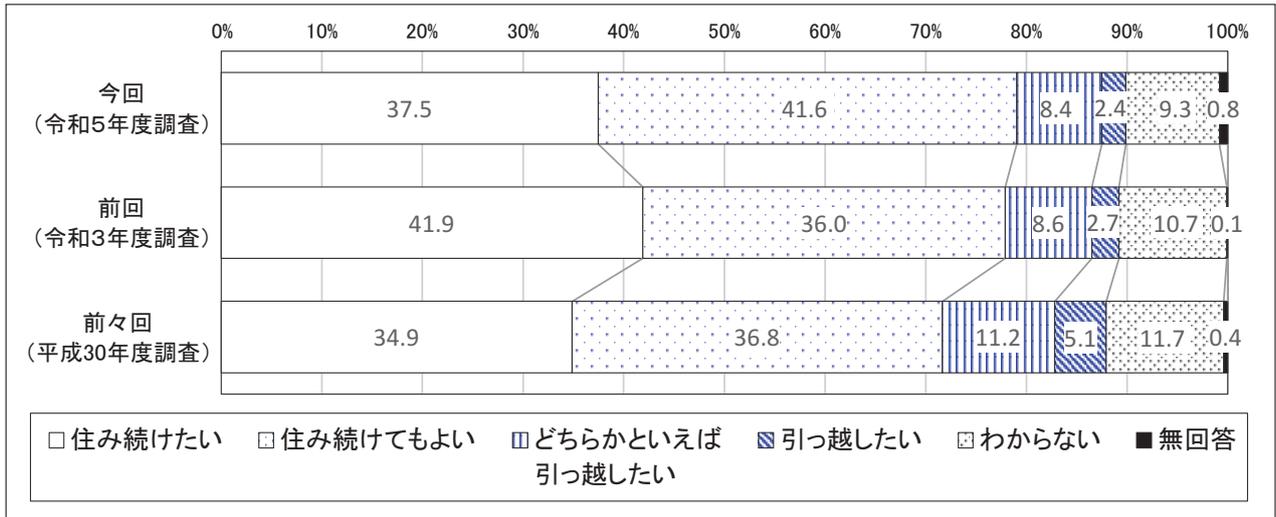
■三原市の「住みやすさ」■



■「住みやすさ」の変化■



■今後の三原市での居住意向■



■今後の三原市での居住意向（地域別）■

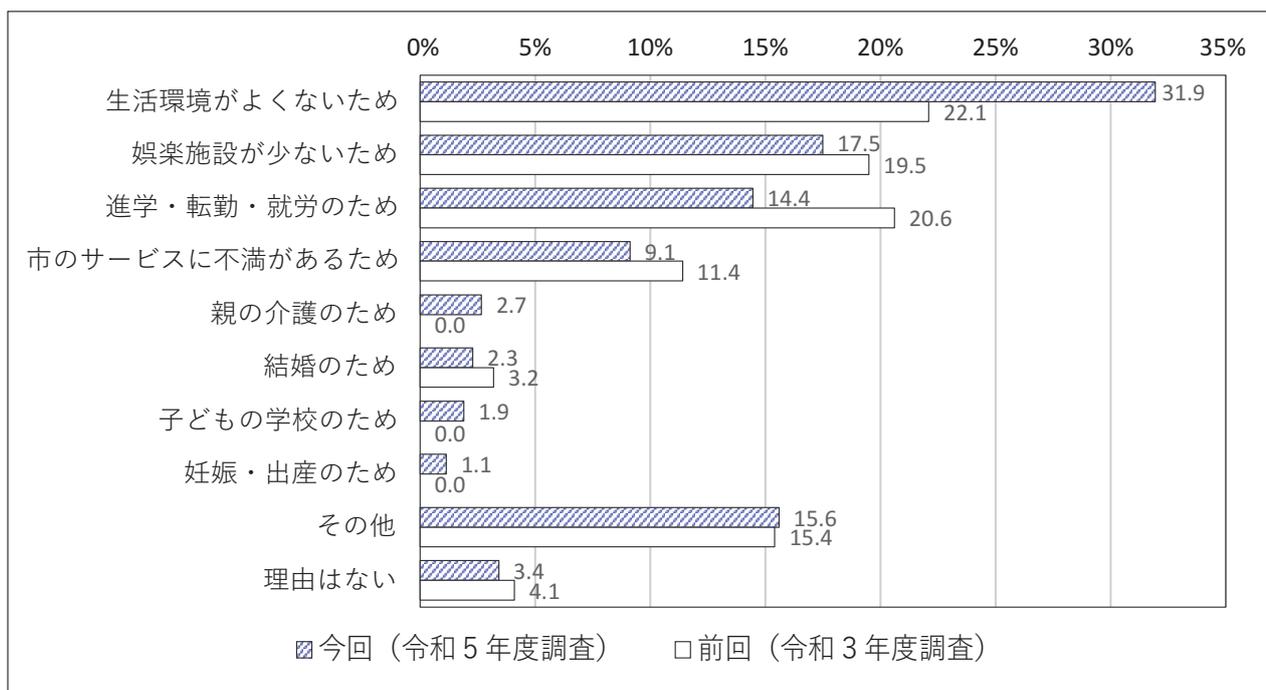
(単位：%)

	今回 (令和5年度調査)				前回 (令和3年度調査)			
	三原	本郷	久井	大和	三原	本郷	久井	大和
住み続けたい	37.2	36.3	53.3	32.2	34.5	35.7	37.2	36.4
住み続けてもよい	42.4	41.6	31.8	35.6	36.7	37.3	40.0	34.7
どちらかといえば引っ越したい	8.5	8.2	6.5	10.2	10.8	11.9	11.6	14.8
引っ越したい	2.2	2.5	0.9	5.9	5.3	6.0	3.2	2.1
わからない	9.0	10.0	7.5	14.4	12.4	8.5	8.1	11.3

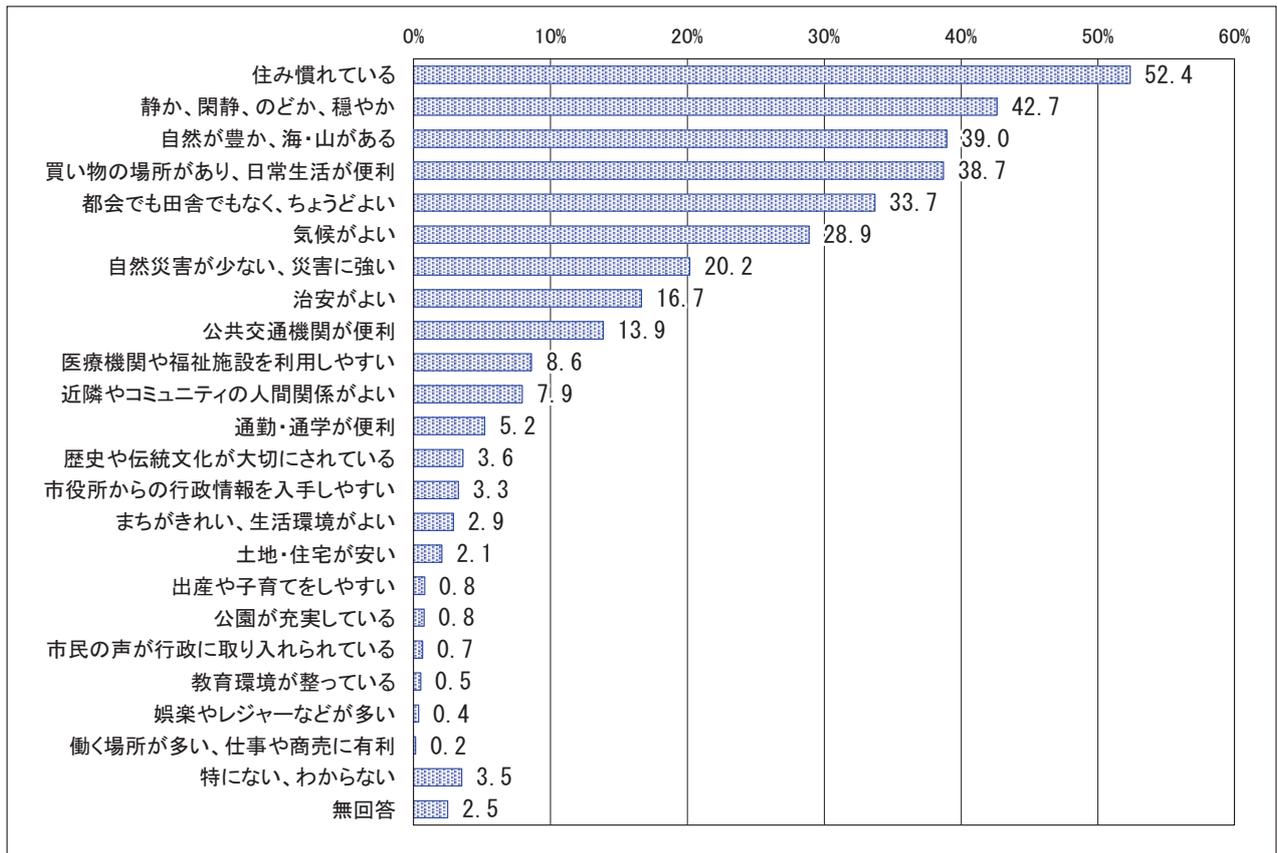
参考資料

参考資料

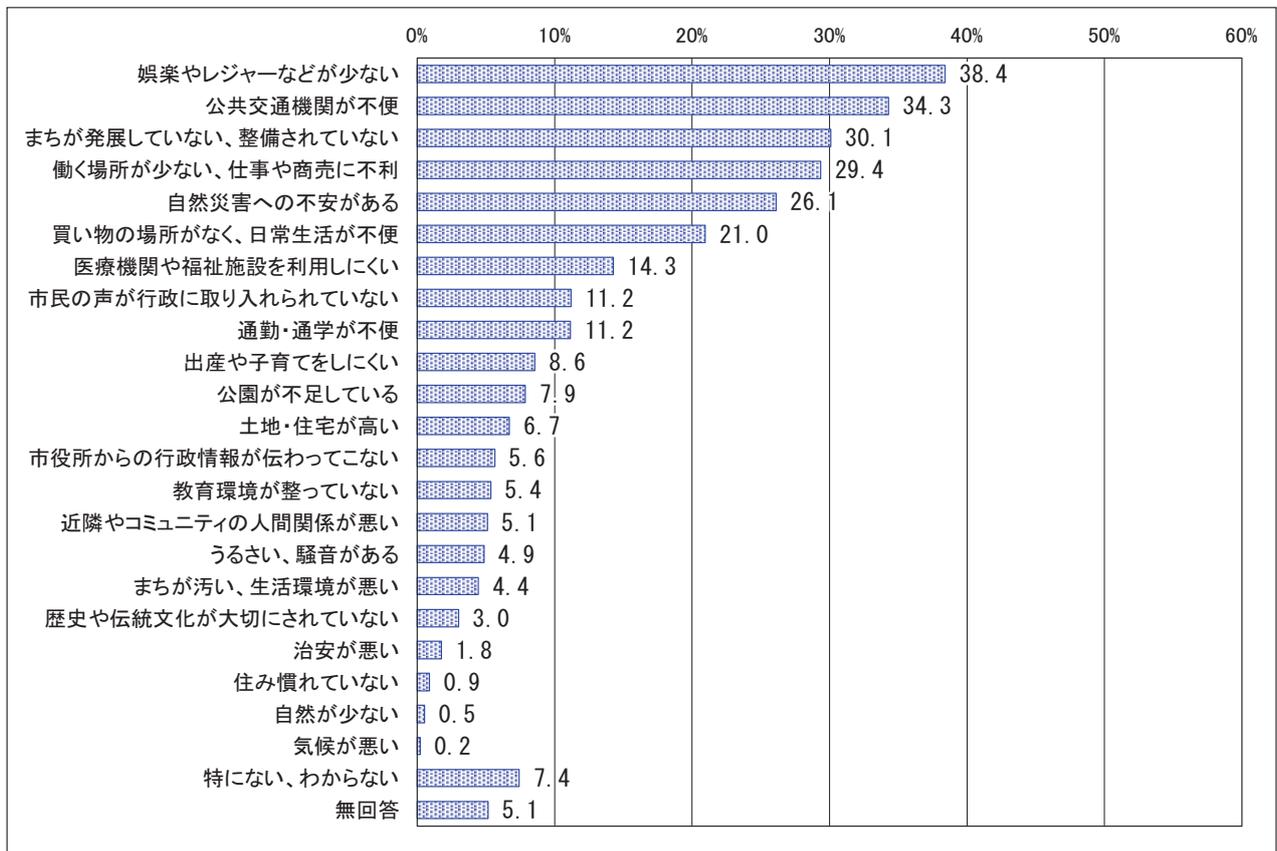
■三原市から転出したい理由■



■三原市で「住みやすさ」を感じるどころ（最大5つまで選択可）■



■三原市で「住みにくさ」を感じるどころ（最大5つまで選択可）■

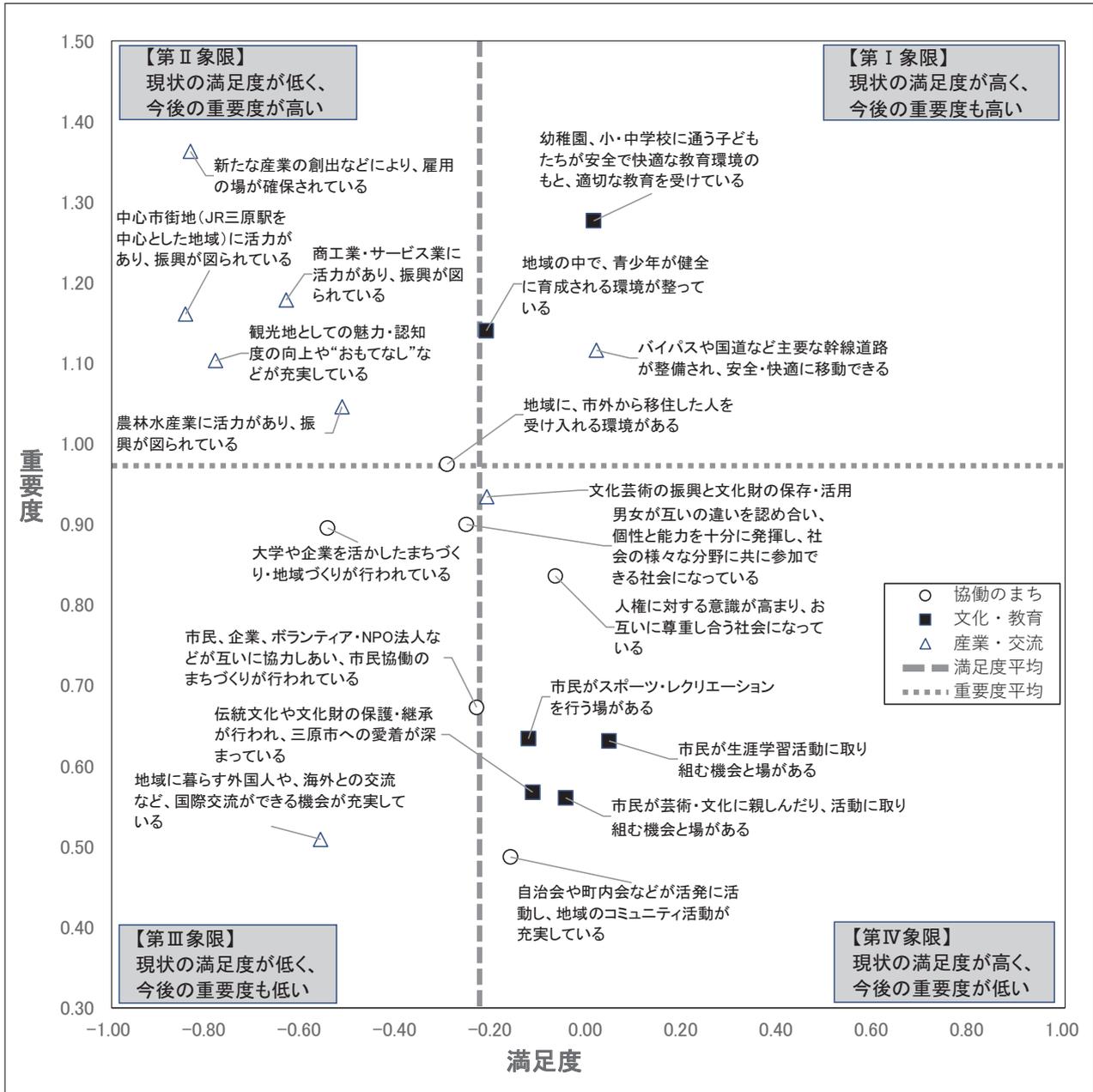


基本構想
1
基本計画
2
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

参考資料

参考資料

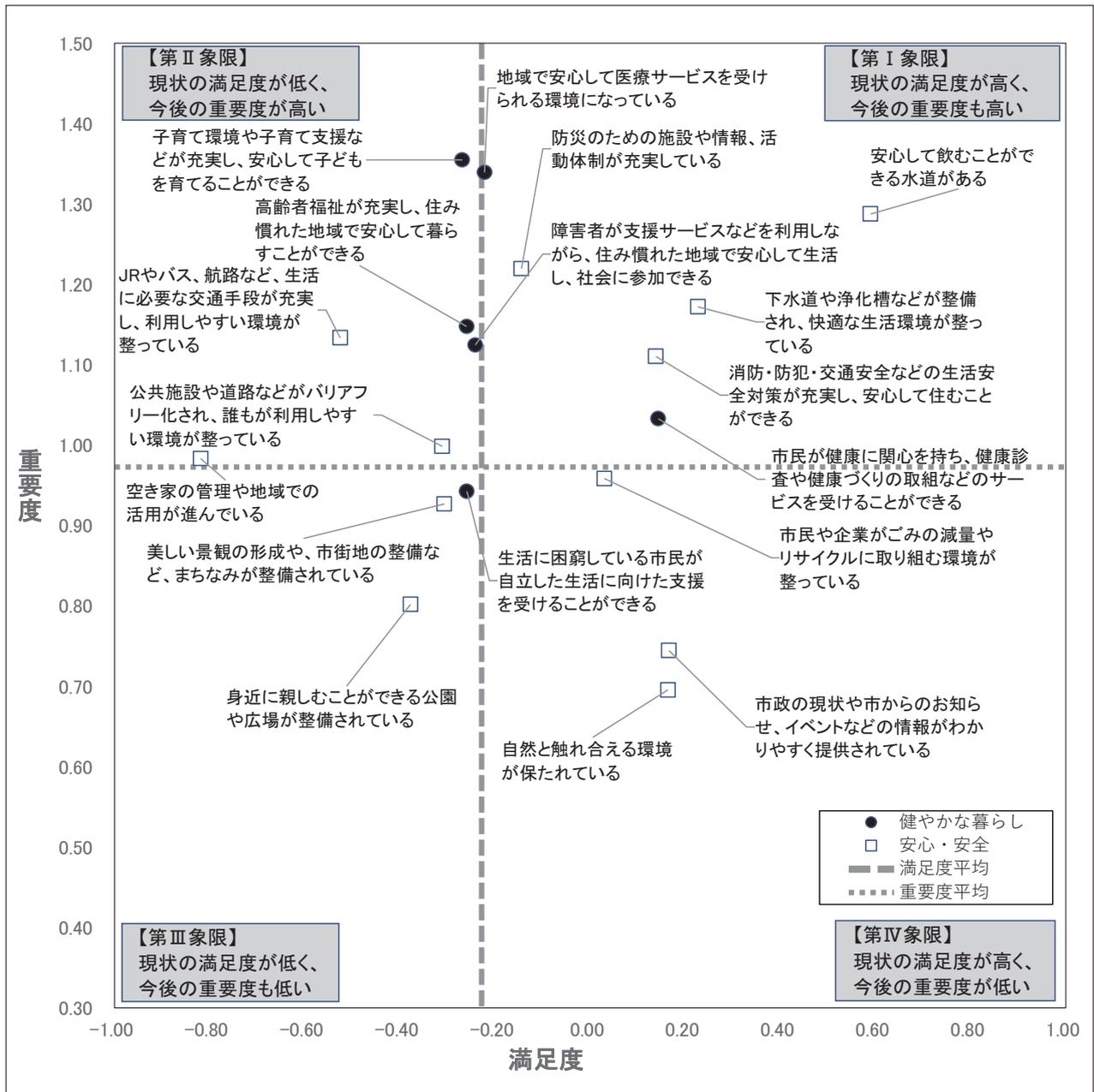
■施策ごとの現状の満足度×今後の重要度■
 (その1 協働*のまち、文化・教育、産業・交流)



注：38 施策を対象に、現状の満足度・今後の重要度の各々の段階に一定の重み（2点、1点、0点、-1点、-2点という得点）を設定した上、その重みを考慮した平均値（加重平均値）を算出することで、満足度と重要度の水準を相対的に可視化しています。

■施策ごとの現状の満足度×今後の重要度■

(その2 健やかな暮らし、安全・安心)



3 策定経過

年月日	三原市基本構想 策定審議会	三原市長期総合計画 策定委員会	市民アンケート・ ワークショップ	市議会
令和5年7月10日			アンケート発送 (6,000人)	
8月6日			アンケート回答締切 (回収率 40.5%)	
8月21日			団体インタビュー	
9月2日			第1回ワークショップ	
9月16日			第2回ワークショップ	
9月30日			第3回ワークショップ	
10月3日		第1回		
10月27日	委員の委嘱(27人) 第1回(諮問)			
10月30日		第2回		
11月20日				議員全員協議会
12月1日		第3回		
12月14日	第2回			
令和6年1月5日		第4回		
1月12日	第3回			
1月29日				議員全員協議会
2月5日		第5回		
2月19日	第4回			
3月1日		第6回		
3月18日				議員全員協議会
4月23日	第5回			
5月1日	答申			
5月7日		第7回		
6月4日				議案上程(基本構想)
6月14日				審査特別委員会
6月18日				議決
8月1日		第8回		
9月26日				議員全員協議会
11月14日		第9回		
令和7年1月27日				議員全員協議会
3月12日		第10回		

4 諮問書

三 経 第 177 号
令和5年10月27日

三原市基本構想策定審議会委員長 様

三原市長 岡 田 吉 弘

三原市長期総合計画基本構想の策定について（諮問）

三原市長期総合計画策定条例第3条の規定に基づき、三原市長期総合計画
基本構想の策定について、諮問します。

5 答申書

令和6年5月1日

三原市長 岡田 吉弘 様

三原市基本構想策定審議会
委員長 和田 崇

三原市長期総合計画基本構想の策定について（答申）

令和5年10月27日付け三経第177号で諮問がありました三原市長期総合計画基本構想について、5回にわたる基本構想策定審議会による審議の結果、内容を適当なものと認め、次の意見を付して答申します。

< 意 見 >

- 1 “めざすべきまちの姿”の実現に向け、市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人が主体的に三原市の課題に向き合うよう、まちづくりを進めてください。
- 2 基本計画の策定においては、これまでの長期総合計画における施策や取組の振り返りを基に、市の全庁を横断し、可能な限り具体性のある施策を定めてください。
- 3 人口減少の緩和や財源の確保を常に心がけ、施策や取組を着実に実行してください。

以上のほか、審議の過程で出された意見等を、今後の市政運営に活かしてください。

< 参考資料 >

1 三原市基本構想策定審議会の開催状況

回	開催日	内容	出席状況
1回	令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱 ○委員長の選出 ○諮問 ○基本構想に関する委員の意見交換 	22人
2回	令和5年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果 ・市民ワークショップ、団体インタビュー、職員ワークショップの検討結果 ○審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想骨子について 	24人
3回	令和6年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)について ・キャッチフレーズについて 	25人
4回	令和6年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズ案に対するポスターセッションの結果 ○審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)について ・キャッチフレーズについて 	19人
5回	令和6年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ○審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(最終案)について ・キャッチフレーズについて 	21人

6 三原市長期総合計画策定条例

○三原市長期総合計画策定条例

平成25年10月1日

条例第28号

改正 平成28年3月31日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、三原市長期総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画からなる、本市のまちづくりの指針で、市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最高理念であり、市の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(基本構想策定審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、市長等の附属機関に関する条例（平成17年三原市条例第29号）第2条に規定する三原市基本構想策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第5条 基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表

するものとする。

（策定後の措置）

第7条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（総合計画との整合）

第8条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市長の附属機関に関する条例の一部改正）

2 市長の附属機関に関する条例（平成17年三原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月31日条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

7 市長の附属機関に関する条例

○市長等の附属機関に関する条例（抄）

平成17年3月22日

条例第29号

最終改正 令和5年9月21日条例第38号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長等の附属機関の設置、運営等については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（名称、担当事務及び定数）

第2条 市長等の附属機関として設置する当該機関の名称、担当事務及び構成員の定数は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、市長等は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

3 市長等は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、附属機関の名称、担任する事務、委員の定数、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第3条 附属機関を構成する委員は、次に掲げる者のうちから、市長等が必要と認める者について委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 市の職員

(3) 関係行政機関又は団体の職員又は役員

(4) 担任する事務に関し、識見を有する者

(5) 担任する事務について特に利害関係を有する者

2 委員の任期は、別表に掲げる附属機関ごとに定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、前条第2項に規定する設置期間が1年未満の附属機関の委員の任期については、当該附属機関の設置期間とする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 別表に掲げる附属機関ごとに委員長を置き、それぞれの附属機関を組織する委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は、当該附属機関の事務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
三原市基本構想策定審議会	三原市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定に係る調査、審議及び答申に関する事務	27人	2年

8 三原市基本構想策定審議会委員名簿

団体・機関名	職名等	名 前
三原市体育協会	会長	池内 武志
一般社団法人三原青年会議所	理事長	石井 覚道
県立広島大学	保健福祉学部長	伊集院 睦雄
株式会社まちづくり三原	統括マネージャー	泉 太貴
-	-	今井 麻純
みはらウイメンズネットワーク	会長	岩本 由美
社会福祉法人三原市社会福祉協議会	会長	馬越 豊文
中国銀行 三原支店	支店長	大西 泰二
特定非営利活動法人みはらまちづくり兔っ兎	副理事長	影浦 和子
三原市私立幼稚園協会	会長	亀山 啓司
三原市自主防災組織連絡協議会	会長	先小山 譲
三原市私立保育連盟	会長	眞田 右文
一般社団法人三原観光協会	会長	鶴田 幸彦
株式会社空・道・港（観光 DMC）	観光事業部部長	長島 正博
広島銀行 三原支店	支店長	中村 治朗
若者活動スペース ちゃんくす	代表	西上 忠臣
ハローワーク三原（三原公共職業安定所）	統括職業指導官	濱田 泰裕
三原市漁業協同組合	代表理事組合長	濱松 照行
広島経済同友会 三原支部	支部長	原 邦高
三原臨空商工会	副会長	平畑 隆浩
三原商工会議所	副会頭	藤原 聖士
三原市 PTA 連合会	会長	森重 裕義
みはらし環境会議	運営委員長	森塚 佳世子
子育てサロンいないいないばぁ	代表	矢島 恵子
広島県中小企業家同友会 三原支部	-	吉井 誠
一般財団法人みはら文化芸術財団	常務理事・ 法人事務局長	吉原 和喜
県立広島大学	地域創生学部教授	和田 崇

9 三原市長期総合計画策定委員会設置要綱

○三原市長期総合計画策定委員会設置要綱

平成17年6月24日

要綱第217号

(目的及び設置)

第1条 三原市長期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を行うため、三原市長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、総合計画の策定に関する事務を所掌し、総合計画の原案を市長に提出するものとする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は担当副市長、副委員長は担当副市長以外の副市長をもって充てる。

3 委員は、三原市庁議等に関する規程(平成17年三原市訓令第6号)第2条第1項に規定する者(市長、副市長及び教育長を除く。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調整会議)

第5条 総合計画の策定に関する連絡及び調整を円滑に処理するため、総合計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、三原市庁議等に関する規程第6条第2項に規定する幹事課長をもって組織する。

3 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、そ

の意見を聞くことができる。

(調整担当者)

第6条 総合計画の策定に関し、各部内の連絡及び調整を円滑に処理するため、必要に応じて、各部等に総合計画策定調整担当者（以下「調整担当者」という。）を置く。

2 調整担当者は、委員長が指名した者をもって充てる。

(策定班)

第7条 委員会の事務を分担するため、必要に応じて、委員会に総合計画策定班（以下「策定班」という。）を置く。

2 策定班は、各部等の職員のうちから委員長が指名した者をもって組織する。

3 策定班の組織及び運営に関する事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日三原市要綱第114号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日三原市要綱第73号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日三原市要綱第50号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日三原市要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月30日三原市要綱第74号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日三原市要綱第 52 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 7 日三原市要綱第 105 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

三原市長期総合計画

令和7(2025)年3月

発行 三原市

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL(0848)67-6270(直通) FAX(0848)64-7101

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

編集 三原市経営企画部経営企画課



未来に
自慢できる
まちへ
MIHARA

人が
たのしみ